

第 10 回 幹 事 会

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

日 本 学 術 会 議

配布資料

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 出席者一覧
- 資料 3 非公開審議事項
- 資料 4 第9回幹事会議事要旨
- 資料 5 諸報告事項
- 資料 6 審議事項
- 資料 7 政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告
「政府統計の改革に向けて－変革期にある我が国政府統計への提言－」
- 資料 8 次回以降の日程について

- 参考 1 日本学術会議第148回総会 日程概要（案）
- 参考 2 日本学術会議の活動に関する説明会議事次第（案）
- 参考 3 第1次連携会員の発令状況等
- 参考 4 課題別委員会の委員候補者の推薦について（依頼）
- 参考 5 日本学術会議における今後の予定
- 参考 6 課題別委員会一覧
- 参考 7 「科学者の行動規範」（暫定版）及び「科学者倫理の遵守に関する要請」について
- 参考 8 日本学術会議関連新聞記事

第 10 回幹事会議事次第

日 時 平成 18 年 3 月 23 日 (木) 14:00～

議 題 1 非公開審議事項

- (1) 委員候補者の推薦 (提案 1)
- (2) 国際委員会分科会委員候補者の決定 (提案 2, 3)
- (3) 課題別委員会委員候補者の決定
 - ① 学術ジェンダー委員会 (提案 4)
 - ② 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会 (提案 5)
 - ③ 教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会 (提案 6)
 - ④ 地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会 (提案 33)
 - ⑤ 科学者の行動規範に関する検討委員会分科会 (提案 34)
- (4) 分野別委員会分科会の委員の候補者の決定について (提案 32)
- (5) 日本学術会議中国・四国地区会議構成員の追加について (提案 7)

2 前回幹事会以降の諸報告

3 総合科学技術会議報告

4 審議事項

- (1) 対外報告
 - ・政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告 (提案 8)
- (2) 会則、細則の改正 (総会)
 - ① 日本学術会議会則の一部改正 (提案 9)
 - ② 日本学術会議細則の一部改正 (提案 10)
- (3) 要綱の改正等
 - ① 運営内規の一部改正 (提案 11)
 - ② 連携会員候補者の推薦様式の決定 (提案 13)
 - ③ 委員会の分科会等の設置提案様式の一部改正 (提案 27)
 - ④ 分野別委員会運営要綱の一部改正 (提案 28)
 - ⑤ 国際委員会運営要綱の一部改正 (提案 29)
 - ⑥ 地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置要綱の一部改正 (提案 30)
 - ⑦ 科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部改正 (提案 31)

(4) 委員会の設置等

- ① 科学者コミュニティと知の統合委員会設置及び要綱案（提案 14, 15）
- ② エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会設置及び要綱案（提案 16, 17）
- ③ 課題別委員会設置の在り方についての幹事会決定（提案 12）

(5) 平成 18 年度代表派遣

- ① 旅費配分計画（提案 18）
- ② 実施計画（提案 19）
- ③ 派遣（4 月～6 月分）（提案 20）

(6) 第 6 回アジア学術会議の開催（提案 21）

(7) シンポジウムの開催（提案 22～26）

5 その他

第 10 回幹事会（3 月 23 日）出席者一覧

会 長 黒 川 清

副会長 浅 島 誠

第一部 部長 広 渡 清 吾

 副部長 佐 藤 学

 幹事 江 原 由美子

 幹事 鈴 村 興太郎

第二部 部長 金 澤 一 郎

 副部長 唐 木 英 明

 幹事 廣 橋 説 雄

 幹事 鷺 谷 いづみ

第三部 副部長 土 居 範 久

 幹事 河 野 長

 幹事 小 林 敏 雄

政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告

「政府統計の改革に向けて－変革期にある我が国政府統計への提言－」

説明者 樋 口 美 雄（第 1 部会員）

諸 報 告 事 項

第 1	前回幹事会以降の経過報告	P. 1
1	会長代理の指名	P. 1
2	審議付託等	P. 1
3	賞等の推薦	P. 1
4	会長等出席行事	P. 1
5	シンポジウムの開催	P. 2
6	日本学術会議—英国王立協会共同ワークショップ「ナノテクノロジー の健康・環境・社会影響に関する日英合同ワークショップ」の開催	P. 2
7	慶弔	P. 2
第 2	各部・各委員会等報告	P. 3
1	機能別委員会の開催とその議題	P. 3
2	分野別委員会の開催とその議題	P. 4
3	課題別委員会の開催とその議題	P. 6
第 3	総合科学技術会議報告	P. 7

第1 前回幹事会以降の経過報告

1 会長代理の指名

会長が海外出張につき、日本学術会議法第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり副会長を会長代理に指名した。

期 間	用 務 先	会 長 代 理
3月18日～22日	バンコク、北京	石倉副会長

2 審議付託等

件 名	申 請 者	審議・付託先
名古屋大学情報連携基盤センター運営委員会委員候補者の推薦について	国立大学法人 名古屋大学情報連携基盤センター長	情報学委員会
学術刊行物の審査について	日本郵政公社南関東支社長 日本郵政公社東京支社長 日本郵政公社北陸支社長 日本郵政公社近畿支社長 日本郵政公社九州支社長	科学者委員会

3 賞等の推薦

件 名	照 会 先	備 考
本田賞	各部	推薦見送り
キング・ファイサル国際賞	各部	推薦見送り
ソウル平和賞	各部	照会中
Said Khoury 賞	各部	照会中

4 会長等出席行事

月 日	行 事 等	対 応 者
3月1日	[表敬訪問・意見交換] ハーバード大学教授 (NAS：全米科学アカデミー会員) Professor , Harvard University Prof . Lewis M. Branscomb	黒川会長

5 シンポジウムの開催

日本学術会議地域振興中部地区フォーラム「大学と知的資源と地域イノベーション」を、3月3日（金）金沢大学で開催した。

6 日本学術会議—英国王立協会共同ワークショップ「ナノテクノロジーの健康・環境・社会影響に関する日英合同ワークショップ」の開催

期 間：2月23日（木）

場 所：東京ビッグサイト

標記ワークショップには、日本側は黒川清会長、石倉洋子副会長（国際活動担当）、岸輝雄第3部会員をはじめとして約20名、英国側は Mark Welland アバディーン大学教授、Anthony Seaton ケンブリッジ大教授をはじめとして約15名、オブザーバーなどを含めた全体では約80名が参加した。

ワークショップでは、「健康・環境影響に関する課題」、「日英アカデミー協力」などを主なテーマに講演、ラウンドテーブルディスカッション等を行い活発な議論が交わされた。

本ワークショップの結果を踏まえ、後日、レポートを取りまとめる予定である。

7 慶 弔

（1）日本学士院賞（平成18年3月13日付）

鈴村 興太郎（第18期第3部会員、第20期 第1部幹事）

坂村 健（第20期第3部会員）

和賀井 敏夫（第14期第7部会員）

（2）日本学士院エジンバラ公賞（平成18年3月13日付）

佐々木 恵彦（第15期～第17期 第6部会員）

（3）逝 去

米山 俊直（平成18年3月9日）
（第16期第1部会員、文化人類学）

満田 久輝（平成18年3月10日）
（第7期第6部会員、栄養化学）

小川 洸（平成18年3月15日）
（第17期第3部会員、会計学）

第2 各部・各委員会等報告

1 機能別委員会の開催とその議題

(1) 選考委員会（第8回）（3月17日）

①前回議事要旨の確認②第2次連携会員推薦要領等について ③会員の補欠選考について ④その他

(2) 科学者委員会広報分科会（第6回）（2月24日）

①前回（1/24）の議事要旨 ②今後の編集方針 i 表紙デザイン（人物掲載）（案）
ii 原稿依頼・校了等進捗状況 iii 新企画の事務局提案 iv 7月号以降の特集 v 各コーナー執筆者の推薦 ③その他（第20期英文リーフレット等）

(3) 科学者委員会学術体制分科会（第1回）（3月16日）

①出席者紹介 ②委員長、副委員長、幹事の選出 ③審議事項、今後の進め方等について ④その他

(4) 科学と社会委員会科学力増進分科会（第3回）（3月6日）

①ミュージアム・レクチャー・サーキットについて ②サイエンスカフェの進捗状況について ③拡大役員会議事要旨（案）（第20期・第1回）について ④シンポジウムについて ⑤対外報告について「サイエンスウェブ」編集長 寺内和夫氏へのヒアリング ⑥その他

(5) 国際委員会（第3回）（3月15日）

①前回（平成18年2月13日）の議事概要の確認 ②平成18年度代表派遣について③G8学術会議（4月19日、20日。モスクワ）について ④日本学術会議主催国際会議の申し込み締め切り期日見直しについて ⑤IAP執行委員会について ⑥国際学術団体及び国際学術協力事業（2005年度報告書）の執筆について ⑦加入国際学術団体の見直しについて ⑧次回の日程等

(6) 国際委員会国際会議主催等検討分科会

・国際会議主催等検討分科会第3回会議（3月1日）

①平成20年度共同主催申請国際会議のヒアリング ②平成20年度共同主催申請国際会議の審議・選定 ③その他

・（平成18年度共同主催国際会議）第20回国際生化学・分子生物学会議組織委員会第17回会議（2月14日）

①各小委員会からの報告と今後の予定 ②その他

・（平成18年度共同主催国際会議）第20回国際生化学・分子生物学会議組織委員会第18回会議（3月7日）

①各小委員会からの報告と今後の予定 ②その他

(7) 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2006分科会（第1回）

(年3月1日)

- ① 会議の進め方、スケジュールについて ②その他

(8) ICSU 等分科会 (第1回) (3月15日)

- ①ICSU、IAP、IAC への今後の対応について ②その他

(9) AASSREC 等分科会 (第2回) (3月14日)

- ①第17回 AASSREC 総会 (平成19年9月、名古屋) の開催について ②その他

2 分野別委員会の開催とその議題

(1) 史学委員会 I U H P S 分科会 (第1回) (2月23日)

- ①役員の選出について ②今後の分科会の活動について ③国際会議派遣について
④その他

(2) 薬学委員会 (第2回) (2月24日)

- ①本日のシンポジウムについて ②今後の活動について ③その他

(3) 地球惑星科学委員会 (第4回) (2月25日)

- ①国際対応について ②分科会について ③その他

(4) 地球惑星科学委員会国際対応分科会 (第1回) (2月25日)

- ①分科会委員長の選出及び委員長による副委員長、幹事の指名 ②日本学術会議の
国際対応 ③分科会の在り方 ④その他

(5) 化学委員会 I U P A C 分科会 (第1回) (2月25日)

- ①委員長の選出 ②代表派遣会議の選考 ③代表派遣会議への派遣候補者の選考
④その他

(6) 基礎医学委員会 I U P H A R 分科会 (第1回) (2月27日)

- ①分科会委員長の決定 ②代表派遣について ③活動方針について ④その他

(7) 総合工学委員会 I C O 分科会 (第1回) (2月27日)

- ①委員長及び幹事の選出について ②今後の活動について ③その他

(8) 総合工学委員会 (第2回) (2月28日)

- ①第3部拡大役員会に関する報告 ②連携会員候補者推薦に関する報告 ③分科会
について 1) 国際学術団体対応分科会 2) 総合工学委員会として設置する分科
会 ④その他

(9) 土木工学・建築学委員会 (第4回) (2月28日)

- ①拡大幹事会報告 ②設置すべき分科会について ③公開講演会について ④課題

別委員会について ⑤今後の活動について ⑥その他

(10) 総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同WFEO分科会（第1回）（2月28日）

①委員長の選出について ②情報交換 ③その他

(11) 環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP分科会（第1回）（2月28日）

①委員長及び幹事の選出について ②今後の活動について ③その他

(12) 総合工学委員会・電気電子工学委員会合同IFAC分科会（第1回）（2月28日）

①委員長及び幹事の選出について ②今後の活動について ③その他

(13) 農学基礎委員会・生産農学委員会合同CIGR分科会（第1回）（2月28日）

①分科会委員長の決定 ②代表派遣について ③活動方針について ④その他

(14) 法学委員会IALS分科会（第1回）（3月1日）

①役員の選出について ②国際会議派遣について ③今後の分科会の活動について
④その他

(15) 基礎医学委員会・臨床医学委員会・歯学委員会合同UICC分科会（第1回）（3月1日）

①分科会委員長の決定 ②代表派遣について ③活動方針について ④その他

(16) 史学委員会国際歴史学会議等分科会（第1回）（3月3日）

①役員選出 ②今後の活動について ③その他

(17) 化学委員会IUCr分科会（第1回）（3月4日）

①委員長の選出 ②代表派遣会議の選考（様式3＋様式4） ③代表派遣会議への
派遣候補者の選考（様式7） ④その他

(18) 電気電子工学委員会URSI分科会（第1回）（3月6日）

①委員長の選出 ②URSIに関する情報交換 ③来年度URSI分科会の構成
④その他

(19) 物理学委員会IAU分科会（第2回）（3月9日）

①IAU総会について ②その他

(20) 情報学委員会（第3回）（3月14日）

①経過説明等 ②検討すべき課題 ③今後の体制、進め方 ④その他

(21) 健康・生活科学委員会（第3回）（3月15日）

①本委員会の活動計画等 ②その他

(22) 地球惑星科学委員会（第5回）（3月16日）

①分科会について ②その他

(23) 地域研究委員会・環境学委員会合同 I HDP 分科会（第 1 回）（3 月 17 日）

①役員選出 ②今後の活動について

(24) 基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I UMS 分科会（第 1 回）（3 月 20 日）

①分科会委員長の決定 ②活動方針について ③その他

3 課題別委員会の開催とその議題

(1) 学術・芸術資料保全体制検討委員会（第 1 回）（3 月 6 日）

①出席者紹介 ②委員長、副委員長、幹事の選出 ③審議事項、今後の進め方等について ④その他

(2) 政府統計の作成・公開方策に関する委員会（第 3 回）（3 月 15 日）

①委員会報告案について ②自由審議 ③その他

(3) 学術とジェンダー委員会（第 2 回）（3 月 15 日）

①前回からの動きについて（江原委員長） ②今後の活動について 1）江原委員長からの話題提供（ジェンダー概念・ジェンダー学の意義・対外報告書のイメージ）
2）1）に基づく自由討論 ③シンポジウムについて ④ヒアリング計画について
⑤次回委員会の日程・予定

(4) 科学者の行動規範に関する検討委員会（第 5 回）（3 月 17 日）

①総合科学技術会議「研究上の不正に関する適切な対応について」について ②行動規範の検討状況について ③その他

第3 総合科学技術会議報告

1 本会議

第5 2回総合科学技術会議 2月28日※会長出席

- ①分野別推進戦略の検討状況
- ②研究上の不正に関する適切な対応について
- ③最近の科学技術の動向
- ④その他

第5 3回総合科学技術会議 3月22日

2 専門調査会

第5 2回評価専門調査会 2月24日

- ①評価専門調査会（第5 1回）議事概要について
- ②総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価について（議題）

第2 9回知的財産戦略専門調査会 3月9日※会長出席

- ①知的財産による地域の振興
- ②知的財産に係る人材の養成

第1 8回基本政策専門調査会 3月15日

- ①分野別推進戦略案について
- ②その他

3 総合科学技術会議有識者議員会合
3月2日※会長出席
3月9日※会長出席
3月16日※会長出席
3月23日※会長出席

審 議 事 項

提案 8	政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告 「政府統計の改革に向けて一変革期にある我が国政府統計への提言ー」	P. 1
提案 9	日本学術会議会則の一部を改正する規則案について（総会）	P. 2
提案 10	日本学術会議細則の一部を改正する決定案について（総会）	P. 5
提案 11	日本学術会議の運営に関する内規の一部を改正する決定案について	P. 11
提案 12	課題別委員会設置の在り方について	P. 20
提案 13	連携会員候補者の推薦様式の決定について	P. 22
提案 14	科学者コミュニティと知の統合委員会の設置について	P. 45
提案 15	科学者コミュニティと知の統合委員会設置要綱案について	P. 47
提案 16	エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会の設置について	P. 49
提案 17	エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会設置要綱案について	P. 51
提案 18	平成 18 年度代表派遣に係る旅費の配分計画について	P. 53
提案 19	平成 18 年度代表派遣実施計画について	P. 60
提案 20	平成 18 年度代表派遣について（4 月～6 月分）	P. 63
提案 21	第 6 回アジア学術会議（SCA Conference）の開催について	P. 65
提案 22	シンポジウム「統計から見た日本の経済格差」の開催について	P. 67
提案 23	「産学官連携の新たなパラダイム構築ー学術推進、若手育成、男女 共同参画、環境安全など」研究会の開催について	P. 69
提案 24	シンポジウム「エネルギー・環境と人類の未来」の開催について	P. 70
提案 25	原子力総合シンポジウム 2006 の開催について	P. 71
提案 26	FMES シンポジウム（第 22 回）「デジタル・エンジニアリングと経営工学 の開催について	P. 73
提案 27	委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等の一部改正 について	P. 74
提案 28	分野別委員会運営要綱の一部を改正する決定案について	P. 77
提案 29	国際委員会運営要綱の一部を改正する決定案について	P. 155
提案 30	地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置 要綱の一部を改正する決定案について	P. 169
提案 31	科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部を改正する決定 案について	P. 172

8	
幹事会	10

提 案

政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告

「政府統計の改革に向けて－変革期にある我が国政府統計への提言－」

- 1 提案者 政府統計の作成・公開方策に関する委員会委員長
- 2 議 案 標記について下記のとおり承認すること。
- 3 提案理由 本委員会のこれまでの審議結果を別添のとおり取りまとめたので、これを外部に公表したいため。

記

日本学術会議会則第二条第三号の
「対外報告」として取り扱うこと

9	
幹事会	10

提 案（総会）

日本学術会議会則の一部を改正する規則案について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 平成18年9月までに任命される連携会員の任期についての
規定を整備する必要があるため。

○日本学術会議規則第 号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年 月 日

日本学術会議会長 黒川 清

日本学術会議会則の一部を改正する規則案

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「平成十八年六月三十日」を「平成十八年九月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

日本学術会議会則の一部を改正する規則案新旧対照条文

○ 日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までにに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。	附 則 (経過措置) 第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年六月三十日までにに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

1 0	
幹事会	1 0

提 案（総会）

日本学術会議細則の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）
- 2 議 案 日本学術会議細則の一部について、別紙案のとおり変更する。
（第2条）
- 3 提案理由 会長の互選を行うに当たり、選考方法を改正し、より明確にする
ため、日本学術会議細則の一部改正する必要がある。

日本学術会議細則（平成１７年１０月４日日本学術会議第１４６回総会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（会長の互選） <u>第２条 会長の互選が行われる総会の５０日前までに、会則第２５条の規定に基づき、幹事会に会長候補者推薦委員会（以下本条において「委員会」という。）を附置する。</u> <u>２ 委員会の運営に関する事項は、幹事会が定める。</u> <u>３ 会長の互選が行われる総会に先立ち、会員（互選が行われる総会時に会員である者をいう。以下本条において同じ。）による投票を行う。この投票は原則として郵送で行うものとし、投票の方法は、次のとおりとする。</u> <u>（１）委員会は、委員会が適当と認める者を９人まで選定し、本人の同意を得た上で、会長候補者の推薦リストに登載し、会員に提示する。</u> <u>（２）会員は、委員会が前号の選定を行うに当たり、他の２人以上の会員と共同して１人の会員（推薦者を除く。）を委員会に対して推薦することができる。</u> <u>（３）会員は、推薦リストに掲載された者のうち２人まで投票する。</u> <u>（４）第１号の規定により、提示される者が５人を超えない場合は、前号の投票を省略することができる。</u> <u>４ 会長の互選は、総会に出席した会員により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。</u> <u>（１）委員会は、前項における投票で上位４位以内の者（同位の者が</u>	（会長の互選） 第２条 <u>事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付することとする。</u> <u>（１）互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴を含む。）</u> <u>（２）その他幹事会が認めた資料</u> <u>２ 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。</u>

<u>複数となった場合は、年長者をもってこれに充てる。）又は同項第4号の投票を省略した場合に同項第1号に規定される会長候補者の推薦リストに登載された者を、会長の候補者として総会に提示する。</u> <u>(2) 会員は、前号の規定により提示された者のうち1人に投票する。</u> <u>この投票は、単記無記名による。</u> <u>(3) 投票者数の過半数の票を得た者をもって、会長とする。</u> <u>(4) 当該投票において、過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者をもって会長とする。</u> <u>ただし、決選投票を行うべき2人及び会長に互選された者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。</u> <u>5 前2項の投票に関し必要な事項は、幹事会が定める。</u> <u>6 前5項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。</u>	<u>(1) 投票は、単記無記名による。</u> <u>(2) 投票総数の過半数を得た者をもって、会長の候補者とする。</u> <u>(3) 第1回の投票において過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。</u> <u>(4) 第3回の投票において、なお過半数を得た者がいないときは、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者をもって会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人及び会長の候補者に互選された者を定めるに当たり得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。</u> <u>3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行うこととする。</u> <u>4 前3項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。</u>
---	--

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長候補者推薦委員会設置要綱（案）

〔平成 18 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（組織）

第 2 委員会は、6 名以上 8 名以下の会員をもって組織する。ただし、委員会の委員が日本学術会議細則第 2 条第 3 項第 1 号に規定する会長候補者となる場合又は同項第 2 号の規定により推薦された場合は、速やかにその職を辞するものとする。

（任務）

第 3 日本学術会議細則第 2 条に規定される会長の互選に関する事項を審議する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 18 年 10 月 11 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

会長の互選に関する幹事会決定（案）

日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）（以下「細則」という。）第2条第5項の規定に基づき、以下のとおり定める。

（推薦）

第1条 細則第2条第3項第2号に規定される推薦の受付期間は、委員会が推薦を受け付けることを公表した日から14日間とする。

2 この推薦については、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （1）委員会が定める様式を用いない場合
- （2）1人の会員が2人以上の会員を推薦した場合
- （3）推薦者の数が3人に満たない場合
- （4）記載内容を確認し難い場合

（事前に送付する資料）

第2条 細則第2条第3項の投票を行うに当たり、事務局長は、会員（互選が行われる総会時に会員である者をいう。以下同じ。）に対し、その返送期日の10日前までに、次の資料を送付することとする。

- （1）投票用紙
 - （2）返送用封筒
 - （3）投票用紙封入用封筒
 - （4）細則第2条第3項第1号の推薦リスト（履歴及び研究業績等投票の参考となる資料を含む。）
 - （5）その他同条第1項に基づく会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた資料
- 2 細則第2条第4項の投票を行うに当たり、事務局長は、会員に対し、会長の互選が行われる総会に先立ち、次の資料を送付することとする。
- （1）細則第2条第4項第1号により提示された者のリスト（履歴及び研究業績等投票の参考となる資料を含む。）
 - （2）その他委員会が必要と認めた資料

（投票）

第3条 細則第2条第3項の投票に当たり、会員は、あらかじめ定められた期日までに、前条第1項第2号に規定する封筒により事務局あて返送する。なお、期日までに事務局に届かなかった場合は、当該会員の票は無効とする。

（無効投票）

第4条 細則第2条第3項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- （1）第2条第1項第1号から第3号までに規定する用紙及び封筒を用いない場合

- (2) 同一者の氏名を複数回記載した場合
 - (3) 3名以上の氏名を記載した場合
 - (4) 第2条第1項第4号に規定される推薦リストに掲載された以外の者を記載した場合
 - (5) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
 - (6) 氏名を自書しない場合
 - (7) 何人を記載したかを確認し難い場合
- 2 細則第2条第4項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。
- (1) 2名以上の氏名を記載した場合
 - (2) 第2条第2項第1号に規定されるリストに掲載された以外の者を記載した場合
 - (3) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
 - (4) 氏名を自書しない場合
 - (5) 何人を記載したかを確認し難い場合

(同一の氏名の者等に対する得票の有効)

第5条 同一の氏名、氏又は名の者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の1をそれぞれの得票とする。

2 前項の規定は、細則第2条第4項の会長の互選のための投票について準用する。

(立会人)

第6条 細則第2条第3項に規定される投票の開票は、委員会が本人の承諾を得て、委員会の委員から指名した2名の立会人の立会いの下で事務局が開票を行い、投票された票について疑義が生じた場合は、立会人の判断による。

2 同条第4項に規定される投票は、本人の承諾を得て、立会人となるべき者を50音順で最初の会員及び最後の会員をもって充て、その立会いの下で事務局が開票を行い、投票された票について疑義が生じた場合は、立会人の判断による。なお、その者が会長の候補者である場合又は不在である場合は、順次該当する者をもって充てる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

1 1	
幹事会	1 0

提 案

日本学術会議の運営に関する内規の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。
- 3 提案理由 連携会員の候補者の推薦人数について、特例を定める必要があるため。

(案)

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（会員又は連携会員の候補者の推薦等） 第6条 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の1人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。 2 前項の推薦の効力は、6年間とする。 3 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、1年間（この場合の1年間とは、10月1日を始期とし翌年の9月30日を終期とする1年間をいうものとする。）に2人を限度とする。 4 （略） 附 則 （経過措置） 第2条 第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。 2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続及び推薦の効力については、第6条第1項及び第2項の規定をそれぞれ準用する。 <u>第3条 第6条第3項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。</u> <u>2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続及び推薦の効力については、第6条第1項及び第2項の規定をそれぞれ準用する。</u>	（会員又は連携会員の候補者の推薦等） 第6条 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の1人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。 2 前項の推薦の効力は、6年間とする。 3 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、1年間（この場合の1年間とは、10月1日を始期とし翌年の9月30日を終期とする1年間をいうものとする。）に2人を限度とする。 4 （略） 附 則 （経過措置） 第2条 第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。 2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続及び推薦の効力については、第6条第1項及び第2項の規定をそれぞれ準用する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

日本学術会議の運営に関する内規（改正後）

〔平成 17 年 10 月 4 日〕
日本学術会議第 1 回幹事会決定

改正 平成 17 年 11 月 24 日日本学術会議第 5 回幹事会決定
平成 18 年 2 月 23 日日本学術会議第 9 回幹事会決定
平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

日本学術会議の運営に関する内規

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成 17 年日本学術会議第 146 回総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 章 職務

（勧告等の提出）

第 2 条 部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。

2 科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去 10 年間にわたる勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。

3 勧告等を行ってから 5 年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。

4 提出者は、第 2 項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。

（対外報告の手続）

第 3 条 部、委員会又は分科会が対外報告を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。

2 前項において、分科会の対外報告の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会に提出することとする。

（外部からの要望の処理）

第 4 条 外部（外国を含む。）より要請がなされた場合、請願法（昭和 22 年法律第 13

号)に基づき、これを処理する。

(主催区分)

第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。

2 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

第3章 会員又は連携会員の候補者の推薦

(会員又は連携会員の候補者の推薦等)

第6条 会員又は連携会員(会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。)による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の1人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の効力は、6年間とする。

3 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、1年間(この場合の1年間とは、10月1日を始期とし翌年の9月30日を終期とする1年間をいうものとする。)に2人を限度とする。

4 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)

第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

- (1) 各部(幹事会が別の会議を定める場合は、その会議。以下第12条において同じ。)は、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事に推薦する。
- (2) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第4号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。

第4章 幹事会

(議案の提出)

第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部長
- (4) 常置又は臨時の委員会の委員長
- (5) 発議者を含めた5人以上の会員

- 2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。
(報告の手續)

第8条 幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の7日前までに会長に案件の内容を提出することとする。

- 2 幹事会での報告は、報告者が行う。
(提出資料の様式)

第9条 議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第7条の規定を準用する。

第5章 委員会

(委員会の委員)

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、機能別委員会の委員及び分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第2のとおりとする。
- 4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。
(委員会の委員の委嘱の手續)

第12条 委員会の委員の委嘱の手續は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の設置に伴い、会長は、委員会に所属する委員の選考を幹事会に依頼する。
 - (2) 幹事会は、会長の依頼を受け、委員の候補者の推薦を各部に依頼する。
 - (3) 各部は、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。
 - (4) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
 - (5) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。
- 2 委員会の委員の追加に伴う委嘱の手續は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部に依頼することとする。

(分科会の構成員)

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

- 2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。
(複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会)

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

(小分科会)

第15条 国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会)

第16条 分野別委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

第6章 会議

(定足数)

第21条 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手続)

第22条 細則第9条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

(議事要旨)

第23条 部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議事要旨を作成し、次の部会等において承認を得るものとする。

2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

- 3 議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。
- 4 会則第22条並びに会則第26条及び第31条並びに第20条で準用する会則第22条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第24条 部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和61年日本学術会議規則第1号）第2条から第9条までの規定を準用する。

(幹事会への報告)

第25条 部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

- 2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続及び推薦の効力については、第6条第1項及び第2項の規定をそれぞれ準用する。

第3条 第6条第3項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

- 2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続及び推薦の効力については、第6条第1項及び第2項の規定をそれぞれ準用する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成18年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成18年2月28日)

附 則（平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学及び自然科学に係る問題又は重要な審議課題で、学術会議が主催するにふさわしいもの	幹事会(第 7 条第 1 項に規定する者が議案を提出)		科学者委員会	
部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部	幹事会の承認を要する (部長が議案を提出)	部	
委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	幹事会の承認を要する (委員長が議案を提出)	委員会又は分科会	
地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	科学者委員会	幹事会の承認を要する (科学者委員会の長が議案を提出)	地区会議	

別表第2 (第11条関係)

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	
2	設 置 提 案 者	
3	設 置 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4	構 成 員 数	名程度
5	設置の必要性及び審議事項	(課題の概要、重要性・設置の必要性・期待される効果等)

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員

1 2	
幹事会	1 0

提 案

課題別委員会設置の在り方について

1. 提案者 大垣副会長
2. 議 案 別紙（案）のとおり決定すること。
3. 提案理由 2月13日に開催された第8回幹事会及び2月23日に開催された第9回幹事会における課題別委員会についての議論に基づき、課題別委員会の設置の在り方について整理したため。

課題別委員会設置の在り方について（案）

平成 18 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

課題別委員会設置の在り方について、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。

1. 背景

課題別委員会は、第19期以前の特別委員会に代わって設置されることになったものである。なお、特別委員会は、期の初めに検討して設置されるものの他、府省からの諮問等に応じて設置されるものがあった。

2. 課題別委員会の存在意義

社会が抱えるその時々課題について、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言をする。

3. 課題別委員会の要件

学際的・分野横断的で緊急に提言が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に提言する必要があると考えられる課題

4. 課題別委員会の運営方針

（1）設置数

同時に存在する課題別委員会の数は概ね10程度とする。

（2）設置期限

設置の期限は概ね1年間とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。

（3）設置手続き

- （ア） 幹事会は、設置すべき課題別委員会を検討し、決定する。（原則として四半期毎。）幹事会は、必要に応じ企画委員会に対して課題別委員会の設置について検討を依頼する。
- （イ） 課題別委員会の設置を希望する会員は、幹事会に提案する。
- （ウ） 幹事会において課題別委員会としての設置が認められなかった場合、分野別委員会の分科会として設置することを妨げない。

1 3	
幹事会	1 0

提 案

連携会員候補者の推薦様式の決定について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙（案）のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議の運営に関する内規第6条第1項の規定に基づき、連携会員候補者の推薦を行う様式を決定する必要があるため。

1 4	
幹事会	1 0

提 案

科学者コミュニティと知の統合委員会の設置について

- 1 提案者 岸 輝雄、後藤俊夫、小林敏雄、柘植綾夫、土井美和子、
矢川元基、中島尚正
- 2 議 案 標記について、下記のとおり承認すること。
- 3 提案理由 広域化・複雑化しつつある現代の諸課題を学術が解決するため、細分化された知を統合して新しい知を生み出す理念とそのための仕組みについて検討し、科学者コミュニティにおける活動指針案を作成するため。

記

日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」
として置くこと

別表第2

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	科学者コミュニティと知の統合委員会
2	設 置 提 案 者	岸 輝雄、柘植綾夫、小林敏雄、後藤俊夫、矢川元基、土井美和子、中島尚正
3	設 置 期 間	平成18年3月23日から平成19年3月31日まで
4	構 成 員 数	15名以内
5	設置の必要性及び審議事項	(1) 委員会設置の必要性・期待される効果等 ますます広域化かつ複雑化しつつある現代の諸課題を学術が解決するためには、細分化された知を統合して新しい知を生み出す理念とそのための仕組みとそれを実現する周到な戦略が必要である。学術の全分野を網羅する日本学術会議においてこのことを達成できる組織は存在しない。本委員会は、科学者コミュニティの立場からこの古くて新しい問題に正面から取り組み、学問論を通じて知の統合を政策課題として表現し、それを実現するための学会を軸とした科学者コミュニティにおける具体的な活動指針を提言する。 (2) 審議事項 本委員会の課題達成のためには、俯瞰的展望のもとでの長期的な検討が必要であり、従って少なくとも3年間の継続的な設置（委員会名、構成員は部分変更可能）が望まれる。 最初の1年間は問題の所在を探りそれを具体的に摘出し、政策課題として表現することを目標とする。具体的には、人間・社会の全体性と向き合う科学技術の緊急課題のなかで、知の統合がどのような形で要請されているかを探る。緊急に必要とされている具体的な課題（例えばリスク管理、シミュレーション、環境問題など）で、統合の契機が欠けている為に何が出来ないか、逆に統合によって何が生み出されなければならないか、を明らかにする。第三期科学技術基本計画の実施のなかで知の統合が果たすべき役割を明らかにし、それを果たすための戦略を提言する。 2年目は、政策課題を実現するための学問的な基盤を確立する。学術の全体構造の俯瞰的な認識に立って、知の統合の理念と方法を「学として」明らかにする。すでに第18期で提案され第19期で議論された「社会のための学術」と「設計科学」についてさらに議論を深め、両者の関係を科学論として明らかにする。 3年目は、学としての知の統合を政策的組織的に実現するための科学者コミュニティの役割と活動の方針を明らかにし、それを学協会に発信する。必要に応じて具体的な問題解決のプラットフォームを学術会議のプロジェクトとして具体的に作成する。その際、関連学会に参加をもとめ、広範なヒヤリングなどを通して知の統合のための基盤強化を目指す。

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員

1 5	
幹事会	1 0

提 案

科学者コミュニティと知の統合委員会設置要綱案について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」として提案した「科学者コミュニティと知の統合委員会」の設置にあたり、設置要綱を定める必要があるため。

科学者コミュニティと知の統合委員会設置要綱案

〔平成 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学者コミュニティと知の統合委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、知の統合の理念と方法、現代の諸課題において知の統合がどのような形で要請されているか、知の統合を具体的に推進する科学者コミュニティの役割と活動について審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成19年3月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

1 6	
幹事会	1 0

提 案

エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会の設置について

- 1 提案者 会長、山地憲治
- 2 議 案 標記について、下記のとおり承認すること。
- 3 提案理由 エネルギーと環境の問題において科学アカデミーからの提言の重要性が国際的に強まっており、地球温暖化を中心とするエネルギーと環境の問題について、様々な学問分野の知見に基づいた俯瞰的な提言を取りまとめるため。

記

日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」
として置くこと

別表第 2

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会
2	設 置 提 案 者	黒川 清（会長）、山地憲治
3	設 置 期 間	平成 18 年 3 月 23 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
4	構 成 員 数	14 名以内
5	設置の必要性及び 審議事項	（1）委員会設置の必要性・期待される効果等 2005 年の英国 G8 サミットでは、日本学術会議を含む各国科学アカデミーによる共同声明を受け、気候変動への危機感と気候変動軽減のための早急な取組みが声明に盛り込まれた。今年のロシア G8 サミットにおいては、それを受けて「エネルギー（安全保障）」が中心的なテーマに挙げられており、さらに、3 年後に日本で行われる G8 サミットにおいては、ポスト京都議定書を見据えた報告書が提出され議論されることになると予想され、特に早急な対応が求められる。このように、エネルギーと環境の問題において科学アカデミーからの提言の重要性が国際的に強まってきている。 また、エネルギーと環境の問題は自然科学的アプローチと社会科学的アプローチの両面からの研究を必要とする総合的な課題である。 日本学術会議として、地球温暖化を中心とするエネルギーと環境の問題について、様々な学問分野の知見に基づいた俯瞰的な提言を取りまとめ、国際的に発信することが期待されている。 （2）審議事項 国際的な課題解決に向けた方策の提案（各種エネルギーの開発、経済社会制度等）と持続可能な開発の実現化に寄与することを目的として環境と経済の両立を目指す観点から、エネルギー問題及び環境問題、特に地球温暖化に関する従来の学術研究の成果を踏まえ、長期的、科学的かつ俯瞰的な視点から学際的な検討を行う。

※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は 5 名以上の会員

1 7	
幹事会	1 0

提 案

エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会設置要綱案について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議会則第十六条の「課題別委員会」として提案した「エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会」の設置に当たり、設置要綱を定める必要があるため。

エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会設置要綱（案）

（平成 年 月 日）
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、地球温暖化を中心とするエネルギーと環境の問題について調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、14 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 19 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

18	
幹事会	10

提 案

平成18年度代表派遣に係る旅費の配分計画について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由 「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」第17条第4項に基づくものである。

<参考>「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」（抄）

（代表派遣旅費の配分計画）

- 第17条** 会長は、前条第2項の規定により会議推薦書及び会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、代表派遣に係る旅費の配分方針及び配分額についての計画（以下「配分計画」という。）の策定を国際委員会に依頼するものとする。
- (1) 第1区分
 - ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会
 - イ 国際学術団体の総会のうち、アに準ずるものとして幹事会に諮り承認されたもの
 - (2) 第2区分
 - ア 第15条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの
 - イ 第15条第2号及び第3号に掲げる会議等で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの
 - (3) 第3区分

第15条に掲げる会議のうち前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの
- 2 国際委員会は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の3月中（*）に配分計画を策定し、会長に報告しなければならない。
 - 3 国際委員会は、配分計画の策定に当たっては、第1項第1号に区分される会議の旅費を優先的に確保しなければならない。
 - 4 会長は、配分計画について、会議開催年度の前年度の幹事会の議決を経て決定するものとする。
 - 5 会長は、第1項第1号イの国際学術団体の総会を変更しようとする場合は、国際委員会の意見を聴き、幹事会の議決を経るものとする。

【注】*第8回幹事会（平成18年2月13日）読替え（1月中→3月中）

平成18年度代表派遣に係る旅費の配分計画（案）

平成18年3月23日

1 予 算

平成18年度の代表派遣に係る予算案は次のとおり。

40,793 千円（前年度：45,982 千円）

・・・平成17年12月24日政府案閣議決定→平成18年1月20日国会提出

2 配 分

- （1） **第1区分**（加入国際学術団体の総会）については、最優先で配分（日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（以下「国際内規」）第17条第3項による）

・・・**11,132 千円**（別表1）

- （2） **第2区分**（加入国際学術団体の運営に関するもの等）を、第1区分に次いで優先的に配分

・・・**11,281 千円**（別表2）

- （3） **調整費**（総額の25%＊）及び**事務官派遣**（総額の5%＊）の合計額を控除

＊ 昨年度と同様の率を配分。

・・・**1,0198 千円**（調 整 費）

・・・**2,040 千円**（事務官派遣）

〈計〉12,238 千円

- （4） **第3区分**（第1区分及び第2区分以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの）については、従来の第3区分（日本学術会議が加入する国際学術団体の総会・理事会等以外の専門分野ごとの国際会議）が廃止されたことに伴い、日本学術会議として真に必要と認められる国際会議を国際委員会において選別（上記（1）から（3）の残額をすべて第3区分に配分するのではなく、国際委員会で適否を審査）

・・・**253 千円**（別表3）

- （5） （1）から（4）の残額は、執行状況を勘案して、追加募集をする等の方策を別途国際委員会で検討

・・・**5,889 千円**

- （6） **特別派遣旅費**（予算額 6518 千円）については、会長が副会長（国際活動）と協議の上、幹事会で決定し、派遣する。（年度当初案・・・別表4）

【参考】昨年度の配分計画との比較

平成 18 年度 予算額	(千円) 40,793
-----------------	----------------

5,188 千円減 ←

平成 17 年度 予算額	(千円) 45,982
-----------------	----------------

平成 18 年度配分計画	
第 1 区分(27.3%)	11,132
第 2 区分(27.7%)	11,281
第 3 区分(0.6%)	253
事務官費 (5.0%)	2,040
調整費 (25.0%)	10,198
残額 (14.4%)	5,889
合計	40,793

平成 17 年度配分計画	
第 1 区分(20.0%)	9,197
第 2 区分(5.7%)	2,613
副会長枠	1,779
第 1 部	1,873
第 2 部	3,545
第 3 部	2,621
第 4 部	2,036
第 5 部	1,560
第 6 部	2,008
第 7 部	1,713
事務官費 (5.0%)	2,299
調整費 (25.0%)	11,496
残額 (20 期追加分 /7.1%)	3,242
合計	45,982

第 3 区分
17,135
(37.3%)

第1区分(平成18年度)

別表1

番号	会議名	開催地	会期 (日数)	外国旅費使用見積額			
				日当(旅行 日を含む)	宿泊	航空賃 (デイスカント)	合計額
1	国際薬理学連合(IUPHAR) 第15回世界薬理学会議	北京 中国	7/2 ~ 7/7 (6日)	36,000	94,500	180,000	310,500
2	国際地理学連合(IGU) 役員運営会議・総会	ブリスベン オーストラリア	6/27 ~ 7/4 (8日)	54,500	135,900	220,000	410,400
3	国際地理学連合(IGU) 2006ブリスベン会議・総会	ブリスベン オーストラリア	7/3 ~ 7/8 (6日)	44,500	105,700	220,000	370,200
4	国際地理学連合(IGU) 2006ブリスベン会議・総会	ブリスベン オーストラリア	7/3 ~ 7/8 (6日)	44,500	105,700	220,000	370,200
5	国際土壌科学連合(IUSS) 世界土壌科学会議	フィラデフィア 米国	7/6 ~ 7/15 (10日)	78,900	206,800	270,000	555,700
6	国際土壌科学連合(IUSS) 世界土壌科学会議	フィラデフィア 米国	7/6 ~ 7/15 (10日)	78,900	206,800	270,000	555,700
7	国際土壌科学連合(IUSS) 世界土壌科学会議	フィラデフィア 米国	7/6 ~ 7/15 (10日)	78,900	206,800	270,000	555,700
8	国際対がん連合(UICC) 世界がん会議	ワシントン 米国	7/8 ~ 7/12 (5日)	54,900	130,500	260,000	445,400
9	第29回南極研究科学委員会 (SCAR) 総会	ホバート オーストラリア	7/8 ~ 7/16 (9日)	59,500	151,000	240,000	450,500
10	国際理論・応用力学連合 (IUTAM) 理事会・総会	プロビデンス 米国	8/11 ~ 8/14 (4日)	41,700	94,000	270,000	405,700
11	国際数学連合(IMU) 総会及び 国際数学者会議	サンチャゴ及びマドリッド スペイン	8/19 ~ 8/30 (12日)	91,300	244,000	250,000	585,300
12	国際数学連合(IMU) 総会及び 国際数学者会議	サンチャゴ及びマドリッド スペイン	8/19 ~ 8/30 (12日)	91,300	244,000	250,000	585,300
13	国際数学連合(IMU) 総会及び 国際数学者会議	サンチャゴ及びマドリッド スペイン	8/19 ~ 8/30 (12日)	91,300	244,000	250,000	585,300
14	国際数学連合(IMU) 総会及び 国際数学者会議	サンチャゴ及びマドリッド スペイン	8/19 ~ 8/30 (12日)	91,300	244,000	250,000	585,300
15	国際経済史協会(IEHA) 国際経済史第14回コンGRES	ヘルシンキ フィンランド	8/21 ~ 8/25 (5日)	47,900	112,800	250,000	410,700
16	国際農業工学会(CIGR)2006年 9月幹部会・総会及び関連会議	ボン ドイツ	9/2 ~ 9/7 (6日)	54,100	131,600	250,000	435,700
17	国際農業工学会(CIGR)2006年 理事会・総会及び関連会議	ボン ドイツ	9/2 ~ 9/7 (6日)	54,100	131,600	250,000	435,700
18	国際農業工学会(CIGR)2006年 総会及び関連会議	ボン ドイツ	9/3 ~ 9/7 (5日)	47,900	112,800	250,000	410,700
19	第20回科学技術データ委員会 (CODATA) 国際会議	北京 中国	10/22 ~ 10/27 (6日)	36,000	94,500	180,000	310,500
20	国際医学団体協議会(CIOMS) 総会	ジュネーブ スイス	平成18年11月 ~ 平成18年11月 (5(仮)日)	54,900	135,000	250,000	439,900
21	国際医学団体協議会(CIOMS) 総会	ジュネーブ スイス	平成18年11月 ~ 平成18年11月 (5(仮)日)	54,900	135,000	250,000	439,900
22	国際問題に関するインターアカデミー パネル(IAP) 総会	アレクサンドリア エジプト	12/1 ~ 12/6 (6日)	45,000	94,500	230,000	369,500
23	国際問題に関するインターアカデミー パネル(IAP) 総会	アレクサンドリア エジプト	12/1 ~ 12/6 (6日)	45,000	94,500	230,000	369,500
24	国際問題に関するインターアカデミー パネル(IAP) 総会	アレクサンドリア エジプト	12/1 ~ 12/6 (6日)	45,000	94,500	230,000	369,500
25	国際問題に関するインターアカデミー パネル(IAP) 総会	アレクサンドリア エジプト	12/1 ~ 12/6 (6日)	45,000	94,500	230,000	369,500
(計)				1,467,300	3,645,000	6,020,000	11,132,300

第2区分(平成18年度)

別表2

番 号	会 議 名	開催地	会 期 (日 数)	外国旅費使用見積額			
				日当(旅行 日を含む)	宿 泊	航 空 賃 (7*153セント)	合 計 額
1	国際リソスフェア計画 (ILP) 参加国 代表者会議及びその関連会議 (EGU総会2006)	ウィーン (オーストリア)	4/2 ～ 4/7 (6 日)	54,100	131,600	250,000	435,700
2	国際医学団体協議会 (CIOMS) 疫学研究 における国際倫理ガイドラインの改正に 関するコアグループ会議	ジュネーブ (スイス)	5/15 ～ 5/16 (2 日)	33,300	67,500	250,000	350,800
3	海洋研究科学委員会 (SCOR) ブランクトン の調査及び解析の標準化に関する ミニシンポジウムおよび提言策定会議	プリマス (英国)	5/19 ～ 5/20 (2 日)	29,300	56,400	250,000	335,700
4	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG) IAH ダルシーの法則誕生 150周年とIAH周年記念コロキウム	ディジョン (フランス)	5/30 ～ 6/3 (5 日)	47,900	112,800	250,000	410,700
5	国際純正・応用化学連合 (IUPAC)有機・生物分子化学 部会Division III Meeting, 16th	メリタ (メキシコ)	6/11 ～ 6/15 (5 日)	40,500	81,000	260,000	381,500
6	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG) IAVCEI 火山学の進歩に 関するウォーカーシンポジウム	レイキャビク (アイスランド)	6/12 ～ 6/17 (6 日)	54,100	131,600	250,000	435,700
7	国際純正・応用化学連合 (IUPAC) ICAS2006及びDivision V Meeting	モスクワ (ロシア)	6/25 ～ 6/30 (6 日)	62,100	157,500	250,000	469,600
8	国際純正・応用化学連合 (IUPAC) Division IV, Subcommittee 高分子 述語、命名法委員会	リオデジャネイロ (ブラジル)	7/11 ～ 7/16 (6 日)	45,000	94,500	310,000	449,500
9	国際純正・応用化学連合 (IUPAC) Division IV, Subcommittee 高分子 述語、命名法委員会	リオデジャネイロ (ブラジル)	7/11 ～ 7/16 (6 日)	45,000	94,500	310,000	449,500
10	国際純正・応用化学連合 (IUPAC) Division IV, Subcommittee 高分子述語、命名法委員会 及び高分子部門 (第4部門) 部門委員会	リオデジャネイロ (ブラジル)	7/11 ～ 7/16 (6 日)	45,000	94,500	310,000	449,500
11	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG) IAGA役員会	北京 (中国)	7/23 ～ 7/24 (2 日)	18,000	40,500	180,000	238,500
12	世界工学団体連盟 (WFEO) 工学および環境委員会	パリ (フランス)	平成18 年7月 ～ 平成18 年7月 (3 (仮) 日)	40,500	90,000	250,000	380,500
13	国際結晶学連合 (IUCr) 理事会	ルーバン (ベルギー)	8/2 ～ 8/5 (4 日)	41,700	94,000	250,000	385,700
14	国際実験動物科学会 (ICLAS) 理事会	済州島 (韓国)	8/28 ～ 8/29 (2 日)	20,000	45,300	80,000	145,300
15	国際実験動物科学会 (ICLAS) 理事会	済州島 (韓国)	8/28 ～ 8/29 (2 日)	20,000	45,300	80,000	145,300
16	国際光学委員会 (ICO) 役員会	サンクトペテルブルグ (ロシア)	9/3 ～ 9/4 (2 日)	24,500	45,300	250,000	319,800
17	国際光学委員会 (ICO) 役員会	サンクトペテルブルグ (ロシア)	9/3 ～ 9/4 (2 日)	24,500	45,300	250,000	319,800
18	国際自動制御連盟 (IFAC) 理事会	ハイデルベルグ (ドイツ)	9/13 ～ 9/16 (4 日)	41,700	94,000	250,000	385,700
19	気候変動国際協同研究計画 (WCRP) 第14回SPARCサイエンス代表グループ会議	ボルダー (米国)	10/9 ～ 10/12 (4 日)	41,700	94,000	260,000	395,700
20	気候変動国際協同研究計画 (WCRP) GEWEX第12回GHP委員会	未定 (イタリア)	10/9 ～ 10/13 (5 日)	47,900	112,800	250,000	410,700
21	国際純粋・応用物理学連合 (IUPAP) 理事会及びコミッション議長会議	プラハ (チェコ)	10/13 ～ 10/14 (2 日)	24,500	45,300	250,000	319,800
22	世界工学団体連盟 (WFEO) 理事会	シカゴ (米国)	平成18 年10月 ～ 平成18 年10月 (3 (仮) 日)	35,300	75,200	260,000	370,500
23	国際医学団体協議会 (CIOMS) 執行委員会	ジュネーブ (スイス)	平成18 年10月 ～ 平成18 年10月 (3 (仮) 日)	40,500	90,000	250,000	380,500
24	国際地理学連合 (IGU) 役員運営会議	チュニス (チュニジア)	11/11 ～ 11/16 (6 日)	45,000	94,500	250,000	389,500
25	国際農業工学会 (CIGR) 2006年 11月幹部会及び関連会議	ボローニャ (イタリア)	11/18 ～ 11/19 (2 日)	29,300	56,400	250,000	335,700
26	国際社会科学団体連盟 (IFFSSO) Scientific Workshop	未定 (フィリピン)	平成18年 11月初・ 中旬 ～ 平成18年 11月初・ 中旬 (3 (仮) 日)	25,500	60,400	120,000	205,900
27	国際社会科学団体連盟 (IFFSSO) Scientific Workshop	未定 (フィリピン)	平成18年 11月初・ 中旬 ～ 平成18年 11月初・ 中旬 (3 (仮) 日)	25,500	60,400	120,000	205,900
28	第52回国際純粋・応用生物物理学 連合 (IUPAB) 幹事会議	ウイニペグ (カナダ)	平成18 年秋頃 ～ 平成18 年秋頃 (3 (仮) 日)	35,300	75,200	270,000	380,500
29	気候変動国際協同研究計画 (WCRP) 第19回GEWEX科学先導委員会	ホノルル (米国)	平成19 年1月 ～ 平成19 年1月 (3 (仮) 日)	35,300	75,200	200,000	310,500
30	第35回地質科学国際研究計画 (IGCP) 本部 理事会	パリ (フランス)	2/15 ～ 2/16 (2 日)	33,300	67,500	250,000	350,800
31	第35回地質科学国際研究計画 (IGCP) 本部 理事会	パリ (フランス)	2/15 ～ 2/16 (2 日)	33,300	67,500	250,000	350,800
32	太陽地球系物理学国際共同研究計画 (STPP) 国際太陽系観測年会合	パッド・ホネフ (ドイツ)	3/26 ～ 3/29 (4 日)	41,700	94,000	250,000	385,700
合計				1,181,300	2,590,000	7,510,000	11,281,300

第3区分(平成18年度)

別表3

番号	会 議 名	開催地	会 期 (日 数)	外国旅費使用見積額			
				日当(含移動日)	宿 泊	旅 費 費 (ディメンション)	合 計 額
1	哲学諸学会国際連合(FISP) 運営委員会	ハノイ ベトナム	5/31 ~ 6/4 (5 日)	31,500	81,000	140,000	252,500
			合計	31,500	81,000	140,000	252,500

19	
幹事会	10

提 案

平成18年度代表派遣実施計画について

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由 「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する
内規」第18条第3項に基づくものである。

<参考>「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」（抄）

（派遣実施計画の作成）

- 第18条** 国際委員会は、前条第4項の決定に基づき、次の各号に掲げる区分に基づき、配分されることとなった旅費の範囲内で、それぞれ様式第5に定める実施計画案を作成し、会議開催年度の前年度の3月中（*）に会長に提出しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号に係る代表を派遣すべき会議
 - (2) 前条第1項第2号に係る代表を派遣すべき会議等
 - (3) 前条第1項第3号に係る代表を派遣すべき会議
- 2 国際委員会は、前項の実施計画案の作成に当たっては、加入国際学術団体の総会を優先しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により提出のあった実施計画案に基づき、様式第6に定める代表派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成して、会議開催年度の前年度の3月中に開催される幹事会の承認を得るものとする。

【注】*第8回幹事会（平成18年2月13日）読替え（2月中→3月中）

平成18年度代表派遣実施計画(案)

< 第1区分 >

65名

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	国際薬理学連合(IUPHAR) 第15回世界薬理学会議	2006/7/2 ～ 2006/7/7	北京 (中国)	1
2	国際地理学連合(IGU) 役員運営会議・総会	2006/6/27 ～ 2006/7/4	ブリスベーン (オーストラリア)	1
3	国際地理学連合(IGU) 2006ブリスベーン会議・総会	2006/7/3 ～ 2006/7/8	ブリスベーン (オーストラリア)	2
4	国際土壌科学連合(IUSS) 世界土壌科学会議	2006/7/6 ～ 2006/7/15	フィラデルフィア (米国)	3
5	国際対がん連合(UICC) 世界がん会議	2006/7/8 ～ 2006/7/12	ワシントン (米国)	1
6	第29回南極研究科学委員会 (SCAR) 総会	2006/7/8 ～ 2006/7/16	ホバート (オーストラリア)	1
7	国際理論・応用力学連合 (IUTAM)理事会・総会	2006/8/11 ～ 2006/8/14	プロビデンス (米国)	1
8	国際数学連合(IMU)総会及び 国際数学者会議	2006/8/19 ～ 2006/8/30	サンチャゴ及びマドリッド (スペイン)	4
9	国際経済史協会(IEHA) 国際経済史第14回コンGRES	2006/8/21 ～ 2006/8/25	ヘルシンキ (フィンランド)	1
10	国際農業工学会(CIGR)2006年 9月幹部会・総会及び関連会議	2006/9/2 ～ 2006/9/7	ボン (ドイツ)	1
11	国際農業工学会(CIGR)2006年 理事会・総会及び関連会議	2006/9/2 ～ 2006/9/7	ボン (ドイツ)	1
12	国際農業工学会(CIGR)2006年 総会及び関連会議	2006/9/3 ～ 2006/9/7	ボン (ドイツ)	1
13	第20回科学技術データ委員会 (CODATA)国際会議	2006/10/22 ～ 2006/10/27	北京 (中国)	1
14	国際医学団体協議会(CIOMS)総会	平成18 年11月 ～ 年11月	ジュネーブ (スイス)	2
15	国際問題に関するインターアカデミー パネル(IAP)総会	2006/12/1 ～ 2006/12/6	アレキサンドリア (エジプト)	4

< 第2区分 >

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	国際リソスフェア計画(ILP)参加国 代表者会議及びその関連会議 (EGU総会2006)	2006/4/2 ～ 2006/4/7	ウィーン (オーストリア)	1
2	国際医学団体協議会(CIOMS)疫学研究 における国際倫理ガイドラインの改正に 関するコアグループ会議	2006/5/15 ～ 2006/5/16	ジュネーブ (スイス)	1
3	海洋研究科学委員会(SCOR)プランクトン の調査及び解析の標準化に関する ミニシンポジウムおよび提言策定会議	2006/5/19 ～ 2006/5/20	プリマス (英国)	1
4	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG)IAH ダルシーの法則誕生 150周年とIAH周年記念コロキウム	2006/5/30 ～ 2006/6/3	ディジョン (フランス)	1
5	国際純正・応用化学連合 (IUPAC)有機・生物分子化学 部会Division III Meeting, 16th	2006/6/11 ～ 2006/6/15	メリタ (メキシコ)	1
6	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG)IAVCEI 火山学の進歩に 関するウォーカーシンポジウム	2006/6/12 ～ 2006/6/17	レイキャビク (アイスランド)	1
7	国際純正・応用化学連合(IUPAC) ICAS2006及びDivision V Meeting	2006/6/25 ～ 2006/6/30	モスクワ (ロシア)	1

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
8	国際純正・応用化学連合(IUPAC) Division IV, Subcommittee 高分子 述語、命名法委員会	2006/7/11 ～ 2006/7/16	_____ リオデジャネイロ (_____ ブラジル)	2
9	国際純正・応用化学連合(IUPAC) Division IV, Subcommittee 高分子 述語、命名法委員会及び高分子 部門(第4部門) 部門委員会	2006/7/11 ～ 2006/7/16	_____ リオデジャネイロ (_____ ブラジル)	1
10	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG)IAGA役員会	2006/7/23 ～ 2006/7/24	_____ 北京 (_____ 中国)	1
11	世界工学団体連盟(WFEO) 工学および環境委員会	平成18 年7月 ～ 平成18 年7月	_____ パリ (_____ フランス)	1
12	国際結晶学連合(IUCr) 理事会	2006/8/2 ～ 2006/8/5	_____ ルーバン (_____ ベルギー)	1
13	国際実験動物科学会議(ICLAS) 理事会	2006/8/28 ～ 2006/8/29	_____ 済州島 (_____ 韓国)	2
14	国際光学委員会(ICO)役員会	2006/9/3 ～ 2006/9/4	_____ サントペテルブルグ (_____ ロシア)	2
15	国際自動制御連盟(IFAC) 理事会	2006/9/13 ～ 2006/9/16	_____ ハイデルベルグ (_____ ドイツ)	1
16	気候変動国際協同研究計画(WCRP) 第14回SPARCサイエンス代表グループ会議	2006/10/9 ～ 2006/10/12	_____ ボールダー (_____ 米国)	1
17	気候変動国際協同研究計画 (WCRP) GEWEX第12回GHP委員会	2006/10/9 ～ 2006/10/13	_____ 未定 (_____ イタリア)	1
18	国際純粋・応用物理学連合(IUPAP) 理事会及びコミッション議長会議	2006/10/13 ～ 2006/10/14	_____ ブラハ (_____ チェコ)	1
19	世界工学団体連盟(WFEO) 理事会	平成18 年10月 ～ 平成18 年10月	_____ シカゴ (_____ 米国)	1
20	国際医学団体協議会(CIOMS)執行委員会	平成18 年10月 ～ 平成18 年10月	_____ ジュネーブ (_____ スイス)	1
21	国際地理学連合(IGU)役員運営会議	2006/11/11 ～ 2006/11/16	_____ チュニス (_____ チュニジア)	1
22	国際農業工学会(CIGR)2006年 11月幹部会及び関連会議	2006/11/18 ～ 2006/11/19	_____ ボローニャ (_____ イタリア)	1
23	国際社会科学団体連盟(IFSSO) Scientific Workshop	平成18年 11月初・ 中旬 ～ 平成18年 11月初・ 中旬	_____ 未定 (_____ フィリピン)	2
24	第52回国際純粋・応用生物物理学 連合(IUPAB)幹事会議	平成18 年秋頃 ～ 平成18 年秋頃	_____ ウイニペグ (_____ カナダ)	1
25	気候変動国際協同研究計画(WCRP) 第19回GEWEX科学先導委員会	平成19 年1月 ～ 平成19 年1月	_____ ホノルル (_____ 米国)	1
26	第35回地質科学国際研究計画(IGCP) 本部理事会	2007/2/15 ～ 2007/2/16	_____ パリ (_____ フランス)	2
27	太陽地球系物理学国際共同研究計画(STPP) 国際太陽系観測年会合	2008/3/26 ～ 2008/3/29	_____ バッド・ホネフ (_____ ドイツ)	1

< 第3区分 >

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	哲学諸学会国際連合(FISP) 運営委員会	2006/5/31 ～ 2006/6/4	_____ ハノイ (_____ ベトナム)	1

< 特別派遣 >

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	第36回宇宙空間研究委員会 (COSPAR)科学総会	2006/7/16 ～ 2006/7/23	_____ 北京 (_____ 中国)	3
2	第26回国際天文学連合(IAU) 総会	2006/8/14 ～ 2006/8/25	_____ ブラハ (_____ チェコ)	3
3	海洋研究科学委員会(SCOR) 第28回総会	2006/10/23 ～ 2006/10/26	_____ コンセプション (_____ チリ)	1

2 0	
幹事会	1 0

提 案

平成18年度代表派遣について（平成18年4月～6月分）

- 1 提案者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙のとおり実施すること。
- 3 提案理由 「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」第19条の規定に基づくものである。

<参考>「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」（抄）

（派遣者の選考）

- 第19条** 会長及び関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等（以下「代表派遣会議」という。）のそれぞれの内容等に応じて、学術会議会員（以下「会員」という。）の中から適任者を選考し、様式第7に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の中に適任者があると認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。
- 2 会長は、前項の規定により推薦された派遣候補者について、原則として代表派遣会議が開始される日の1か月前までに開かれる幹事会の議決を経た上、学術会議の代表として派遣される者（以下「派遣者」という。）として派遣するものとする。

別 紙

番号	国際会議等	会 期		開催地及び用務地	派遣候補者 (職名)	備考
			計			
1	国際リソスフェア計画(ILP)参加国代表者 会議及びその関連会議(EGU総会2006)	4月2日 ～ 4月7日	6 日	ウィーン _____ オーストリア	佐藤 比呂志 特任連携会員* 東京大学地震研究所教授	地球惑星科学委員会 国際対応分科会 第2区分
2	国際医学団体協議会(CIOMS)疫学研究 における国際倫理ガイドラインの改正に 関するコアグループ会議	5月15日 ～ 5月16日	2 日	ジュネーブ _____ スイス	松田 一郎 連携会員 北海道医療大学副学長	基礎医学・臨床医学 委員会CIOMS分科会 第2区分
3	海洋研究科学委員会(SCOR)プランクトンの 調査及び解析の標準化に関する ミニシンポジウムおよび提言策定会議	5月19日 ～ 5月20日	2 日	プリマス _____ 英国	谷口 旭 特任連携会員* 東北大学大学院農学研究科教授	地球惑星科学委員会 国際対応分科会 第2区分
4	国際測地学及び地球物理学連合(IUGG) IAH ダルシーの法則誕生150周年と IAH周年記念コロキウム	5月30日 ～ 6月3日	5 日	ディジョン _____ フランス	佐倉 保夫 特任連携会員* 千葉大学理学部教授	地球惑星科学委員会 国際対応分科会 第2区分
5	哲学諸学会国際連合(FISP) 運営委員会	5月31日 ～ 6月4日	5 日	ハノイ _____ ベトナム	前田 専學 特任連携会員* 東京大学名誉教授	哲学委員会 第3区分
6	国際純正・応用化学連合(IUPAC) 有機・生物分子化学部会 Division III Meeting, 16th	6月11日 ～ 6月15日	5 日	メリタン _____ メキシコ	磯部 稔 特任連携会員* 名古屋大学大学院生命農学研究科教授	化学委員会 IUPAC分科会 第2区分
7	国際測地学及び地球物理学連合(IUGG) IAVCEI 火山学の進歩に関する ウォーカーシンポジウム	6月12日 ～ 6月17日	6 日	レイキャビク _____ アイスランド	中田 節也 特任連携会員* 東京大学地震研究所教授	地球惑星科学委員会 国際対応分科会 第2区分
8	国際純正・応用化学連合(IUPAC) ICAS2006及びDivision V Meeting	6月25日 ～ 6月30日	6 日	モスクワ _____ ロシア	渡會 仁 特任連携会員* 大阪大学大学院理学研究科教授	化学委員会 IUPAC分科会 第2区分

*本幹事会において、別途「特任連携会員」提案

2 1	
幹事会	1 0

提 案

第 6 回アジア学術会議（SCA Conference）の開催について

- 1 提 案 者 国際委員会委員長
- 2 議 案 標記会議を下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催 インド社会科学研究会議(Indian Council of Social Science Research)
 日本学術会議（Science Council of Japan）
2. 開催時期 平成 18 年(2006 年)4 月 17 日（月）～ 4 月 19 日（水）（3 日間）
3. 開催場所 ニューデリー（インド）
4. 会議計画の概要
 - (1) 会議の構成
 理事会、総会、SCA 共同プロジェクト・ワークショップ、アカデミック・シン
 ポジ
 ウム等
 - (2) 主要題目
 - ① 地域開発のための制度と能力開発(Institution and Capacity Building for
Rural Development)
 - ② 持続可能な開発のための学術の役割(Role of Science for Sustainable
Development)

(3) 日程表（予定）

	午 前	午 後	夜
4 月 16 日（日）	参加者到着		
17 日（月）	理事会Ⅰ、総会Ⅰ	・SCA 共同プロジェクト・ワークショップ ・ポスターセッション	歓迎レセプション
18 日（火）	・アカデミック・シンポジウム ・ポスター・セッション ・理事会Ⅱ（シンポジウム終了後）		晚餐会
19 日（水）	理事会Ⅲ、総会Ⅱ	視察	参加者帰国

(4) 会議使用言語 英語

(5) 参加予定国

中国、インド、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム（以上 11 か国）

2 2	
幹事会	1 0

提 案

シンポジウム「統計から見た日本の経済格差」の開催について

- 1 提案者 経済学委員会委員長
- 2 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

- 1 主 催 日本学術会議経済学委員会
一橋大学 21 世紀 COE／RES プログラム
慶應義塾大学経商連携 21 世紀 COE プログラム
- 2 協 賛 朝日新聞社（交渉中）
- 3 日 時 平成 18 年 4 月 19 日（水） 13：25－17：10
- 4 会 場 日本学術会議講堂
- 5 趣 旨

経済格差の拡大に関しては、わが国で現在盛んに議論されているが、所得格差の経済学的な理解が正しく共有されているかという点には、疑問の余地が多くある。経済学委員会はこの重要な問題に対する正しい学術的な検討の場を設けて、積極的な社会貢献を行いたいと考えている。いみじくも政府統計を作成するための生の調査結果（第 1 次統計、ミクロデータ）の研究者への開放の方法について、学術会議で検討作業が進行中であることもあって、正確な第 1 次統計の利用可能性が保証されてこそ正しい議論の可能性が開か

れるこの問題をめぐるシンポジウムの企画は、まことにタイムリーであると考え。

6 プログラム

13:25 – 13:30 開会挨拶

鈴木興太郎（第1部幹事、経済学委員会委員長）

13:30 – 13:45 シンポジウムの趣旨説明

樋口美雄（第1部会員、経済学委員会委員）

13:45 – 14:30 基調講演1 橘木俊昭（第1部会員、経済学委員会委員）

14:30 – 15:15 基調講演2 大竹文雄（連携会員、大阪大学社会経済研究所教授）

15:15 – 15:30 休憩

15:30 – 17:00 パネル・ディスカッション

橘木俊昭（第1部会員、経済学委員会委員）

大竹文雄（連携会員、大阪大学社会経済研究所教授）

高山憲之（連携会員、一橋大学経済研究所教授）

樋口美雄（第1部会員、経済学委員会委員）

17:00 – 17:10 閉会挨拶

鈴木興太郎（第1部幹事、経済学委員会委員長）

2 3	
幹事会	1 0

提 案

「産学官連携の新たなパラダイム構築-----
学術推進、若手育成、男女共同参画、環境安全など」研究会
の開催について

1. 提案者 化学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催 日本学術会議化学委員会、分子科学研究所
2. 協 賛 日本化学会
3. 日 時 平成 18 年 4 月 28 日（金） 午後 1 時～6 時
4. 場 所 岡崎コンファレンスセンター
5. 委員会の開催 化学委員会を岡崎コンファレンスセンターにおいて開催。
6. 議 事 次 第

趣旨

我が国が真に知的創造性と文化的資産を持った先進国として今後も世界の尊敬を受ける地位を築き同時に人類の持続的発展に貢献するための産学官連携の新たなパラダイム構築を探る。特に、産学連携を基に学術推進、若手育成、男女共同参画、環境安全などがどのように展開できるのか、日本学術会議、学会、企業、政府・行政のそれぞれの役割と義務など、目先のアウトカムのための産学連携でない、産学官による基礎科学（文化）の促進、我が国の若手人材育成プログラム、男女共同参画を可能とするライフスタイル、魅力ある安全環境施設などについて、それぞれの立場と視点で議論する。

構成：講演・話題提供、自由討論を行う。

講師等（交渉中を含む）

化学委員会（野依良治 他）、経団連（1 名）、企業、日本化学会会長、学長（1 名）、文科省（2 名）、JST（北澤、村井）、若手研究者（若干名）他

自由討論（約 2 時間）：参加者全員

24	
幹事会	10

提 案

シンポジウム「エネルギー・環境と人類の未来」の開催について

1. 提案者 材料工学委員会員長

2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 日 時 平成18年5月26日（金）午後13時～17時

2. 場 所 日本学術会議講堂

3. 主 催 日本学術会議材料工学委員会、(社)日本工学アカデミー、(社)先端技術産業調査会、
(社)日本工学会

4. 後 援 外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、(社)日本経済団体連合会、(社)
経済同友会、日本商工会議所、全国知事会、全国市町村会

5. 協 賛 関連学協会、(社)日本工学教育協会、(独)産業技術総合研究所、(財)日本学術協力
財団・エネルギー環境戦略協議会

6. プログラム

総司会 隈部 英一 日本工学アカデミー専務理事

シンポジウム開催主旨（10分）

開会挨拶 岸 輝雄 日本学術会議材料工学委員、東京大学名誉教授（20分）

「文明史観にもとづいて新生日本学術会議に求めること（案）」

基調講演 石井 吉徳 東京大学名誉教授、科学技術戦略フォーラム代表（60分）

「石油文明の終焉と人類の未来（案）」

講 演 芦田 譲 京都大学教授、環境・エネルギー研究会代表（45分）

「日本列島をめぐるエネルギー、大陸棚・領土問題（案）」

（休憩 15分）

講 演 秋元 勇巳 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員長（45分）

「経済界からみた石油・エネルギー問題、ポスト京都議定書（案）」

総 括 内田 盛也 日本工学会顧問、科学技術連合フォーラム代表（30分）

「文明史的転換期対応への国家戦略」

閉会挨拶

25	
幹事会	10

提 案

原子力総合シンポジウム2006の開催について

1. 提案者 総合工学委員会委員長

2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催 日本学術会議総合工学委員会

2. 共 催 エネルギー・資源学会、(社)化学工学会、(社)火力原子力発電技術協会、(社)空気調和・衛生工学会、(社)計測自動制御学会、(財)原子力安全研究協会、(社)資源・素材学会、(社)電気化学会、(社)電気学会、(社)土木学会、(社)日本アイソトープ協会、(社)日本医学放射線学会、(社)日本化学会、日本核医学会、(社)日本機械学会、(社)日本空気清浄協会、(社)日本建築学会、(社)日本高圧力技術協会、日本混相流学会、日本シミュレーション学会、(社)日本セラミックス協会、(社)日本造船学会、日本地球化学会、日本地質学会、(社)日本電気協会、(社)日本非破壊検査協会、日本複合材料学会、(社)日本分析化学会、日本放射化学会、日本放射線影響学会、(社)日本放射線技術学会、日本保健物理学会、(社)日本溶接協会、(社)日本流体力学会、(社)粉体粉末冶金協会、(社)プラズマ・核融合学会、(社)溶接学会、(社)レーザー学会、(社)日本原子力学会 (予定)

3. 後 援 原子力委員会、原子力安全委員会、日本原子力研究開発機構、日本原子力産業会議、日本原子力文化振興財団 (予定)

4. 日 時 平成18年5月29日－30日

5. 場 所 日本学術会議講堂

6. 議事次第

【5月29日(月)】

— (10:00～12:00) —————

○開会の辞

○挨拶 (日本学術会議)

○特別講演 (原子力委員会委員長・近藤駿介)

○基調講演

- ・第3期科学技術基本計画の目指す日本と原子力の役割

総合科学技術会議議員、日本学術会議会員・柘植綾夫

-- (13:00~15:00) -----

○環境と経済の両立 ―地球温暖化・エネルギー問題の克服

- ・環境-エネルギー-原子力 (仮題) 電中研・鈴木達治郎
- ・合理的で信頼される安全規制への努力 原子力安全・保安院・平岡英治
- ・操業準備が進む六ヶ所再処理工場と高速増殖炉サイクル研究開発 東大・田中 知

-- (15:20~17:20) -----

○人材の育成・確保の重要性

- ・東京大学の原子力専門職大学院 東大・班目春樹
- ・企業での人材育成・確保 (仮題) 三菱マテリアル・石井 保
- ・2007年問題 (仮題) JNES・佐々木正則

【5月30日 (火)】

-- (10:00~12:00) -----

○特別講演 (松浦祥次郎・原子力安全委員会委員長)

○安全が誇りとなる国 ―社会の安全確保

- ・核拡散防止への取り組み―現状と課題 核管センター・内藤 香

○生涯はつらつ生活 ―国民を悩ます病の克服

- ・医療での放射線利用 (仮題) (依頼中)

-- (13:00~15:00) -----

○飛躍知の発見・発明、科学技術の限界突破

- ・量子ビームテクノロジー研究 (J-PARC) (仮題) J-PARC センター・永宮正治
- ・核融合研究開発と ITER 計画 原子力機構・常松俊秀
- ・計算科学技術の最新動向と原子力 日本学術会議総合工学委員会・矢川元基

-- (15:20~17:20) -----

○社会・国民に支持される科学技術

- ・社会科学的な観点から (仮題) (依頼中)
- ・広聴、広報 (仮題) (依頼中)
- ・消費者、女性の日 (仮題) (依頼中)

-- (17:20~17:30) -----

○閉会挨拶 (日本原子力学会会長)

26	
幹事会	10

提 案

FMES シンポジウム（第22回）「デジタル・エンジニアリングと経営工学」
の開催について

1. 提案者 総合工学委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

- 1 日 時 平成18年6月30日（金）13：30～17：10
- 2 会 場 日本学術会議講堂
- 3 主 催 日本学術会議総合工学委員会、経営情報学会、研究・技術計画学会、（社）日本オペレーションズ・リサーチ学会、日本開発工学会、（社）日本経営工学会、日本信頼性学会、日本設備管理学会、プロジェクトマネジメント学会、
（社）日本品質管理学会
- 4 プログラム

開会挨拶 久米 均 FMES（経営工学関連学会協議会）会長

挨 拶 小林 敏雄 第3部幹事、日本学術会議総合工学委員会委員、
東京大学名誉教授

講 演1 椿 広計 筑波大学大学院教授
「シミュレーションとSQC」

講 演2 中村 忠雄 (タッソー・システムズ) (株) マシーナ&イクイップメントリーダー セールステハ
ロップメント デイビジョン
「PLM: product lifecycle management ソリューション」

講 演3 (依頼中)

閉会挨拶 日本品質管理学会

2 7	
幹事会	1 0

提 案

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等の
一部改正について

- 1 提 案 者 浅島副会長（組織運営担当）
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 小委員会の設置提案をする際にも用いることを明らかにする
ため。

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会申合せ）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる傍線の字句をこれに対応する改正後欄に掲げる字句の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式について 〔平成18年2月23日 日本学術会議第9回幹事会申合せ〕 委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより<u>分科会、小分科会又は小委員会</u>を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。 なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。 記 (様式) 〇〇〇委員会分科会（<u>小分科会、小委員会</u>）の設置について 分科会等名：_____ (以下 略)	委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式について 〔平成18年2月23日 日本学術会議第9回幹事会申合せ〕 委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより<u>分科会又は小分科会</u>を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。 なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。 記 (様式) 〇〇〇委員会分科会（<u>小分科会</u>）の設置について 分科会等名：_____ (以下 略)

委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について(改正後)

〔平成 18 年 2 月 23 日
日本学術会議第 9 回幹事会申合せ〕

委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより分科会、小分科会又は小委員会を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。

なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。

記

(様式)

〇〇〇委員会分科会 (小分科会、小委員会) の設置について

分科会等名：_____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	
2	委員の構成	
3	設置目的	
4	審議事項	
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日／常設
6	備考	

(参考)

【記載要領】

設置する分科会等一つにつき1枚、別紙様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、連絡窓口となる委員会から御提出ください。

○ 分科会等名

新たに設置する分科会等の名称を記入してください。

1 所属委員会名

分科会等を設置する委員会の名称を記載してください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、複数の所属委員会名を記載するとともに、主体となる委員会に○印を付けてください。

2 委員の構成

分科会等の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会等として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。

(例)「○名以内の会員及び×名以内の連携会員」

「○名以内の会員又は連携会員」

3 設置目的

分科会等の設置目的を200～300字程度で記入してください。

4 審議事項

分科会等における審議事項を50字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。

(例) ・具体的な課題を設定しない場合

「○○○○○の審議に関すること。」

・具体的な課題を設定する場合

「○○○○○の審議に関すること。なお、□年△月を目途に報告書を作成する。」

5 設置期間

期限を設けて設置する場合には、始期と終期を記入してください。常設の場合には、「常設」に○印を付けてください。

6 備考

その他、何か記載すべき事項がありましたら記入してください。

2 8	
幹事会	1 0

提 案

分野別委員会運営要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 心理学・教育学委員会委員長
 史学委員会委員長
 地域研究委員会委員長
 法学委員会委員長
 政治学委員会委員長
 基礎生物学委員会委員長
 応用生物学委員会委員長
 農学基礎委員会委員長
 生産農学委員会委員長
 基礎医学委員会委員長
 臨床医学委員会委員長
 健康・生活科学委員会委員長
 歯学委員会委員長
 薬学委員会委員長
 物理学委員会委員長
 総合工学委員会委員長

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 分科会及び小委員会の設置並びに分科会の名称の変更に伴い、運営
 要綱を一部改正する必要があるため。

分野別委員会運営要綱（平成１７年１０月４日日本学術会議第１回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄の掲げる規定をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第１					別表第１				
分野別委員会	<u>分科会・小委員会</u>	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	<u>分科会</u>	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
心理学・教育学委員会	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同行動生物学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>		心理学・教育学委員会				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
史学委員会	史学委員会国際歴史学会議等分科会	国際歴史学委員会（CISH）への対応に関すること	５名以内の会員及び１０名以内の連携会員		史学委員会	史学委員会国際歴史学会議等分科会	国際歴史学委員会（CISH）への対応に関すること	５名以内の会員及び１０名以内の連携会員	
	<u>史学委員会国際歴史学会議等分科会国際歴史学会議小委員会</u>	<u>国際歴史学委員会（CISH）への対応に関すること</u>	<u>７名以内の会員又は連携会員及び７名以内の会員又は連携会員以外の者</u>						
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	学芸員制度などの改善及び充実策の検討並びに展示方法に関する専門的知識の充実策の検討に関すること	５名以内の会員及び５名以内の連携会員			博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	学芸員制度などの改善及び充実策の検討並びに展示方法に関する専門的知識の充実策の検討に関すること	５名以内の会員及び５名以内の連携会員	
	史学委員会歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会	歴史・考古史資料の情報提供及び公開方法並びに近現代公文書の保存に関する原則の研究に関すること	５名以内の会員及び５名以内の連携会員			歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会	歴史・考古史資料の情報提供及び公開方法並びに近現代公文書の保存に関する原則の研究に関すること	５名以内の会員及び５名以内の連携会員	

	<u>史学委員会アジア研究・対アジア関係に関する分科会</u>	日本におけるアジア研究のあり方の再検討及びアジア諸国との学術交流体制の充実策の研究に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員			アジア研究・対アジア関係に関する分科会	日本におけるアジア研究のあり方の再検討及びアジア諸国との学術交流体制の充実策の研究に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	
	<u>史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会</u>	アジア諸国との歴史認識の調整方法の研究及び共同の歴史研究の体制の検討に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員			歴史認識・歴史教育に関する分科会	アジア諸国との歴史認識の調整方法の研究及び共同の歴史研究の体制の検討に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)		地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	
	<u>地域研究委員会地域研究基盤整備分科会</u>	<u>地域研究に関する研究・教育機関の発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること</u>	<u>5名以内の会員及び10名以内の連携会員</u>						
	<u>地域研究委員会国際地域開発研究分科会</u>	<u>国際地域開発研究の目的と、その方法論・理論・手法の構築と発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること</u>	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>						
	<u>地域研究委員会地域情報分科会</u>	<u>国内外の地域情報を扱う学協会や関連機関との持続的連携の仕組みや相互運営法、地域情報分析に基づく社会に向けた適切な情報発信のあり方などの審議に関すること</u>	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>						

	<u>地域研究委員会 人文・経済地理と 地域教育(地理教 育を含む)分科会</u>	<u>都市再生、少子高齢 化、移民・人口流動、 貧困、ジェンダー、 歴史・文化の地域多 様性などの地域的課 題の審議及び学校教 育における地域教育 (地理教育)の課題 と地域を理解する次 世代の育成の審議に 関すること</u>	<u>15名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>地域研究委員会 人類学分科会</u>	<u>文化の諸問題の実態 の研究及び提言に関 すること</u>	<u>15名以内の 会員又は連携 会員</u>	
法学委員会	(略)	(略)	(略)	
	法学委員会法学 系大学院分科会	法学系研究者養成シ ステムの再構築の検 討及び大学院・学部 における法学教育の 役割分担の再検討に 関すること	8名以内の会 員及び7名以 内の連携会員	
	<u>法学委員会「法に おける公と私」分 科会</u>	各法領域における公 と私の関係に係わる 問題並びに近年の社 会経済的変化及び政 策動向に規定された 法における公私の境 界の流動化の問題並 びに法における公と 私の規範論的再構成 の理論問題に関する こと	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
政治学委員会	<u>政治学委員会民 主主義と信頼分 科会</u>	日本の民主主義にお ける信頼や法治の研 究に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
(略)	(略)	(略)	(略)	

法学委員会	(略)	(略)	(略)	
	法学系大学院分 科会	法学系研究者養成シ ステムの再構築の検 討及び大学院・学部 における法学教育の 役割分担の再検討に 関すること	8名以内の会 員及び7名以 内の連携会員	
	「法における公 と私」分科会	各法領域における公 と私の関係に係わる 問題並びに近年の社 会経済的変化及び政 策動向に規定された 法における公私の境 界の流動化の問題並 びに法における公と 私の規範論的再構成 の理論問題に関する こと	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
政治学委員会	民主主義と信頼 分科会	日本の民主主義にお ける信頼や法治の研 究に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
(略)	(略)	(略)	(略)	

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)		基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 動物科学分科会	動物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同 植物科学分科会	植物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 細胞生物学分科会	細胞生物学の発展のための審議に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・基礎医学委員会合同 分子生物学分科会	分子生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物科学分科会	生物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員		基礎生物学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同 遺伝資源分科会	遺伝資源の整備活用方策の審議に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 海洋生物学分科会	海洋生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 発生生物学分科会	発生生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 進化・系統学分科会	進化・系統学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に關すること	20名以内の会員又は連携会員						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同 総合微生物科学分科会	・新規微生物の発見に関する審議 ・微生物の増殖・生活環境に関する研究展開についての審議 ・微生物の新たな能力開発に関する審議 ・微生物と宿主との関わり合いに関する審議	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生態科学分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 自然人類学分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物工学分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 自然史・古生物学分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物物理学分科会	生物物理学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同 行動生物学分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同 実験動物分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 ゲノム科学分科会	・基礎生物学、応用生物学、農学(基礎及び応用)、基礎医学、薬学におけるゲノム科学のあり方、推進方策について審議 ・ゲノム研究の社会との接点に関わる諸問題への解決に関する審議	20名以内の会員又は連携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同バイオインフォマティクス分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載		基礎生物学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物学教育分科会	初等、中等、高等教育における生物学の教科書の内容や実験、教授法などに関すること。また教育の質の向上についても審議する。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。	20名以内の会員又は連携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会 (略)	調査審議事項 (略)	構成 (略)	備考	分野別委員会	分科会 (略)	調査審議事項 (略)	構成 (略)	備考
応用生物学 委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 動物科学分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載		応用生物学 委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同 植物科学分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 細胞生物学分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・基礎医学委員会合同 分子生物学分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物科学分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同 遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に 記載	基礎生物学 委員会に記 載						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
応用生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 海洋生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載		応用生物学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 発生生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 進化・系統学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同 総合微生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生態科学分科会	生態科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 自然人類学分科会	基礎的な自然人類学の研究成果を社会に貢献する方法と手段の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
応用生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物工学分科会	生物工学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員		応用生物学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 自然史・古生物学分科会	古生物学・自然史学の高度化に必要な大学・大学院、研究機関、博物館・動物園といった組織を対象に、その研究教育体制を充実するために、現状を改善する方策を調査審議し、具体的提言にまとめる。	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物物理学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同行動生物学分科会	行動生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
応用生物学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同 実験動物分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載		応用生物学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 ゲノム科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 バイオインフォマティクス分科会	バイオインフォマティクスによって生物学研究を高度に能率化する方法と手段の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 生物学教育分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
農学基礎委員会	(略)	(略)	(略)		農学基礎委員会	(略)	(略)	(略)	
	農学基礎委員会 農学分科会	作物学、園芸学、植物病理学、雑草学などを 含む狭義の農学分野 の学協会等の連絡・連 携、及び当該分野の発 展を期すための調査 審議並びに情報発信 に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	農学基礎委員会 育種学分科会	農林水産作物の育種 に関わる学協会等の 連絡・連携、及び当該 分野の発展を期すた めの調査審議並びに 情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	農学基礎委員会 農芸化学分科会	農学の中の農芸化学 領域に関する分野の 学協会等の連絡・連 携、及び当該分野の発 展を期すための調査 審議並びに情報発信 に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	農学基礎委員会 農業経済学分科会	農業経済学分野の学 協会等の連絡・連携、 及び当該分野の発展 を期すための調査審 議並びに情報発信に 関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	農学基礎委員会 農業生産環境工学 分科会	農業生産環境工学分 野の学協会等の連絡・ 連携、及び当該分野の 発展を期すための調 査審議並びに情報発 信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
農学基礎委員会	農学基礎委員会 農業情報システム 学分科会	農業情報システム学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員		農学基礎委員会				
	農学基礎委員会 地域総合農学分科 会	地域総合農学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	農学基礎委員会 食の安全分科会	食の安全に関する分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会合同 総合微生物科学分 科会	基礎生物学委員会 に記載	基礎生物学 委員会に記 載						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
農学基礎委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載		農学基礎委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同植物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同ゲノム科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同バイオインフォマティクス分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
農学基礎委員会	農学基礎委員会 水問題分科会	農学における水問題につき、当該分野の発展と情報発信を期するための審議に關すること。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。	20名以内の 会員又は連 携会員		農学基礎委員会				
	農学基礎委員会 農業と環境分科会	大都市の気温上昇軽減に關わる当該分野の発展と情報発信を期するための審議に關すること。なお、平成19年3月末を目途に報告書を作成する。	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
	(略)	(略)	(略)	
生産農学委員会	生産農学委員会 水産学分科会	水産学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	生産農学委員会 畜産学分科会	畜産学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	生産農学委員会 獣医学分科会	獣医学分野の学協会等の連絡・協力、そして獣医学分野の学協会等との間の連絡・連携の促進、及び当該分野の研究・教育の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	生産農学委員会 林学分科会	広義の林学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	生産農学委員会 応用昆虫学分科会	応用昆虫学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
	(略)	(略)	(略)	
生産農学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
生産農学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同 実験動物分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載		生産農学委員会				
	生産農学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 トキシコロジー分科会	薬学委員会に記載	薬学委員会に記載						
	生産農学委員会 農学教育分科会	農学教育の過去と現状、今後に求められる人材像の具体化及び教育実践についての審議に関すること。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。	20名以内の会員又は連携会員						
	生産農学委員会 人と動物の関係分科会	我が国における人と動物のあるべき関係の審議。 平成19年3月31日を目途に報告書を作成する。	20名以内の会員又は連携会員						
	生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 新興・再興感染症分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載						

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)		基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	
	基礎医学委員会 形態・細胞生物医 科学分科会	形態、細胞生物医科学 の発展に向けた審議に 関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎医学委員会 機能医科学分科会	・生理科学に関する学 術事項 ・薬理学・創薬科学に 関する学術事項 ・国際生理学科学連合 (IUPS)への対応 ・国際薬理学連合 (IUPHAR)への対応	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎医学委員会 分子医科学分科会	日本学術会議と生化学 や分子生物学関連学 協会に関わり、連携・ 連絡、当該分野の将 来、情報発信、人材育 成について	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎医学委員会 病態医科学分科会	・新臨床研修制度の下 で、基礎医学としての 病理学及び法医学研 究に従事する人材を如 何に確保するか審議す る。 ・病理学・法医学と他 の基礎医学分野の連 携をいかに推進するか 審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員						

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会	基礎医学委員会 免疫学分科会	・免疫基礎研究のあり方 ・先駆的医療開発研究のあり方 ・国際協力のあり方 ・人材育成のあり方 ・国内関連学協会連携のあり方	20名以内の 会員又は連 携会員		基礎医学委員会				
	基礎医学委員会 病原体学分科会	・病原体研究のあり方、方向性を審議する。 ・病原体研究者の育成システムを審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎医学委員会 生体医工学分科会	・生体医工学の教育・研究体制の問題点 ・開発から実用化に至る過程での検討事項	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎医学委員会 神経科学分科会	・神経科学に関する学術事項 ・国際学術団体である国際脳科学研究機構(IBRO)への対応	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会	基礎医学委員会 再生医科学分科会	・再生医学の基礎研究の推進に関すること ・再生医療の実施の促進と倫理面との対応の検討に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	基礎医学委員会・ 健康・生活科学委 員会合同 パブリックヘルス科 学分科会	健康・生活科学委員会 に記載	健康・生活科 学委員会に 記載	
	基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・生産農学委 員会・基礎医学委 員会・臨床医学委 員会・薬学委員会 合同 実験動物分科会	・各領域における実験 動物を用いた研究に関 わる問題 ・実験動物を用いた研 究の振興に関する問題 ・実験動物を用いた科 学技術の発展と社会情 勢に関わる問題	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 ゲノム科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載		基礎医学委員会				
	生産農学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同 トキシコロジー分科会	薬学委員会に記載	薬学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・基礎医学委員会合同 分子生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同 遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会	基礎医学委員会・臨床医学委員会合同腫瘍分科会	臨床医学委員会に記載	臨床医学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同バイオインフォマティクス分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎医学委員会・臨床医学委員会合同医学教育分科会	臨床医学委員会に記載	臨床医学委員会に記載	
	生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同新興・再興感染症分科会	・現在、問題になっている新興・再興感染症に対する対策研究を強化する方策を審議する。 ・これから問題となる感染症がどのタイプの微生物であっても対処できるように基礎研究体制を審議する。	20名以内の会員又は連携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
基礎医学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)		臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	
	臨床医学委員会 循環器分科会	循環器病・生活習慣病 に対する中・長期計画 (10年戦略)の審議に 関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	臨床医学委員会 消化器分科会	消化器学の進歩をい かに国民の健康に還 元していくかの審議に 関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	臨床医学委員会 呼吸器分科会	・呼吸器疾患の発症防 止を考慮した環境改善 に関すること ・閉塞性疾患等、呼吸 器疾患と生活環境に 関すること	20名以内の 会員又は連 携会員						
	臨床医学委員会 内分泌・代謝 分科会	・高齢化社会における 新しい内分泌代謝学 の推進についての検 討 ・内分泌代謝疾患に関 するデータベースの構築 などについての検討	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会 血液・造血分科会	造血幹細胞の体外増殖並びに再生医療への応用の審議に関すること及びヒト腫瘍の研究・治療モデルとしての造血器腫瘍研究の展開の審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 脳とこころ分科会	神経内科学、脳神経外科学、精神医学及び心身医学に関連する各学会が抱える共通問題の審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 感覚器分科会	・感覚器障害の克服と支援 ・感覚器医学の普及と振興	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 腎・泌尿・生殖分科会	・高齢者に認められる腎疾患、泌尿器疾患、婦人科疾患に関する審議 ・小児腎疾患、生殖医療に関する審議	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会 身体機能回復 分科会	・整形外科学分野の課題 ・リハビリテーション分野の課題 ・形成外科分野の課題 ・東洋医学分野の課題	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 救急・麻酔 分科会	・麻酔科、救急医療、 集中治療医学各分野 におけるマンパワーの 実態調査 ・上記各分野における 医療従事者の労働実 態の調査と検討 ・全医師に占める急性 期医療従事医師の割 合についての検討と安 全性の確保について の具体的提言 ・急性期医療従事者に 対する安全性について の教育	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 出生・発達分科会	・子どものこころと体の 健全な育成のために 必要な社会的整備をど のように構築するか審 議する。 ・子どもの死因の第一 を占める不慮の事故を 減らすために、どのよ うな行動を取るべきか 審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会 放射線・臨床検査 分科会	・放射線診療の問題点 の分析 ・放射線治療の独立に 関する検討 ・臨床検査の効率化と 外注化についての検 討	20名以内の 会員又は連 携会員		臨床医学委員会				
	臨床医学委員会 医療情報・統計 分科会	・個人情報保護下での 医療の特殊性 ・高齢化社会での医療 経済の方向性	20名以内の 会員又は連 携会員						
	基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・生産農学委 員会・基礎医学委 員会・臨床医学委 員会・薬学委員会 合同実験動物分科 会	基礎医学委員会 に記載	基礎医学委 員会に記載						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会 合同 腫瘍分科会	・基礎生物学、基礎医学、疫学領域の諸学会の連携とトランスレーショナルリサーチの推進(ファンディングの適切な配分) ・臨床腫瘍医の育成、専門医制度の厳格な整備と運用並びに全国がん登録精度の向上	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 老化分科会	・高齢者に関する包括的研究・教育体制の構築(老年学の推進) ・老年医学の学部教育・大学院教育の整備 ・地域における高齢者医療センター設置への提言 ・老年疾患研究の推進 ・高齢者医療におけるエビデンス作りの支援 ・高齢者医療に関する国民への啓発とNPOなどその活動を行っている団体への支援	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会 免疫・感染症 分科会	「 <u>免疫病の制御について の基礎及び臨床研究の審議に 関すること並びに感染につい ての基礎</u> 」及び「 <u>臨床研究の 審議に 関すること</u> 」	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 臨床系大学院 分科会	・ <u>臨床系大学院の実質 化と後期臨床研修の あり方</u> ・ <u>医療系科学者の養成 の観点から見た臨床 系大学院のあり方</u>	20名以内の 会員又は連 携会員	
	臨床医学委員会 医療制度分科会	・ <u>医療の専門化、高度 化にどのように対応す るか、又専門医制度の あり方について</u> ・ <u>医療の安全性を担保 するため、現在の施策 の整合性を図るととも に、将来に向かって、 俯瞰的方策の創設</u> ・ <u>医師の地域的、専門 的偏りについて</u>	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会 終末期医療 分科会	<u>がんを中心とした慢性 疾患で終末期を迎える 人の残された生を尊厳 に満ちた、意義深いも のにするためのケアの あり方を関係者で審議 する。</u>	<u>20名以内の 会員又は連 携会員</u>	
	臨床医学委員会 障害者との共生 分科会	<u>・身体的、精神的障害 者の社会的定義と認 定の統一的概念につ いて ・障害者支援の社会環 境の実態把握と改善 策について</u>	<u>20名以内の 会員又は連 携会員</u>	
	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同 医学教育分科会	<u>・卒前及び卒後医学教 育の一貫性の吟味 ・卒後臨床研修制度と 大学院実質化及び専 門医制度の関連</u>	<u>20名以内の 会員又は連 携会員</u>	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会	臨床医学委員会・ 健康・生活科学委 員会合同 生活習慣病対策 分科会	・生活習慣病研究のあ り方の再検討(生活習 慣と遺伝要因の相互 関係からの解析) ・健康科学的アプロー チの検討 ・生活習慣病の実態調 査とデータベースの構築 について検討	20名以内の 会員又は連 携会員	
	生産農学委員会・ 基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同 新興・再興感染症 分科会	基礎医学委員会 に記載	基礎医学委 員会に記載	
	臨床医学委員会・ 薬学委員会合同 臨床試験・治験推 進分科会	薬学委員会に記載	薬学委員会 に記載	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
臨床医学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
健康・生活科学委員会	基礎医学委員会・健康・生活科学委員会 合同パブリックヘルス科学分科会	・生涯を通じた国民の健康づくりと安全に関わる諸課題への優先的な取組をはかり、短期に提言すべき課題(B分科会)へと結びつける。 ・国民の健康と安全確保のために人間環境・ライフサイエンスから見た課題を整理し提言する。 ・社会格差が健康格差を引き起こさないための健康医療政策 ・社会医学・公衆衛生・予防医学分野の人材育成のための方策、提言	20名以内の 会員又は連 携会員	
	健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会	・健康・スポーツ科学分野の加速度的発展を目指した若手研究者とシニア研究者の連携推進に関する審議 ・研究成果を生かした運動推進方策の審議と報告書の作成(平成19年8月を目途に)	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
健康・生活科学委員会				

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
健康・生活科学委員会	健康・生活科学委員会 看護学分科会	・社会における新たな看護ニーズに対応した課題 ・看護に関する基礎・継続・卒後教育の検討	20名以内の会員又は連携会員	
	健康・生活科学委員会 生活科学分科会	生活科学研究分野の総合化による問題解決を志向した連携・協力、及び教育の発展のための審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	臨床医学委員会・健康・生活科学委員会 合同生活習慣病対策分科会	臨床医学委員会に記載	臨床医学委員会に記載	
	健康・生活科学委員会 子どもの健康分科会	・「子どもの健康的なライフスタイル」ガイドライン策定を審議 ・子どもの周りで生活する人々や健康関連専門家の連携について審議 ・上記をまとめて報告書を作成	20名以内の会員又は連携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
健康・生活科学委員会				

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
健康・生活科学委員会	健康・生活科学委員会 高齢者の健康分科会	・介護予防のための個人、家族、地域の総合的システムづくり ・高齢者の生活デザイン相談(案)の方策の提案 以上を平成19年度末までに作成する。	20名以内の 会員又は連携会員		健康・生活科学委員会				
	健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 禁煙社会の実現分科会	日本における禁煙社会の早期実現のための方策を審議し、禁煙社会実現のための法整備に関する提言を行う。	20名以内の 会員又は連携会員						

改 正 後

別表第1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
歯学委員会	(略)	(略)	(略)	
	歯学委員会 基礎系歯学 分科会	基礎歯科医学研究の 審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	
	歯学委員会 病態系歯学 分科会	・顎口腔領域疾病の病 態を解明し、細分化さ れる学術分野を統合あ るいは融合する。 ・顎口腔疾患の病理及 び病態生理の究明を 行い、機能回復歯学に 発展させる。	20名以内の 会員又は連 携会員	
	歯学委員会 臨床系歯学 分科会	臨床系歯学が果たす べき国民の健康の維 持・増進を図るための 戦略立案の審議に関 すること。	20名以内の 会員又は連 携会員	
	健康・生活委員 会・歯学委員会 合同 禁煙社会の実現 分科会	健康・生活科学委員会 に記載	健康・生活科 学委員会に 記載	
	歯学委員会 歯学教育分科会	歯科医学及び関連領 域の教育向上、充実、 発展の審議に関するこ と。	20名以内の 会員又は連 携会員	

改 正 前

別表第1

分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
歯学委員会	(略)	(略)	(略)	

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
薬学委員会	薬学委員会 化学・物理系薬学 分科会	薬学領域における化学・物理系の研究について検討するとともに、研究推進について審議する。また、理学系、工学系研究者との連携についても審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員		薬学委員会				
	薬学委員会 生物系薬学 分科会	薬学における生物系の研究について検討するとともに、研究推進について審議する。また、理学系、生物系研究者との連携について審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員						
	薬学委員会 医療系薬学 分科会	薬学領域における医療系の研究について検討するとともに、研究推進について審議する。また、医学系、理学系、農学系研究者との連携について審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
薬学委員会	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会 合同実験動物分科会	基礎医学委員会に記載	基礎医学委員会に記載		薬学委員会				
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同ゲノム科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載						
	生産農学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同トキシコロジー分科会	薬学系、農学系、医学系の研究者と、医薬品及び食品等の毒性及び安全性に関する審議を行う。	20名以内の会員又は連携会員						
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同バイオインフォマティクス分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載						

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会	調査審議事項	構成	備考
薬学委員会	臨床医学委員会・ 薬学委員会合同 臨床試験・治験推 進分科会	我が国において遅れの みられる臨床試験、ま た治験のシステムを検 討し、効率化をはかる ための活動に関するこ と	20名以内の 会員又は連 携会員		薬学委員会				
	薬学委員会 薬学教育分科会	薬学が現在直面してい る6年生教育、専門薬 剤師、そして我が国に おける創薬力を高める ための諸問題について 審議する。	20名以内の 会員又は連 携会員						

改 正 後					改 正 前				
別表第 1					別表第 1				
分野別委員会	<u>分科会・小委員会</u>	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	<u>分科会</u>	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
物理学委員会	<u>物理学委員会・総合工学委員会合同 I U P A P 分科会</u>	国際純粋・応用物理学連合（I U P A P）への対応に関すること	5 名以内の会員及び 1 0 名以内の連携会員		物理学委員会	物理学委員会 I U P A P 分科会	国際純粋・応用物理学連合（I U P A P）への対応に関すること	5 名以内の会員及び 1 0 名以内の連携会員	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
総合工学委員会	<u>物理学委員会・総合工学委員会合同 I U P A P 分科会</u>	<u>物理学委員会に記載</u>	<u>物理学委員会に記載</u>		総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

分野別委員会運営要綱（改正後）

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正 平成18年 1月23日日本学術会議第 7回幹事会決定
平成18年 2月13日日本学術会議第 8回幹事会決定
平成18年 2月23日日本学術会議第 9回幹事会決定
平成18年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定

（組織）

第1 日本学術会議会則第16条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第2 各委員会に置かれる分科会を、別表第1のとおり定める。

（庶務）

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、別表第2の各委員会に対応する事務局参事官が処理する。ただし、国際委員会に置かれる分科会を兼ねるものについては、委員会において別途定める。

（雑則）

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日日本学術会議第7回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月13日日本学術会議第8回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

別表第 1

分野別委員会	分科会・小委員会	調査審議事項	構成	備考
言語・文学委員会				
哲学委員会				
心理学・教育学委員会	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同行動生物学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
社会学委員会				
史学委員会	史学委員会国際歴史学会議等分科会	国際歴史学委員会（C I S H）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	<u>史学委員会国際歴史学会議等分科会国際歴史学会議小委員会</u>	<u>国際歴史学委員会（C I S H）への対応に関すること</u>	<u>7名以内の会員又は連携会員及び7名以内の会員又は連携会員以外の者</u>	
	史学委員会 I U O A S 分科会	国際オリエント・アジア研究連合（I U O A S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	史学委員会 I U H P S 分科会	国際科学史・科学基礎論連合（I U H P S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	<u>史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会</u>	学芸員制度などの改善及び充実策の検討並びに展示方法に関する専門的知識の充実策の検討に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	

	<u>史学委員会歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会</u>	歴史・考古史資料の情報提供及び公開方法並びに近現代公文書の保存に関する原則の研究に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	
	<u>史学委員会アジア研究・対アジア関係に関する分科会</u>	日本におけるアジア研究のあり方の再検討及びアジア諸国との学術交流体制の充実策の研究に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	
	<u>史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会</u>	アジア諸国との歴史認識の調整方法の研究及び共同の歴史研究の体制の検討に関すること	5名以内の会員及び5名以内の連携会員	
地域研究委員会	地域研究委員会・環境学委員会合同IHDP分科会	地球環境変化の人的次元の研究計画（IHDP）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	<u>地域研究委員会地域研究基盤整備分科会</u>	<u>地域研究に関する研究・教育機関の発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること</u>	<u>5名以内の会員及び10名以内の連携会員</u>	
	<u>地域研究委員会国際地域開発研究分科会</u>	<u>国際地域開発研究の目的と、その方法論・理論・手法の構築と発展方策及び国際連携のあり方の審議に関すること</u>	<u>15名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>地域研究委員会地域情報分科会</u>	<u>国内外の地域情報を扱う学協会や関連機関との持続的連携の仕組みや相互運営</u>		

		<u>法、地域情報分析に基づく社会に向けた適切な情報発信のあり方などの審議に 関すること</u>		
	<u>地域研究委員会人 文・経済地理と地 域教育(地理教育 を含む)分科会</u>	<u>都市再生、少子高齢 化、移民・人口流動、 貧困、ジェンダー、 歴史・文化の地域多 様性などの地域的課 題の審議及び学校教 育における地域教育 (地理教育)の課題 と地域を理解する次 世代の育成の審議に 関すること</u>	<u>15名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>地域研究委員会人 類学分科会</u>	<u>文化の諸問題の実態 の研究及び提言に関 すること</u>	<u>15名以内の 会員又は連携 会員</u>	
法学委員会	法学委員会 I A L S 分科会	法学国際協会 (I A L S) への対応に関 すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	
	<u>法学委員会法学系 大学院分科会</u>	法学系研究者養成シ ステムの再構築の検 討及び大学院・学部 における法学教育の 役割分担の再検討に 関すること	8名以内の会 員及び7名以 内の連携会員	
	<u>法学委員会「法に おける公と私」分 科会</u>	各法領域における公 と私の関係に係わる 問題並びに近年の社 会経済的変化及び政 策動向に規定された 法における公私の境 界の流動化の問題並	5名以内の会 員及び10名 以内の連携会 員	

		びに法における公と私の規範論的再構成の理論問題に関する こと		
政治学委員会	政治学委員会民主主義と信頼分科会	日本の民主主義における信頼や法治の研究に関する こと	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
経済学委員会				
経営学委員会				
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会 I U B S 分科会	国際生物科学連合 (I U B S) への対応に関する こと	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 I U P A B 分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I U M S 分科会	農学基礎委員会に記載	農学基礎委員会に記載	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同動物科学分科会</u>	<u>動物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関する こと</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同植物科学分科会	植物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同細胞生物学分科会	細胞生物学の発展のための審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・基礎医学委員会合同分子生物学分科会	分子生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物科学分科会	生物科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	遺伝資源の整備活用方策の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同海洋生物学分科会</u>	<u>海洋生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同発生生物学分科会</u>	<u>発生生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同進化・系統学分科会</u>	<u>進化・系統学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同総合微生物科学分科会</u>	<u>・新規微生物の発見に関する審議</u> <u>・微生物の増殖・生活環に関する研究展開についての審議</u> <u>・微生物の新たな能力開発に関する審議</u> <u>・微生物と宿主との関わり合いに関する審議</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生態科学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	

	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同自然人類学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物工学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同自然史・古生物学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物物理学分科会</u>	<u>生物物理学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同行動生物学分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同実験動物分科会</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	

	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同ゲノム科学分科会	・基礎生物学、応用生物学、農学（基礎及び応用）、基礎医学、薬学におけるゲノム科学のあり方、推進方策について審議 ・ゲノム研究の社会との接点に関わる諸問題への解決に関する審議	20名以内の会員又は連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会 合同バイオインフォマティクス分科会	応用生物学委員会に記載	応用生物学委員会に記載	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会 合同生物学教育分科会	初等、中等、高等教育における生物学の教科書の内容や実験、教授法などに関すること。また教育の質の向上についても審議する。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。	20名以内の会員又は連携会員	
応用生物学委員会	応用生物学委員会・環境学委員会 合同SCOPE分科会	環境問題科学委員会（SCOPE）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・応用生物学委員会 合同IUPAB分科会	国際純粋・応用生物物理学連合（IUPAB）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	

	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同動物科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同植物科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同細胞生物学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・基礎医学委員会合同分子生物学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同海洋生物学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同発生生物学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>基礎生物学委員会</u>	<u>基礎生物学委員会</u>	<u>基礎生物学委員会</u>	

<u>会・応用生物学委員会合同進化・系統学分科会</u>	<u>に記載</u>	<u>員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会合同総合微生物科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生態科学分科会</u>	<u>生態科学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同自然人類学分科会</u>	<u>基礎的な自然人類学の研究成果を社会に貢献する方法と手段の審議に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物工学分科会</u>	<u>生物工学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同自然史・古生物学分科会</u>	<u>古生物学・自然史学の高度化に必要な大学・大学院、研究機関、博物館・動物園といった組織を対象に、その研究教育体制を充実するために、現状を改善する方策を調査審議し、具体的提言に</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

	<u>まとめる。</u>		
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同生物物理学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・心理学・教育学委員会合同行動生物学分科会</u>	<u>行動生物学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同実験動物分科会</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同ゲノム科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同バイオインフォマティクス分科会</u>	<u>バイオインフォマティクスによって生物学研究を高度に能率化する方法と手段の審議に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	

	<u>員会合同生物学教育分科会</u>			
農学基礎委員会	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U N S 分科会	国際栄養科学連合（I U N S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 C I G R 分科会	国際農業工学会（C I G R）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 I U M S 分科会	国際微生物学連合（I U M S）への対応に関すること	6名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	農学基礎委員会・生産農学委員会合同 I U S S 分科会	国際土壌科学連合（I U S S）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	<u>農学基礎委員会 農学分科会</u>	<u>作物学、園芸学、植物病理学、雑草学などを含む狭義の農学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会 育種学分科会</u>	<u>農林水産作物の育種に関わる学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

	<u>農学基礎委員会</u> <u>農芸化学分科会</u>	<u>農学の中の農芸化学領域に関する分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会</u> <u>農業経済学分科会</u>	<u>農業経済学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会</u> <u>農業生産環境工学分科会</u>	<u>農業生産環境工学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会</u> <u>農業情報システム学分科会</u>	<u>農業情報システム学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会</u> <u>地域総合農学分科会</u>	<u>地域総合農学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>農学基礎委員会</u>	<u>食の安全に関する</u>	<u>20名以内の</u>	

<u>食の安全分科会</u>	<u>分野の学協会等の 連絡・連携、及び 当該分野の発展を 期すための調査審 議並びに情報発信 に関すること</u>	<u>会員又は連携 会員</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会合同総合微生 物科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会合同遺伝資 源分科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会合同植物科学 分科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会・薬学委員会 合同ゲノム科学分 科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会・薬学委員会 合同バイオイン フォマティクス 分科会</u>	<u>応用生物学委員会 に記載</u>	<u>応用生物学委 員会 に記載</u>	

	<u>農学基礎委員会 水問題分科会</u>	<u>農学における水問題につき、当該分野の発展と情報発信を期すための審議に関すること。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>農学基礎委員会 農業と環境分科会</u>	<u>大都市の気温上昇軽減に関わる当該分野の発展と情報発信を期すための審議に関すること。なお、平成19年3月末を目途に報告書を作成する。</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
生産農学委員会	農学基礎委員会・ 生産農学委員会合同IUNS分科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員会に 記載	
	農学基礎委員会・ 生産農学委員会合同CIGR分科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員会に 記載	
	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・ 生産農学委員会・基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合同IUMS分科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員会に 記載	
	農学基礎委員会・ 生産農学委員会合同IUSS分科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員会に 記載	
	<u>生産農学委員会 水産学分科会</u>	<u>水産学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	

		<u>発信に関すること</u>		
	<u>生産農学委員会 畜産学分科会</u>	<u>畜産学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>生産農学委員会 獣医学分科会</u>	<u>獣医学分野の学協会等の連携・協力、そして獣医学分野の学協会等の間の連絡・連携の促進、及び当該分野の研究・教育の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>生産農学委員会 林学分科会</u>	<u>広義の林学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>生産農学委員会 応用昆虫学分科会</u>	<u>応用昆虫学分野の学協会等の連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	

	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・薬学委員会合同実験動物分科会</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	
	<u>生産農学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同トキシコロジー分科会</u>	<u>薬学委員会に記載</u>	<u>薬学委員会に記載</u>	
	<u>生産農学委員会農学教育分科会</u>	<u>農学教育の過去と現状、今後に求められる人材像の具体化及び教育実践についての審議に関する。なお、平成19年3月を目途に報告書を作成する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>生産農学委員会人と動物の関係分科会</u>	<u>我が国における人と動物のあるべき関係の審議。平成19年3月31日を目途に報告書を作成する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同新興・再興感染症分科会</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	<u>基礎医学委員会に記載</u>	
基礎医学委員会	基礎医学委員会 IUBMB 分科会	国際生化学・分子生物学連合 (IUBMB) への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	

	基礎医学委員会 I U P S 分科会	国際生理科学連合 (I U P S) への対 応に関すること	5 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員会 I U P H A R 分科会	国際薬理学連合 (I U P H A R) への対 応に関すること	5 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員会 I C L A S 分科会	国際実験動物科学会 議 (I C L A S) へ の対応に関すること	5 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同 C I O M S 分科 会	国際医学団体協議会 (C I O M S) への 対応に関すること	5 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会・ 歯学委員会合同 U I C C 分科会	国際対がん連合 (U I C C) への対応に 関すること	7 名以内の会 員及び 1 0 名 以内の連携会 員	
	基礎生物学委員 会・農学基礎委員 会・生産農学委員 会・基礎医学委員 会・臨床医学委員 会合同 I U M S 分 科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員 会に記載	
	<u>基礎医学委員会 形態・細胞生物医 科学分科会</u>	<u>形態、細胞生物医科 学の発展に向けた 審議に関すること</u>	<u>2 0 名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎医学委員会 機能医科学分科会</u>	<u>・生理科学に関する 学術事項</u> <u>・薬理学・創薬科学 に関する学術事項</u> <u>・国際生理学科学連 合 (I U P S) への対応</u> <u>・国際薬理学連合</u>	<u>2 0 名以内の 会員又は連携 会員</u>	

		<u>(IUPHAR)への対応</u>		
	<u>基礎医学委員会</u> <u>分子医科学分科会</u>	<u>日本学術会議と生化学や分子生物学関連学協会に関わり、連携・連絡、当該分野の将来、情報発信、人材育成について</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎医学委員会</u> <u>病態医科学分科会</u>	<u>・新臨床研修制度の下で、基礎医学としての病理学及び法医学研究に従事する人材を如何に確保するか審議する。</u> <u>・病理学・法医学と他の基礎医学分野の連携をいかに推進するか審議する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎医学委員会</u> <u>免疫学分科会</u>	<u>・免疫基礎研究のあり方</u> <u>・先駆的医療開発研究のあり方</u> <u>・国際協力のあり方</u> <u>・人材育成のあり方</u> <u>・国内関連学協会連携のあり方</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎医学委員会</u> <u>病原体学分科会</u>	<u>・病原体研究のあり方、方向性を審議する。</u> <u>・病原体研究者の育成システムを審議する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎医学委員会</u> <u>生体医工学分科会</u>	<u>・生体医工学の教育・研究体制の問題点</u> <u>・開発から実用化に至る過程での検討</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

		事項		
	<u>基礎医学委員会 神経科学分科会</u>	<u>・神経科学に関する 学術事項</u> <u>・国際学術団体であ る国際脳科学研究 機構（IBRO）への対 応</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎医学委員会 再生医科学分科会</u>	<u>・再生医学の基礎研 究の推進に関する こと</u> <u>・再生医療の実施の 促進と倫理面との 対応の検討に関す ること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎医学委員会・ 健康・生活科学委 員会合同パブリッ クヘルス科学分科 会</u>	<u>健康・生活科学委員 会に記載</u>	<u>健康・生活科 学委員会に記 載</u>	
	<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・生産農学委 員会・基礎医学委 員会・臨床医学委 員会・薬学委員会 合同実験動物分科 会</u>	<u>・各領域における実 験動物を用いた研 究に関わる問題</u> <u>・実験動物を用いた 研究の振興に関す る問題</u> <u>・実験動物を用いた 科学技術の発展と 社会情勢に関わる 問題</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会・薬学委員会 合同ゲノム科学分 科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	

<u>生産農学委員会・ 基礎医学委員会・ 薬学委員会合同ト キシコロジー分科 会</u>	<u>薬学委員会に記載</u>	<u>薬学委員会に 記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・基礎医学委 員会合同分子生物 学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会合同遺伝資源 分科会</u>	<u>基礎生物学委員会 に記載</u>	<u>基礎生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同腫瘍分科会</u>	<u>臨床医学委員会に 記載</u>	<u>臨床医学委員 会に記載</u>	
<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・農学基礎委 員会・基礎医学委 員会・薬学委員会 合同バイオインフ ォマティクス分科 会</u>	<u>応用生物学委員会 に記載</u>	<u>応用生物学委 員会に記載</u>	
<u>基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同医学教育分科会</u>	<u>臨床医学委員会に 記載</u>	<u>臨床医学委員 会に記載</u>	
<u>生産農学委員会・ 基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同新興・再興感染 症分科会</u>	<u>・現在、問題になっ ている新興・再興感 染症に対する対策 研究を強化する方 策を審議する。 ・これから問題とな る感染症がどのタ</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	

		<u>イプの微生物であ っても対処できる ような基礎研究体 制を審議する。</u>		
臨床医学委員会	基礎生物学委員 会・農学基礎委員 会・生産農学委員 会・基礎医学委員 会・臨床医学委員 会合同 I U M S 分 科会	農学基礎委員会に 記載	農学基礎委員 会に記載	
	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同 C I O M S 分科 会	基礎医学委員会に 記載	基礎医学委員 会に記載	
	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会・ 歯学委員会合同 U I C C 分科会	基礎医学委員会に 記載	基礎医学委員 会に記載	
	<u>臨床医学委員会 循環器分科会</u>	<u>循環器病・生活習慣 病に対する中・長期 計画（10 年戦略） の審議に関するこ と</u>	<u>20 名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>臨床医学委員会 消化器分科会</u>	<u>消化器学の進歩を いかに国民の健康 に還元していくか の審議に関するこ と</u>	<u>20 名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>臨床医学委員会 呼吸器分科会</u>	<u>・呼吸器疾患の発症 防止を考慮した環 境改善に関するこ と</u> <u>・閉塞性疾患等、呼 吸器疾患と生活環 境に関すること</u>	<u>20 名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	臨床医学委員会	<u>・高齢化社会におけ</u>	<u>20 名以内の</u>	

	<u>内分泌・代謝分科会</u>	<u>る新しい内分泌代謝学の推進についての検討</u> <u>・内分泌代謝疾患に関するデータベースの構築などについての検討</u>	<u>会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>血液・造血分科会</u>	<u>造血幹細胞の体外増殖並びに再生医療への応用の審議に関すること及び</u> <u>ヒト腫瘍の研究・治療モデルとしての造血器腫瘍研究の展開の審議に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>脳とこころ分科会</u>	<u>神経内科学、脳神経外科学、精神医学及び心身医学に関連する各学会が抱える共通問題の審議に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>感覚器分科会</u>	<u>・感覚器障害の克服と支援</u> <u>・感覚器医学の普及と振興</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>腎・泌尿・生殖分科会</u>	<u>・高齢者に認められる腎疾患、泌尿器疾患、婦人科疾患に関する審議</u> <u>・小児腎疾患、生殖医療に関する審議</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>身体機能回復分科会</u>	<u>・整形外科分野の課題</u> <u>・リハビリテーション分野の課題</u> <u>・形成外科分野の課題</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

		<u>題</u> <u>・東洋医学分野の課題</u>		
	<u>臨床医学委員会</u> <u>救急・麻酔分科会</u>	<u>・麻酔科、救急医療、集中治療医学各分野におけるマンパワーの実態調査</u> <u>・上記各分野における医療従事者の労働実態の調査と検討</u> <u>・全医師に占める急性期医療従事医師の割合についての検討と安全性の確保についての具体的提言</u> <u>・急性期医療従事者に対する安全性についての教育</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>出生・発達分科会</u>	<u>・子どものこころと体の健全な育成のために必要な社会的整備をどのように構築するか審議する。</u> <u>・子どもの死因の第一を占める不慮の事故を減らすために、どのような行動を取るべきか審議する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>放射線・臨床検査分科会</u>	<u>・放射線診療の問題点の分析</u> <u>・放射線治療の独立に関する検討</u> <u>・臨床検査の効率化</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

		<u>と外注化についての検討</u>		
	<u>臨床医学委員会 医療情報・統計分 科会</u>	・ <u>個人情報保護下で の医療の特殊性</u> ・ <u>高齢化社会での医 療経済の方向性</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎生物学委員 会・応用生物学委 員会・生産農学委 員会・基礎医学委 員会・臨床医学委 員会・薬学委員会 合同実験動物分 科会</u>	<u>基礎医学委員会 に記載</u>	<u>基礎医学委員 会に記載</u>	
	<u>基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同腫瘍分科会</u>	・ <u>基礎生物学、基礎 医学、疫学領域の諸 学会の連携とトラ ンスレーショナル リサーチの推進(フ ァンディングの適 切な配分)</u> ・ <u>臨床腫瘍医の育 成、専門医制度の厳 格な整備と運用並 びに全国がん登録 精度の向上</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>臨床医学委員会 老化分科会</u>	・ <u>高齢者に関する包 括的研究・教育体制 の構築(老年学の推 進)</u> ・ <u>老年医学の学部教 育・大学院教育の整 備</u> ・ <u>地域における高齢 者医療センター設 置への提言</u> ・ <u>老年疾患研究の推</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	

		<u>進</u> <u>・高齢者医療におけるエビデンス作りの支援</u> <u>・高齢者医療に関する国民への啓発とNPO などその活動を行っている団体への支援</u>		
	<u>臨床医学委員会</u> <u>免疫・感染症分科会</u>	<u>「免疫病の制御についての基礎及び臨床研究の審議に関すること」並びに</u> <u>「感染についての基礎及び臨床研究の審議に関すること」</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>臨床系大学院分科会</u>	<u>・臨床系大学院の実質化と後期臨床研修のあり方</u> <u>・医療系科学者の養成の観点から見た臨床系大学院のあり方</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会</u> <u>医療制度分科会</u>	<u>・医療の専門化、高度化にどのように対応するか、又専門医制度のあり方について</u> <u>・医療の安全性を担保するため、現在の施策の整合性を図るとともに、将来に向かって、俯瞰的方策の創設</u> <u>・医師の地域的、専門的偏りについて</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

	<u>臨床医学委員会 終末期医療分科会</u>	<u>がんを中心とした慢性疾患で終末期を迎える人の残された生を尊厳に満ちた、意義深いものにするためのケアのあり方を関係者で審議する。</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>臨床医学委員会 障害者との共生分 科会</u>	・身体的、精神的障 害者の社会的定義 と認定の統一的概 念について ・障害者支援の社会 環境の実態把握と 改善策について	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同医学教育分科会</u>	・卒前及び卒後医学 教育の一貫性の吟 味 ・卒後臨床研修制度 と大学院実質化及 び専門医制度の関 連	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>臨床医学委員会・ 健康・生活科学委 員会合同生活習慣 病対策分科会</u>	・生活習慣病研究の あり方の再検討(生 活習慣と遺伝要因 の相互関係からの 解析) ・健康科学的アプロ ーチの検討 ・生活習慣病の実態 調査とデータベースの 構築について検討	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>生産農学委員会・ 基礎医学委員会・ 臨床医学委員会合 同新興・再興感染</u>	<u>基礎医学委員会に 記載</u>	<u>基礎医学委員 会に記載</u>	

	<u>症分科会</u>			
	<u>臨床医学委員会・薬学委員会合同臨床試験・治験推進分科会</u>	<u>薬学委員会に記載</u>	<u>薬学委員会に記載</u>	
健康・生活科学委員会	<u>基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会</u>	<u>・生涯を通じた国民の健康づくりと安全に関わる諸課題への優先的な取組をはかり、短期に提言すべき課題（B分科会）へと結びつける。</u> <u>・国民の健康と安全確保のために人間環境・ライフサイエンスから見た課題を整理し提言する。</u> <u>・社会格差が健康格差を引き起こさないための健康医療政策</u> <u>・社会医学・公衆衛生・予防医学分野の人材育成のための方策、提言</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会</u>	<u>・健康・スポーツ科学分野の加速度的発展を目指した若手研究者とシニア研究者の連携推進に関する審議</u> <u>・研究成果を生かした運動推進方策の審議と報告書の作成（平成19年8月を目途に）</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	

	<u>健康・生活科学委員会看護学分科会</u>	・社会における新たな看護ニーズに対応した課題 ・看護に関する基礎・継続・卒後教育の検討	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>健康・生活科学委員会生活科学分科会</u>	<u>生活科学研究分野の総合化による問題解決を志向した連携・協力、及び教育の発展のための審議に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会</u>	<u>臨床医学委員会に記載</u>	<u>臨床医学委員会に記載</u>	
	<u>健康・生活科学委員会子どもの健康分科会</u>	・「子どもの健康的なライフスタイル」ガイドライン策定を審議 ・子どもの周りで生活する人々や健康関連専門家の連携について審議 ・上記をまとめて報告書を作成	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>健康・生活科学委員会高齢者の健康分科会</u>	・介護予防のための個人、家族、地域の総合的システムづくり ・高齢者の生活デザイン相談(案)の方策の提案 以上を平成19年度末までに作成する。	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>健康・生活科学委</u>	<u>日本における禁煙</u>	<u>20名以内の</u>	

	<u>員会・歯学委員会 合同禁煙社会の実 現分科会</u>	<u>社会の早期実現の ための方策を審議 し、禁煙社会実現の ための法整備に関 する提言を行う。</u>	<u>会員又は連携 会員</u>	
歯学委員会	基礎医学委員会・ 臨床医学委員会・ 歯学委員会合同U I C C分科会	基礎医学委員会に 記載	基礎医学委員 会に記載	
	<u>歯学委員会基礎系 歯学分科会</u>	<u>基礎歯科医学研究 の審議に関するこ と</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>歯学委員会病態系 歯学分科会</u>	<u>・顎口腔領域疾病の 病態を解明し、細分 化される学術分野 を統合あるいは融 合する。</u> <u>・顎口腔疾患の病理 及び病態生理の究 明を行い、機能回復 歯学に発展させる。</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>歯学委員会臨床系 歯学分科会</u>	<u>臨床系歯学が果た すべき国民の健康 の維持・増進を図る ための戦略立案の 審議に関すること</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
	<u>健康・生活委員 会・歯学委員会合 同禁煙社会の実現 分科会</u>	<u>健康・生活科学委員 会に記載</u>	<u>健康・生活科 学委員会に記 載</u>	
	<u>歯学委員会歯学教 育分科会</u>	<u>歯科医学及び関連 領域の教育向上、充 実、発展の審議に関 すること。</u>	<u>20名以内の 会員又は連携 会員</u>	
薬学委員会	<u>薬学委員会化学・ 物理系薬学分科会</u>	<u>薬学領域における 化学・物理系の研究</u>	<u>20名以内の 会員又は連携</u>	

		<u>について検討する</u> <u>とともに、研究推進</u> <u>について審議する。</u> <u>また、理学系、工学</u> <u>系研究者との連携</u> <u>についても審議す</u> <u>る。</u>	<u>会員</u>	
	<u>薬学委員会生物系</u> <u>薬学分科会</u>	<u>薬学における生物</u> <u>系の研究について</u> <u>検討するとともに、</u> <u>研究推進について</u> <u>審議する。また、理</u> <u>学系、生物系研究者</u> <u>との連携について</u> <u>審議する。</u>	<u>20名以内の</u> <u>会員又は連携</u> <u>会員</u>	
	<u>薬学委員会医療系</u> <u>薬学分科会</u>	<u>薬学領域における</u> <u>医療系の研究につ</u> <u>いて検討するとと</u> <u>ともに、研究推進につ</u> <u>いて審議する。ま</u> <u>た、医学系、理学系、</u> <u>農学系研究者との</u> <u>連携について審議</u> <u>する</u>	<u>20名以内の</u> <u>会員又は連携</u> <u>会員</u>	
	<u>基礎生物学委員</u> <u>会・応用生物学委</u> <u>員会・生産農学委</u> <u>員会・基礎医学委</u> <u>員会・臨床医学委</u> <u>員会・薬学委員会</u> <u>合同実験動物分科</u> <u>会</u>	<u>基礎医学委員会に</u> <u>記載</u>	<u>基礎医学委員</u> <u>会に記載</u>	

	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同ゲノム科学分科会</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	<u>基礎生物学委員会に記載</u>	
	<u>生産農学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同トキシコロジー分科会</u>	<u>薬学系、農学系、医学系の研究者と、医薬品及び食品等の毒性及び安全性に関する審議を行う。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>基礎生物学委員会・応用生物学委員会・農学基礎委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同バイオインフォマティクス分科会</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	
	<u>臨床医学委員会・薬学委員会合同臨床試験・治験推進分科会</u>	<u>我が国において遅れのみられる臨床試験、また治験のシステムを検討し、効率化をはかるための活動に関すること</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
	<u>薬学委員会薬学教育分科会</u>	<u>薬学が現在直面している6年生教育、専門薬剤師、そして我が国における創薬力を高めるための諸問題について審議する。</u>	<u>20名以内の会員又は連携会員</u>	
環境学委員会	<u>応用生物学委員会・環境学委員会合同SCOPE分</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	<u>応用生物学委員会に記載</u>	

	科会			
	環境学委員会・地球惑星科学委員会 合同 I G B P 分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（I G B P）への対応に関する こと	5 名以内の会員及び10 名以内の連携会員	
	地域研究委員会・環境学委員会合同 I H D P 分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	
数学委員会				
物理学委員会	物理学委員会・総合工学委員会合同 I U P A P 分科会	国際純粋・応用物理学連合（I U P A P）への対応に関する こと	5 名以内の会員及び10 名以内の連携会員	
	物理学委員会 I A U 分科会	国際天文学連合（I A U）への対応に関する こと	5 名以内の会員及び10 名以内の連携会員	
地球惑星科学委員会	地球惑星科学委員会国際対応分科会	海洋研究科学委員会（S C O R）への対応に関する こと	7 名以内の会員及び25 名以内の連携会員	
		国際地質科学連合（I U G S）への対応に関する こと		
		国際鉱物学連合（I M A）への対応に関する こと		
		国際第四紀学連合（I N Q U A）への対応に関する こと		
		国際地理学連合（I G U）への対応に関する こと		
		国際地図学協会（I C A）への対応に関する こと		
		国際測地学及び地球		

		物理学連合（IUGG）への対応に関する こと		
		宇宙空間研究委員会（COSPAR）への対応に関する こと		
		南極研究科学委員会（SCAR）への対応に関する こと		
		国際北極科学委員会（IASC）への対応に関する こと		
		地質科学国際研究計画（IGCP）への対応に関する こと		
		国際リソスフェア計画（ILP）への対応に関する こと		
		太陽地球系物理学国際共同研究計画（STPP）への対応に関する こと		
		気候変動国際共同研究計画（WCRP）への対応に関する こと		
		太陽地球系物理学・科学委員会（SCOSTEP）への対応に関する こと		
	環境学委員会・地球惑星科学委員会 合同IGBP分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会 に記載	
情報学委員会				

化学委員会	化学委員会 I U P A C 分科会	国際純正・応用化学連合（I U P A C）への対応に関すること	6名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	化学委員会 I U C r 分科会	国際結晶学連合（I U C r）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
総合工学委員会	<u>物理学委員会・総合工学委員会合同 I U P A P 分科会</u>	<u>物理学委員会に記載</u>	<u>物理学委員会に記載</u>	
	総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同 W F E O 分科会	世界工学団体連盟（W F E O）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	総合工学委員会 I C O 分科会	国際光学委員会（I C O）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 I F A C 分科会	国際自動制御連盟（I F A C）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
機械工学委員会	機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合同 I U T A M 分科会	国際理論応用力学連盟（I U T A M）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
電気電子工学委員会	電気電子工学委員会 U R S I 分科会	国際電波科学連合（U R S I）への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
	総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 I F A C 分科会	総合工学委員会に記載	総合工学委員会に記載	
土木工学・建築学委員会	機械工学委員会・土木工学・建築学	機械工学委員会に記載	機械工学委員会に記載	

	委員会合同 I U T AM分科会			
	総合工学委員会・ 土木工学・建築学 委員会合同W F E O分科会	総合工学委員会に 記載	総合工学委員 会に記載	
材料工学委員会				

別表第2

言語・文学委員会	参事官（審議第1担当）
哲学委員会	参事官（審議第1担当）
心理学・教育学委員会	参事官（審議第1担当）
社会学委員会	参事官（審議第1担当）
史学委員会	参事官（審議第1担当）
地域研究委員会	参事官（審議第1担当）
法学委員会	参事官（審議第1担当）
政治学委員会	参事官（審議第1担当）
経済学委員会	参事官（審議第1担当）
経営学委員会	参事官（審議第1担当）
基礎生物学委員会	参事官（審議第1担当）
応用生物学委員会	参事官（審議第1担当）
農学基礎委員会	参事官（審議第1担当）
生産農学委員会	参事官（審議第1担当）
基礎医学委員会	参事官（審議第1担当）
臨床医学委員会	参事官（審議第1担当）
健康・生活科学委員会	参事官（審議第1担当）
歯学委員会	参事官（審議第1担当）
薬学委員会	参事官（審議第1担当）
環境学委員会	参事官（審議第2担当）
数学委員会	参事官（審議第2担当）
物理学委員会	参事官（審議第2担当）
地球惑星科学委員会	参事官（審議第2担当）
情報学委員会	参事官（審議第2担当）
化学委員会	参事官（審議第2担当）
総合工学委員会	参事官（審議第2担当）
機械工学委員会	参事官（審議第2担当）
電気電子工学委員会	参事官（審議第2担当）
土木工学・建築学委員会	参事官（審議第2担当）
材料工学委員会	参事官（審議第2担当）

29	
幹事会	10

提 案

国際委員会運営要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 副会長(国際活動)

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 国際純粋・応用物理学連合(IUPAP)への対応に関する国内委員会について、分野別委員会運営要綱の一部が改正されることに伴い、国際委員会運営要綱別表1について、所要の改正を行う必要があるため。

国際委員会運営要綱（平成１７年１０月４日日本学術会議第１回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表 1				別表 1			
分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考	分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
I U P A P 分科 会	国際純粋・応用 物理学連合（I U P A P）への 対応に関するこ と	分野別委員会運 営要綱において 定める。	<u>物理学委員会・ 総合工学委員会 合同 I U P A P</u> 分科会と兼ね る。	I U P A P 分科 会	国際純粋・応用 物理学連合（I U P A P）への 対応に関するこ と	分野別委員会運 営要綱において 定める。	<u>物理学委員会</u> I U P A P 分科会 と兼ねる。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

国際委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日〕
日本学術会議第 1 回幹事会決定

改正 平成 17 年 10 月 27 日日本学術会議第 4 回幹事会決定
平成 18 年 1 月 23 日日本学術会議第 7 回幹事会決定
平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定

(組織)

第 1 国際委員会（以下「委員会」という。）は、会長及び副会長（日本学術会議会則第 5 条第 3 号担当）及び各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員をもって組織する。

(分科会)

第 2 委員会に、別表 1 のとおり分科会を、別表 2 のとおり各分科会に必要な応じて小分科会を置く。

(庶務)

第 3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。ただし、分科会及び小分科会の庶務については、委員会において別に定める。

(雑則)

第 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 27 日日本学術会議第 4 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日日本学術会議第 7 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

別表 1

分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
国際会議主催等 検討分科会	日本で開催される 国際会議の日本学 術会議の主催及び 後援についての審 議及び選定に関す ること	副会長(日本学術会議 会則第5条第3号担 当)及び各部推薦の会 員各2名	
日英学術交流分 科会	日本学術会議と英 国学術機関との二 国間学術交流の実 施に関すること	副会長(日本学術会議 会則第5条第3号担 当)並びに委員長が必 要と認める会員又は 連携会員25名以内	
アジア学術会議 分科会	アジア学術会議(S C A)の在り方等の 検討及び活動の推 進に関すること	副会長(日本学術会議 会則第5条第3号担 当)及び各部推薦の会 員各2名並びに委員 長が必要と認める会 員又は連携会員若干 名	
G 8 学術会議分 科会	G 8 各国の学術会 議が行う共同提案 等の活動に関する こと	会長及び副会長(日本 学術会議会則第5条 第3号担当)並びに委 員長が必要と認める 会員又は連携会員若 干名	
持続可能な社会 のための科学と 技術に関する国 際会議 2006 分科 会	持続可能な社会の ための科学と技術 国際会議 2006 を開催するために 必要な企画立案及 び実施準備に関す ること	会長及び副会長(日本 学術会議会則第5条 第3号担当)並びに委 員長が必要と認める 会員又は連携会員若 干名	
日本・カナダ女性 研究者交流分科 会	日本・カナダ女性 研究者交流事業の実 施に関すること	会長及び副会長(日本 学術会議会則第5条 第3号担当)並びに委 員長が必要と認める 会員又は連携会員若 干名	

I C S U 等分科会	国際科学会議（I C S U）、国際問題に関するインターアカデミーパネル（I A P）及びインターアカデミーカウンスル（I A C）への対応に関すること	委員会の委員 3 名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員 1 0 名以内	
A A S S R E C 等分科会	アジア社会科学研究協議会連盟（A A S S R E C）及び国際社会科学団体連盟（I F S S O）への対応に関すること	委員会の委員 3 名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員 1 0 名以内	
I U B S 分科会	国際生物科学連合（I U B S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会 I U B S 分科会と兼ねる。
I U P A C 分科会	国際純正・応用化学連合（I U P A C）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会 I U P A C 分科会と兼ねる。
I U B M B 分科会	国際生化学・分子生物学連合（I U B M B）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 I U B M B 分科会と兼ねる。
P S A 分科会	太平洋学術協会（P S A）への対応に関すること	委員会の委員 3 名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員 1 0 名以内	
C O D A T A 分科会	科学技術データ委員会（C O D A T A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	情報学委員会と兼ねる。
S C O R 分科会	海洋研究科学委員会（S C O R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。

C I S H分科会	国際歴史学委員会（C I S H）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会国際歴史学会議等分科会と兼ねる。
I U O A S 分科会	国際オリエント・アジア研究連合（I U O A S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会 I U O A S 分科会と兼ねる。
I A L S 分科会	法学国際協会（I A L S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	法学委員会 I A L S 分科会と兼ねる。
I E A 分科会	国際経済学協会（I E A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会と兼ねる。
I E H A 分科会	国際経済史協会（I E H A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会と兼ねる。
I M U 分科会	国際数学連合（I M U）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	数学委員会と兼ねる。
I U P A P 分科会	国際純粋・応用物理学連合（I U P A P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会・総合工学委員会合同 I U P A P 分科会と兼ねる。
I A U 分科会	国際天文学連合（I A U）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会 I A U 分科会と兼ねる。
S C O P E 分科会	環境問題科学委員会（S C O P E）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	応用生物学委員会・環境学委員会合同 S C O P E 分科会と兼ねる。
I U G S 分科会	国際地質科学連合（I U G S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I M A 分科会	国際鉱物学連合（I M A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。

	すること		応分科会と兼ねる。
I N Q U A 分科会	国際第四紀学連合（I N Q U A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I G U 分科会	国際地理学連合（I G U）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I C A 分科会	国際地図学協会（I C A）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I U G G 分科会	国際測地学及び地球物理学連合（I U G G）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
S C O S T E P 分科会	太陽地球系物理学・科学委員会（S C O S T E P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I U H P S 分科会	国際科学史・科学基礎論連合（I U H P S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会 I U H P S 分科会と兼ねる。
I U C r 分科会	国際結晶学連合（I U C r）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会 I U C r 分科会と兼ねる。
I U P A B 分科会	国際純粋・応用生物物理学連合（I U P A B）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・応用生物学委員会合同 I U P A B 分科会と兼ねる。
C O S P A R 分科会	宇宙空間研究委員会（C O S P A R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。

S C A R分科会	南極研究科学委員会（S C A R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
U R S I分科会	国際電波科学連合（U R S I）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	電気電子工学委員会U R S I分科会と兼ねる。
I A S C分科会	国際北極科学委員会（I A S C）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
W F E O分科会	世界工学団体連盟（W F E O）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同W F E O分科会と兼ねる。
I C O分科会	国際光学委員会（I C O）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会I C O分科会と兼ねる。
I F A C分科会	国際自動制御連盟（I F A C）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会・電気電子工学委員会合同I F A C分科会と兼ねる。
I U T A M分科会	国際理論応用力学連盟（I U T A M）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合同I U T A M分科会と兼ねる。
I U N S分科会	国際栄養科学連合（I U N S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学基礎委員会・生産農学委員会合同I U N S分科会と兼ねる。

C I G R分科会	国際農業工学会（C I G R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学基礎委員会・生産農学委員会合同C I G R分科会と兼ねる。
I U M S分科会	国際微生物学連合（I U M S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・農学基礎委員会・生産農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同I U M S分科会と兼ねる。
I U S S分科会	国際土壌科学連合（I U S S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学基礎委員会・生産農学委員会合同I U S S分科会と兼ねる。
I U P S分科会	国際生理科学連合（I U P S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会I U P S分科会と兼ねる。
I U P H A R 分科会	国際薬理学連合（I U P H A R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会I U P H A R分科会と兼ねる。
I C L A S 分科会	国際実験動物科学会議（I C L A S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会I C L A S分科会と兼ねる。
C I O M S 分科会	国際医学団体協議会（C I O M S）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会・臨床医学委員会合同C I O M S分科会と兼ねる。
U I C C分科会	国際対がん連合（U I C C）への対応に	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会・臨床医学

	関すること		委員会・歯学委員会合同UICC分科会と兼ねる。
I G B P分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（IGBP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP分科会と兼ねる。
I H D P分科会	地球環境変化の人的次元の研究計画（IHDP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地域研究委員会・環境学委員会合同IHDP分科会と兼ねる。
I G C P分科会	地質科学国際研究計画（IGCP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
I L P分科会	国際リソスフェア計画（ILP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
S T P P分科会	太陽地球系物理学国際共同研究計画（STPP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。
W C R P分科会	気候変動国際共同研究計画（WCRP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会国際対応分科会と兼ねる。

別表 2

小 分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
2005 年 I E E E 回路とシステムに関する国際会議小分科会	2005 年 I E E E 回路とシステムに関する国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
世界一般医・家庭医学会 2005 年アジア太平洋学術会議小分科会	世界一般医・家庭医学会 2005 年アジア太平洋学術会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
量子エレクトロニクス国際会議 2005 及びレーザー・エレクトロオプティクスに関する環太平洋会議 2005 小分科会	量子エレクトロニクス国際会議 2005 及びレーザー・エレクトロオプティクスに関する環太平洋会議 2005 の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 9 回国際哺乳類学会議小分科会	第 9 回国際哺乳類学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 39 回国際応用動物行動学会議小分科会	第 39 回国際応用動物行動学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 18 回世界心身医学会議小分科会	第 18 回世界心身医学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。

第 1 6 回国際地盤工学会議小分科会	第 1 6 回国際地盤工学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 5 6 回国際宇宙会議福岡大会小分科会	第 5 6 回国際宇宙会議福岡大会の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 2 0 回国際生化学・分子生物学会議小分科会	第 2 0 回国際生化学・分子生物学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 2 0 回国際コンピュータ支援放射線医学・外科学会議小分科会	第 2 0 回国際コンピュータ支援放射線医学・外科学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
2 0 0 6 年世界政治学会・福岡大会小分科会	2 0 0 6 年世界政治学会・福岡大会の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 1 9 回国際鉱物学会議小分科会	第 1 9 回国際鉱物学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 2 5 回天然物化学国際会議・第 5 回生物多様性国際会議小分科会	第 2 5 回天然物化学国際会議・第 5 回生物多様性国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。

第 1 7 回磁性国際会議小分科会	第 1 7 回磁性国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
2 0 0 6 年国際サイコセラピー会議イン・ジャパンおよび第 3 回アジア国際サイコセラピー会議小分科会	2 0 0 6 年国際サイコセラピー会議イン・ジャパンおよび第 3 回アジア国際サイコセラピー会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第 1 6 回国際顕微鏡学会議小分科会	第 1 6 回国際顕微鏡学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員 1 名並びに当該国際会議の開催に係る会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
S C A 共同プロジェクト小分科会	日本提案の個々の S C A 共同プロジェクトの推進	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。
ウブントゥ連合小分科会	ウブントゥ連合の活動の支援	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。
第 6 回 S C A 会合担当小分科会	第 6 回 S C A 会合の内容の検討、開催国の支援	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。
第 7 回 S C A 会合担当小分科会	第 7 回 S C A 会合の内容の検討、会議計画の策定	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。

3 0	
幹事会	1 0

提 案

地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置要綱の一部を改正する決定案について

- 1 提 案 者 会長

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 委員の増員に伴い、設置要綱を一部改正する必要があるため。

(案)

地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置要綱（平成18年2月13日日本学術会議第8回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3 委員会は、 <u>21</u> 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。	(組織) 第3 委員会は、 <u>20</u> 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(参考)

地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会設置要綱 (改正後)

〔平成 18 年 2 月 13 日
日本学術会議第 8 回幹事会決定〕

改正 平成 18 年 月 日 日本学術会議第 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、気候変動や地震による災害の分析並びにそれに対応する社会基盤及び社会制度等の検討を行う。

(組織)

第 3 委員会は、21 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 19 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 18 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

3 1	
幹事会	1 0

提 案

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱の一部を
改正する決定案について

- 1 提 案 者 科学者の行動規範に関する検討委員会委員長

- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。

- 3 提案理由 分科会の増員に伴い、設置要綱を一部改正する必要がある
ため。

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱（平成１７年１０月２７日日本学術会議第４回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																		
（分科会） 第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。 <table><tr><th>分科会</th><th>調査審議事項</th><th>構成</th></tr><tr><td>行動規範作業分科会</td><td>行動規範の原案に関すること</td><td>委員会の委員<u>5</u>名程度</td></tr><tr><td>憲章作業分科会</td><td>科学者憲章の改正に関すること</td><td>委員会の委員 4 名程度</td></tr></table>	分科会	調査審議事項	構成	行動規範作業分科会	行動規範の原案に関すること	委員会の委員 <u>5</u> 名程度	憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関すること	委員会の委員 4 名程度	（分科会） 第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。 <table><tr><th>分科会</th><th>調査審議事項</th><th>構成</th></tr><tr><td>行動規範作業分科会</td><td>行動規範の原案に関すること</td><td>委員会の委員<u>4</u>名程度</td></tr><tr><td>憲章作業分科会</td><td>科学者憲章の改正に関すること</td><td>委員会の委員 4 名程度</td></tr></table>	分科会	調査審議事項	構成	行動規範作業分科会	行動規範の原案に関すること	委員会の委員 <u>4</u> 名程度	憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関すること	委員会の委員 4 名程度
分科会	調査審議事項	構成																	
行動規範作業分科会	行動規範の原案に関すること	委員会の委員 <u>5</u> 名程度																	
憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関すること	委員会の委員 4 名程度																	
分科会	調査審議事項	構成																	
行動規範作業分科会	行動規範の原案に関すること	委員会の委員 <u>4</u> 名程度																	
憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関すること	委員会の委員 4 名程度																	

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

(参考)

科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱（改正後）

改正 平成 1 8 年 2 月 2 3 日 日本学術会議第 9 回幹事会決定
平成 1 8 年 月 日 日本学術会議第 回幹事会決定

平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日
日本学術会議第 4 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学者の行動規範に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、科学者コミュニティの自律性・倫理性を強化、担保するため、科学者の行動規範について調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、1 5 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日まで置かれるものとする。

(分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
行動規範作業分科会	行動規範の原案に関する こと	委員会の委員 5 名程 度
憲章作業分科会	科学者憲章の改正に関する こと	委員会の委員 4 名程 度

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 2 月 2 3 日日本学術会議第 9 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 月 日日本学術会議第 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

(案)

政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告

政府統計の改革に向けて —変革期にある我が国政府統計への提言—

平成18年3月 日

日本学術会議政府統計の作成・公開方策に関する委員会

この報告は、第20期日本学術会議政府統計の作成・公開方策に関する委員会における審議結果を取りまとめ発表するものである。

第20期日本学術会議政府統計の作成・公開方策に関する委員会

委員長	樋口美雄	慶應義塾大学商学部教授・第1部会員
副委員長	美添泰人	青山学院大学経済学部教授
幹事	津谷典子	慶應義塾大学経済学部教授・第1部会員
幹事	竹村彰通	東京大学大学院情報理工学研究科教授
委員	翁 百合	株式会社日本総合研究所首席研究員・第1部会員
委員	鈴木興太郎	一橋大学経済研究所教授・第1部会員
委員	橘木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授・第1部会員
委員	廣橋説雄	国立がんセンター研究所所長・第2部会員
委員	武市正人	東京大学大学院情報理工学研究科研究科長・第3部会員
委員	大橋靖雄	東京大学大学院医学系研究科教授

委員会開催記録

第1回委員会	平成18年1月12日
第2回委員会	平成18年2月15日
第3回委員会	平成18年3月15日

要 旨

1 報告の名称

政府統計の改革に向けて－変革期にある我が国政府統計への提言－

2 報告の内容

(1) 作成の背景

近年、我が国の統計制度が時代の要請に対応できていないと言われるようになってきており、政府においても統計制度の改革に向けての検討が行われているところ、日本学術会議は俯瞰的な視点に基づいて改革に向けての考え方を整理し公表することにした。本報告においては、統計利用者としての研究者の立場から政府統計に対する意見を述べるだけでなく、統計専門家である研究者の立場から政府統計が如何にあるべきか、さらに研究者自身が何をしていくべきかについて提言する。

(2) 現状及び問題点

政府統計は、行政目的だけでなく、経済活動や学術研究の目的で、また、一般国民が社会の状況を把握する目的で幅広く利用される。政府統計は国民の共有財産と位置付けるべきものである。国民の共有財産である政府統計を作成するに当たっては、行政目的だけでなく社会の要求を幅広く反映し、必要な統計を正確に作成する必要がある。しかしながら、現在の統計制度は十分にこれにできていない。また、政府統計は、国民が活用できるよう多様な形態で利用しやすく提供されなければならないが、我が国の場合、マイクロデータ（*）の公開が進んでいないという問題がある。このほか、行政改革の一環として、統計作成の民間開放が課題とされている。

（*）統計作成のために集められた個々の調査票そのものではなく、その記入データをデジタル化したもの。調査対象ごとに集約したデータも含まれる。

(3) 改善策、提言等の内容

本報告の主要な提言は、次のとおりである。

i 統計作成機能の強化

統計作成機能を強化するためには、政治的な影響から中立的な中央統計局的機構の確立が必要である。この機構が持つべき機能は、次の3つである。

ア 各府省の統計の改廃を実質的に企画調整できる強い総合調整機能

イ 基幹的統計を自ら作成するとともに、統計技術の研究開発、人材育成を行う機能
ウ 国の既存の地方組織を活用し、実地調査を行うことができる機能

また、国民の意識の変化に対応して、統計の広報や統計教育の拡充及び行政記録の活用を図るべきである。

ii ミクロデータの公開

ミクロデータの公開を可能とするため、匿名標本データの提供やインサイト集計を行う組織を構築すべきである。また、ミクロデータの保管と整備を行うデータアーカイブの構築を、早急に開始すべきである。

iii 統計作成の民間開放

民間開放を実現するには多くの課題が残されているので、慎重に検討することを要望する。民間委託業者の決定を監視し、継続的に評価するための第三者機関に対しては、学界からの意見を述べる機会を作り、透明な手続に基づいて民間開放の適否を判断すべきである。

目 次

1	変革期にある我が国政府統計	1
2	政府統計の目指すべきもの	2
3	統計作成機能の強化	3
	(1) 体系的な統計作成	3
	(2) 国民の意識の変化への対応	5
4	マイクロデータの公開	6
5	統計作成の民間開放	8
6	要約と提言	10

1 変革期にある我が国政府統計

政府統計の意義

統計は、様々な分野で、様々な目的で利用されている。国や地方自治体であれば、学校などの施設を設置する基準や、高齢化対策などの政策立案に利用される。民間企業では、平均賃金や消費者物価指数の動向が、賃金の決定においてなくてはならない情報となる。企業の経営で各種の統計が利用されるのは、当然のことである。研究目的でも統計は幅広く利用されており、統計は我々が社会を理解するための基礎情報となっている。統計には、業界団体や企業、民間の研究所が作成する民間統計もあるが、国の政策を決定する上で重要な統計のほとんどは政府が作成する政府統計である。政府統計の場合、調査によって得られた調査対象の情報に関する守秘義務と、重要な統計に対する申告義務が課されている。これが信頼できる統計を作成、公表するために政府統計が必要とされる理由である。

政府統計の改革の必要性

我が国では戦後再建された統計制度の下で多くの政府統計が整備され、我が国の発展を支える役割を果たしてきた。しかし、この統計制度も構築以来約60年経ち、最近では、必要な統計が作成されていない、統計情報が海外のように利用しやすく提供されていないなど多くの批判を受け、時代の要請に対応できていないと言われるようになってきた。海外諸国では、社会の変化に合わせてその統計と統計制度を大きく改革してきたが、我が国では、そのような改革に遅れが生じていることを否定できない〔1〕。

政府統計を取り巻く動き

このような状況を受け、政府で進められている行政改革の一環として、内閣府に「統計制度改革検討委員会」が設置され、法制度を含めた抜本的な統計制度改革についての検討が行われている。また、統計法の改正に向けての検討も、総務省に設置された「統計法制度に関する研究会」において進んでいる。一方、内閣府の「規制改革・民間開放推進会議」では統計作成の民間開放が検討され、その答申に基づき市場化テストを実施することが決定された。

変革期にある政府統計への提言

我が国の政府統計は、重大な変革期を迎えている。これら一連の検討に基づいて行われる統計制度改革は今後の我が国の統計に大きな影響を与えることから、日本学術会議としても俯瞰的な視点に基づいて改革に向けての考え方を整理し公表することにした。本報告においては、統計利用者としての研究者の立場から政府統計に対する意見を述べるだけでなく、統計の専門家として政府統計が如何にあるべきか、さらに研究者自身が何をすべきかについて提言したい。

政府統計と学界の連携

我が国の統計及び統計制度の在り方に対する学界からの意見は、従来は実態として統計審議会を通じて政府統計に反映されてきた。統計行政全般についての建議を行ってきた統

計審議会は、平成13年の中央省庁等改革の際に法施行型の審議会に位置付けられたため、現在ではそのような建議を行うことができなくなっている。顧みれば戦後の統計制度の再建においては、多くの第一線の研究者が参加した統計委員会が主導的な役割を果たした¹⁾。その後、統計委員会の組織が変更され、統計審議会がその役割の一部を引き継いだが、上記のとおり最近その機能は縮小された。また、学界との人事交流も、現在では不十分にしか行われていない²⁾。時の流れとともに政府統計と学界の連携が徐々に失われていることも、統計制度の改革が必要なことを表している。本報告を契機として、政府統計と学界の連携が再度強化される方向に向うことを期待している。

2 政府統計の目指すべきもの

国民の共有財産としての政府統計

政府統計は、行政目的だけではなく、経済活動や学術研究の目的で、また、一般国民が社会の状況を把握する目的で、幅広く利用される。戦後制定された統計法では、戦前の統計関係法規にはなかった結果公表の義務が規定されている。そこには、戦時中調査結果が秘密とされたことへの反省から、政府が情報を独占するのではなく、国民が等しく国の状況を知ることができることの重要性に対する当時の人々の思いがあった[2]。我々も、今、同じ考えに立つ。現在、政府統計は国民の共有財産と位置付けるべきものであるという認識は国際的にも確立されている。

社会の要求を幅広く反映

国民の共有財産たる政府統計を作成するに当たっては、当然のことながら、行政目的だけではなく、社会の要求を幅広く反映しなければならない。行政目的についても、単に現時点の必要性だけで短絡的に考えてはならない。将来の政策担当者もその統計を必要とするのである。

多様な形態での提供

また、国民が政府統計を活用できるよう、多様な形態で利用しやすく提供すべきである。特に、海外で進んでいるようなマイクロデータの公開が課題である。なお、本報告書で言うマイクロデータとは、統計作成のために集められた個々の調査票そのものではなく、その記入データをデジタル化したものであり、調査対象ごとに集約したデータも含まれる。

イギリスでの経験

政府統計を国民の共有財産と位置付けることは、その改革の在り方にも影響する。イギリスにおいては、サッチャー政権当時、政府統計の必要性を行政目的のみの視点から捉えたため、小さな政府の立場から統計予算を大幅に削減した。その結果、調査精度が低下して各分野で種々の支障が生じることになった。このため、大蔵省の勧告もあって、政府統計を国民の共有財産であると位置付け、予算も大幅に増額したという経緯がある[1]。し

かし、正確な統計調査が実施されなかった約10年間の社会経済の実態を明らかにする機会、永久に失われてしまった。我が国でその轍を踏んではならない。

国民の理解と信頼を得るために

政府統計に対する国民の理解と信頼を得るためには、統計が政治とは独立に専門的な見地から作成され、かつ、その作成方法が適切に開示されなければならない。また、調査への国民の協力を得るためには、秘密保護の徹底と統計の意義の理解が必要となる。政府統計に関しては、これらもまた重要な原則である。

3 統計作成機能の強化

(1) 体系的な統計作成

統計体系の見直し

統計体系の見直しは、社会の変化に合わせて不断に進めていかななくてはならない。特に、俯瞰的な視点から、必要性の低下した統計を廃止・縮小する一方で、その資源を新たな統計に配分し直す必要がある。我が国の場合、各府省がその行政に必要な統計を作成するという分散型の統計制度をとっており、国全体としての統計の総合調整は総務省政策統括官（統計基準担当）が行うことになっている。国際的には例外的なほどの分散型の制度であることから、統計の総合調整がきわめて重要となるが、現在の総合調整では、上記のような統計体系の見直しは有効に行えていない。また、サービス業のように府省横断的な分野の場合、分野全体を包含する総合的な統計を作成する機関が存在しないことになり、統計体系に欠落が生じている。現在の総合調整の機能だけでは、このような調査を新たに開始することは困難である。

見直しのために必要な機能

このような状況を踏まえると、統計体系の見直しのためには、現在の総合調整を超えた体系的な統計作成を行うとともに、政治的な影響から中立的な中央統計局的な機構の確立が必要である。この機構が持つべき機能は、次の3つである。

i 強い総合調整

現行の体制では、各府省で作成している統計の調査方法、集計方法を相互比較の観点などに基づいて調整しているが、これに加え、政府全体の視点から各府省の統計の改廃を実質的に企画調整できる強い総合調整の機能が必要である。

さらに、現在の統計法や統計行政の対象には、原則として業務統計や加工統計³⁾は含まれていないため、これらを含めた総合的な統計体系の在り方という視点が不十分である。例えば、国民経済計算（SNA）を作成するために必要な統計を整備するという考え方は、統計の体系化を図る場合の重要な見方となるが、そのような考え方での調整

も十分には行われていない。したがって、この総合調整の対象には、業務統計や加工統計であっても統計体系上重要な統計が含まれなくてはならない。

ii 基幹的統計の作成

我が国の基幹的統計である国勢調査、事業所・企業統計調査を実施し、最も体系的な加工統計であるSNAなどを作成するとともに担当する府省の存在しない府省横断的な基幹的統計、具体的にはサービス業の動態統計、経済センサスなどを自ら企画できる機能を持たなければならない。同時に、統計調査を実施するときの基幹的な情報となる母集団情報の作成、管理を行う必要もある。

統計の作成には専門的な知識が必要とされる。例えば、調査の企画では、調査票の設計や確率標本の抽出などの知識が、集計では、大量データの審査・修正を行うデータエディティングの技術や季節調整法などの知識が必要となる。加工統計であれば、国民経済計算や指数の理論の知識も必要となる。基幹的な統計を作成する機構においては、このような問題について研究し、その技術を開発するとともに、各府省の統計関係部局を指導し、人材を育成することも重要な課題である。

iii 実地調査のための組織

行政改革の中で地方と国との関係の見直しが進み、指定統計以外の統計の実地調査を地方公共団体に依頼することが難しくなっている。さらに、地方統計職員の専門性が急速に失われているという実態がある。国の統計作成機能を維持、強化するためには、国の既存の地方組織を活用して統計の実地調査を担当する機能を構築していくことが現実的である。そのようなシステムの構築と府省間の調整も、中央統計局的な機構の重要な機能である。

人材育成の必要性

上記「ii 基幹的統計の作成」で取り上げた人材育成について、更に詳しく述べよう。良い統計を作成するためには高度な専門性を持った統計専門家が必要であるが、我が国のような分散型の統計組織の場合、それぞれの府省の中で統計以外の業務への人事異動があるため、統計専門家が育ちにくい土壌がある。また、統計の質の低下は数年を経過しないと明白にならないという特徴があるが、行政改革はこのことを十分に理解しないで進められる傾向があり、短期的な視点から統計を担当する部門が局から部に縮小されたり、定員も削減される。このことが、統計専門家の減少とその専門性の低下に拍車をかけている。このため、これまでの統計を維持することはできても、新たな統計を企画する人材が不足している。我が国の統計の弱体化を招いた原因の一つは、高度な専門性を有する統計専門家の育成に失敗してきたことである。実際、政府職員に占める統計職員の数には国際的に類のないほど大幅に低下している〔1〕。

人材育成の方策

統計専門家の育成は、現在のような各府省の中だけでの人事では困難である。府省の枠

組みにとらわれず、統計専門家が経験を積むことができる仕組が必須である。そのため、体系的な統計作成機能には、府省を横断する人事を調整できる機能を付与すべきである。また、統計専門家の育成のためには、海外のように統計専門家が積極的に研究活動を行える機会を作ることが必要で、各府省にはそのような環境の構築を期待したい。なお、専門性を高めるためには、統計に関する専門職大学院を設置することも考えられる。

(2) 国民の意識の変化への対応

統計調査への協力度の低下

平成17年国勢調査で多くの問題が生じたのは、統計調査への協力度が低下したためである。個人の情報が種々の目的で収集される中で人々のプライバシー意識が高まったことと、政府統計の意義の理解不足がその原因と考えられる。特に、個人情報保護法の施行が国民の秘密保護の意識を高め、この法律の対象外である統計についてまで不信の目を向けたものと思われる。

統計の広報と統計教育

政府統計に対する国民の信頼を得るためには、国民の理解を高めることが第一に必要である。すなわち、調査で知られた秘密が厳重に保護されること、政府統計が国民のために必要不可欠であることの理解が不可欠である。正確な統計を作成するためには質の高い調査員を確保しなくてはならないが、国民の非協力を主な原因とする調査の困難性から、調査員の確保が難しくなっている。この問題を解決するためには、統計の広報を大幅に拡充するだけでなく、初等中等教育の段階から統計の必要性を教育しなければならない。政府統計の重要性を理解していない世帯や企業が増加していることが、政府統計の実地調査を困難にし、正確性を低下させている最大の原因である。

統計調査への協力確保方策

統計調査における従来の考え方は、強権をもって協力させても不正確な申告を招くため、あくまでも自発的な協力を求めるというものであった。この考え方は正しいが、悪質な調査妨害や非協力に対しては、海外における罰則適用事例も検討し、必要な対応を行って調査への協力を促すべきである。

行政記録の活用

行政の過程で得られる記録、例えば、通関業務の記録からは貿易統計が、出入国管理の記録からは出入国者数についての統計が作成される。このように統計作成に活用されている行政記録もあるが、海外で統計の作成に活用されている税務や雇用保険の記録は、我が国では有効に活用されていない。行政のための報告がある一方で、重複して統計調査が行われていることが調査に対する非協力の大きな原因である（オランダの事例については〔1〕）。既存の行政記録を用いて統計を作成すれば、調査費用を減少させるだけでなく調査対象者の報告負担を増やすことなく、統計を作成し拡充することができる。海外の成功

例を見ても、政府の保有する多くの行政記録を活用することは政府の急を要する重大な課題である。さらに、行政記録の情報を統計調査から得られた情報に付け加えることにより、調査負担を軽減させることができる。アメリカの経済センサスでは、規模の小さな企業については調査を行わず税務データで集計している。我が国では多くの行政記録が統計化の目的では利用されていないが、これは大きな損失であり改善を強く要望する。当然ながら、統計作成のために収集された行政記録は、統計の作成だけに用いられ、その他の行政のために用いられることはない。行政記録を活用することはきわめて大きな課題である。

4 ミクロデータの公開

多様な形態での統計情報の提供

政府統計が活用され、社会の役に立つことは国民の統計調査への協力にも繋がる。そのためにも、統計が多様な形態で利用しやすく提供されなければならない。この意味で、最近、機械可読媒体やインターネットでの政府統計の公開が進んでいることを高く評価したい。このような方式での統計情報の提供の拡充、特にインターネットでの提供に関しては、時系列データの整備、調査方法や用語の解説等の更なる拡充が求められる。

ミクロデータの提供

これらに対し、我が国で遅れているのは、政府統計のミクロデータの公開である。海外ではミクロデータが一定の制限の下で使いやすい方式で提供され、実証分析が盛んに行われているのに対して、我が国で政府統計ミクロデータの利用が進んでいない主な理由は、ミクロデータの利用制度にある。海外でも、我が国と同様、統計調査のミクロデータはその調査の結果集計の目的以外に利用することは原則として禁止され、調査回答者や企業の個別情報が保護されている。しかし、海外の場合、秘密保護の誓約を行った研究者が研究目的でミクロデータを利用することや、秘匿処理を施したミクロデータを提供することが広く行われている。我が国の場合、総務大臣の承認を得れば当初の目的以外の集計にも使用できることになっているが、利用目的や集計方法を詳細に提示しなければならないため申請資料の作成には大きな労力がかかり、また、事前に集計方法を申請することからその範囲を超えた試行錯誤ができない。このため、研究目的であっても、利用における現実的な制約が大きい。

ミクロデータ公開の必要性

ミクロデータの利用が困難な状態が続くと、我が国では実証研究が十分には行えないことになり、研究の水準が低下する恐れすらある。また、政策評価を行うときにもミクロデータが有効であるが、政策評価は政府だけではなく研究者等も行えなくてはならない。そのためにも、ミクロデータの公開が必要となる。さらに、ミクロデータの利用ができないことが、研究者等によって類似の調査が重複して行われる原因の一つとなっている可能

性も指摘できる。マイクロデータの利用を促進することは、単に学問的研究のためではなく、さまざまな分析を通じて政府統計の成果を社会に還元することを可能にするものである。

マイクロデータの提供方法

マイクロデータの公開に当たっては、調査対象の秘密を保護することが必須の前提条件である。調査情報の漏洩が生じれば、統計自体に計り知れない支障が生じる。学界としても無制限な公開には反対であり、秘密が適切に保護される方法で提供すべきである。海外では、①秘匿処理を施したマイクロデータを公開する方式（匿名標本データ提供方式）、②利用者はマイクロデータを直接使用せずに集計方式を指示して集計結果だけを受け取る方式（オーダーメイド集計方式）、③特定の施設内でその施設の担当者の監督の下で使用する方式（インサイト集計方式）などの方式でマイクロデータを提供している〔3〕。我が国でもこれらの方式を速やかに導入することが必要である。

学界との連携

現在、総務省統計局の依頼に応じて、政府統計の匿名標本データを試行的に提供する試みが大学側で行われている。このような政府と学界との協力は他の分野、例えば、匿名標本データの安全性の研究や、海外のマイクロデータの公開状況の調査などにおいても可能であり、学界としても、政府側との緊密な連携を強めるべきである。

マイクロデータ提供のための組織の構築

匿名標本データ提供方式は秘匿処理が可能な世帯データの場合に主に用いられる提供方式であり、秘匿処理が困難な事業所・企業データの場合はマイクロデータ利用の先進国でも主としてインサイト集計方式が用いられている。我が国でも、これらの方式でのマイクロデータの提供を可能とするための組織を構築する必要がある。その際、提供する統計の種類及び提供方式に関して専門的な利用者である学界の意見を反映させる仕組みが必要である。

データアーカイブ

マイクロデータを提供するためには、調査票の記入内容をデジタル化したマイクロデータだけではなく、それを利用するためのデータの形式と数値の桁数などを示した資料や調査方法・標本抽出方法の解説資料などが保管・整備されていなくてはならない。そのためには、海外でデータアーカイブと呼ばれている、マイクロデータを保管・整備する公文書館に類似した組織を構築することが効果的である。マイクロデータの保管・整備は、マイクロデータの提供が始まるのを待たず、できる限り早期に開始しなくてはならない。我が国では毎年多くの統計が作成されているが、時の経過とともにそれらのマイクロデータは失われており、その損失は計り知れない大きさである。

学界自らの課題

学界としてもマイクロデータの提供を政府に要求するだけではなく、我が国の統計の進歩及びその利用の拡大のため自ら取り組むべきである。具体的には、海外の事例のように公的研究資金で作成した統計のマイクロデータに対しては公開を義務付けるべきである。マイクロデータの公開は、資源の有効活用というだけではなく、研究成果の検証を可能とすると

いう学問的な義務でもある。この問題については、それぞれの学問分野で検討が始められるべきであるとする。また、独立行政法人などの公的研究機関で作成した統計についても、同様な観点から公開を要請したい。

利用者の支援

マイクロデータの利用者に対する指導も学界の取り組むべき課題である。統計のマイクロデータを正しく利用するためには、標本設計、調査方法、データの修正方法など調査の実態についての知識が必要となる。多くの研究者に対しては、これまでそのような情報が十分に提供されてこなかったため、マイクロデータが公開されるようになった場合、データの誤用が生じる危険性が高い。学界としても、利用者にそのような知識を提供するための支援体制を整備すべきである。

世論調査のマイクロデータの公開

なお、政府で作成している世論調査⁴⁾のマイクロデータも公開すべきである。世論調査は統計法で使用が制限されていないため、政府統計より容易に公開できるものと考えられる。政府の世論調査は信頼性も高く、時系列分析が可能な調査が多い。公開する時期が調査時点の5年ないし10年後であっても、研究の立場からは十分な利用価値がある。

5 統計作成の民間開放

統計作成の包括的な民間開放

規制改革・民間開放推進会議の答申に基づいて、平成18年度に統計作成の民間開放に向けた市場化テストを一部の調査で行い、さらに指定統計⁵⁾全体に広げることが決定された[4]。また、統計制度改革検討委員会においても「包括的な民間委託について具体的な検討を進めるべき」としている。ここで言う民間開放とは、調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に開放しようというものである。民間調査員の利用や調査票の印刷などこれまでも民間の協力を得ている部分は大きい。しかし、主要な統計の「包括的」な民間開放は、海外でも実施した例はなく、多くの困難が予想されるものである。

調査への国民の信頼が揺らぐ可能性

統計作成の包括的な民間開放で懸念されるのは、統計の正確性が維持できるかということである。統計の正確性は、調査方法の適否や調査員の熟練度などにも影響されるが、基本的には、申告の正確性に依存する。現在の統計の精度は、公的な機関が調査を行うことに対する国民の信頼に支えられている。包括的に民間が実施した場合、国民の正確な申告意欲及び回収率の低下が懸念される。

調査の継続的な実施が妨げられる可能性

正確な統計を作成するためには、調査ごとの経験の蓄積も大切である。民間開放した場

合、入札の度に担当する組織が変わる可能性があり、経験の蓄積や中長期的な人材育成を困難にする恐れがある。周期調査を視野に入れた人員配置など、整合的な調査実施計画は、個々の調査を切り離して実施する方法では実現できない。

不適切な調査が行われる可能性

また、日本銀行、内閣府及び総務省が民間に委託した調査で発生したような問題⁶⁾が生じる可能性も排除できない。受託した民間企業が業務上の問題を起こした場合、代替の受託企業を見つけるには時間がかかるために実質的には契約解除はできない事態が予想される。そのため、事実上は独占に近い状態が生じることになる。さらに民間企業の調査が数年間続く間に、官庁側の調査実行体制は消滅することになる。その結果、仮に民間企業の不適切な調査体制が指摘されたとしても、政府が実施する能力が失われる危険性が高い。

正確性の評価の困難さ

統計の場合、結果の正確性の評価は1回の調査結果をみるだけでは不十分であり、問題の所在は時系列比較や他の統計との比較分析によって初めて発見されるものである。このため、正確性の評価が定まるまでに時間を要し、その間、問題のある統計が生産され続ける恐れがある。通常の業務であれば、失敗したらやり直すか次のときに改善すればよいが、統計の場合、その時点の統計は永遠に得られなくなるのである。

民間開放の現実性

民間開放したとしても、多くの調査員を要する統計調査事務を引き受けられる高度の専門性を持った組織が必要であり、確率標本の抽出や分類事務・大量データの審査・修正を行うデータエディティングなどに関する知識と経験を有する民間組織は、海外でもほとんど存在していないなど、実現性にも疑問がもたれる。

民間開放の課題

このようなことから、海外においては人口センサスなどの基幹的統計の作成は民間開放されていない〔5〕。また、応用統計学会・日本統計学会、日本人口学会、日本学術会議は、専門的な立場から平成16年に統計作成の民間開放は慎重に検討すべきであるとの意見表明を行っている〔6〕〔7〕〔8〕。今回、統計作成の民間開放についての市場化テストを実施するに当たっては、上記のような懸念を解決しなければならない。総務省では平成18年度に民間開放に関する試験調査を行うこととしているが、その結果については、政府による十分な検証はもとより、統計審議会において慎重に審議するとともに、学界等からの意見聴取も行うことを要請する。

民間開放の意義

統計作成の民間開放を実現するには多くの課題が残されているが、民間開放を検討すること自体が官が自らの活動を律する契機となるという意義も考えられる。また、統計作成のすべてで民間開放が不可能であるということでもない。調査員調査でなければ民間開放が可能な場合もあろうし、国の基幹的統計でなければ民間開放について検討する余地もある。当然ながら、包括的な民間開放でなければ、民間開放が可能な統計作成業務も多い。

学界からの意見聴取

民間開放が可能か否かは、調査対象の種類や調査の内容、調査の仕方等で異なってくる。したがって、民間開放の可否については、調査ごとに、前述の懸念を解決できるか否か手順を踏んで慎重に検討することを要望したい。また、民間開放においては、委託する機関が適切な知識と調査実施の能力を持っていることを十分確認するとともに、調査結果の正確性も継続的に評価しなければならない〔9〕。既に閣議決定された法案⁷⁾においては、市場化テストにおける民間受託者の公正な決定を監視し、継続的にモニタリングするための第三者機関が設置されることが決まっている。政府統計の民間開放に関しては、第三者機関が学界の専門家からの意見を聴取する機会を設け、透明な手続に基づいて調査実施機関の適否が判断されるとともに、継続的評価が行われる必要がある。

6 要約と提言

本報告の要約と主要な提言は、次のとおりである。

i 統計作成機能の強化

統計作成機能を強化するためには、政治的な影響から中立的な中央統計局的機構の確立が必要である。この機構が持つべき機能は、次の3つである。

ア 政府全体の視点から各府省の統計の改廃を実質的に企画調整できる強い総合調整機能

イ 基幹的統計を自ら作成するとともに、統計技術の研究開発、人材育成を行う機能

ウ 統計の実地調査を担当する機能

また、国民の意識の変化に対応して、統計の広報や統計教育の拡充及び行政記録の活用を図るべきである。

ii ミクロデータの公開

ミクロデータの公開を可能とするため、匿名標本データの提供やインサイト集計を行う組織を構築すべきである。また、ミクロデータの保管と整備を行うデータアーカイブの構築を、早急に開始すべきである。

iii 統計作成の民間開放

民間開放を実現するには多くの課題が残されているので、慎重に検討することを要望する。民間委託業者の決定を監視し、継続的に評価するための第三者機関に対しては、学界からの意見を述べる機会を作り、透明な手続に基づいて民間開放の適否を判断すべきである。

【注】

- 1) 統計委員会の発足時の構成員は、会長（内閣総理大臣）、副会長（経済安定本部総務長官）のほか、委員として経済安定本部第一部長、内閣統計局長、大蔵省主計局長及び7

名の学識経験者からなる。7名の学識経験者は、大内兵衛、有澤広巳、近藤康男、中山伊知郎、森田優三、高橋正雄、美濃部亮吉の諸氏である〔10〕。統計委員会は、統計法の策定等、統計行政の基本的事項の決定に当たった。

- 2) 一橋大学教授などを歴任した森田優三氏は、戦後、10年間にわたり総理府統計局長を勤めた。当時の政府統計部門には、例えば、後の千葉大学教授浅井晃氏、東京大学教授近藤次郎氏、奥野忠一氏など学界で活躍した研究者が所属しており、我が国への標本調査法の導入や統計教育で大きな役割を果たした。最近では、政府の統計部門と学界との直接的な人材交流は限定的にしか行われていない。
- 3) 業務統計は、人口動態統計、貿易統計など政府の行政記録から作成する統計である。加工統計は、他の統計を加工して作成する国民経済計算（SNA）、消費者物価指数などの統計である。
- 4) 各府省は必要に応じて世論調査を実施しており、主要なものに内閣府広報室で行っている各種世論調査がある。毎年、10程度の調査が行われているが、いずれも標本数が多く、調査方法もしっかりしているので、信頼して利用できる。
- 5) 我が国の政府統計は、指定統計、承認統計、届出統計の3つに区分されている。このうち、指定統計は、我が国の最も基幹的な統計として国民に申告義務を課している。
- 6) 日本銀行、内閣府及び総務省が民間に委託した調査において、回収率を高めるために本来の調査対象以外の者を調査するという問題が生じた。政府が調査を行うときには調査員手当の額を定額とするのが普通であるが、民間の調査機関が調査を行うときには調査員に対する報酬は回収数に依存する方式をとっていることも影響したものと考えられる。
- 7) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」（平成18年2月10日閣議決定）

【参考資料】

- 〔1〕 島村史郎『統計制度論－日本の統計制度と主要国の統計制度』平成18年、(財)日本統計協会
- 〔2〕 山中四郎・河合三良『統計法と統計制度』昭和25年、統計の友社
- 〔3〕 松田芳郎・濱砂敬郎・森博美『講座ミクロ統計分析1 統計調査制度とミクロ統計の開示』平成12年、日本評論社
- 〔4〕 内閣府規制改革・民間開放推進会議『規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申「小さくて効率的な政府」の実現に向けて－官民を通じた競争と消費者・利用者による選択－』平成17年
<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/index.html>

- [5] 川崎茂「政府の統計業務の民間委託について―諸外国の事例から考える」『統計』平成 16 年 12 月号, (財)日本統計協会
- [6] 応用統計学会・日本統計学会「緊急アピール「政府統計調査の信頼性を維持せよ」」平成 16 年 11 月 18 日
<http://www.jss.gr.jp/ja/PDF/appeal.pdf>
- [7] 日本人口学会「規制改革・民間開放推進会議への申し入れについて」平成 16 年 11 月 17 日
<http://www.soc.nii.ac.jp/paj/index.htm>
- [8] 第 19 期日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告『政府統計の原状と将来のあるべき姿 学術の視点からの提言』平成 16 年 12 月 14 日
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1020.pdf>
- [9] Michael Baxter(ed.) “The Retail Prices Index Technical Manual 1998 Edition” ,
The Stationery Office
- [10] 総務庁統計局『統計局・統計センター百二十年史』平成 4 年

次回以降の日程について

(1) 幹事会

- | | | |
|-----------|-----------------|---------|
| ① 第11回幹事会 | 平成18年 4月10日 (月) | 部会終了後 |
| ② 第12回幹事会 | 平成18年 4月11日 (火) | 総会終了後 |
| ③ 第13回幹事会 | 平成18年 4月12日 (水) | 委員会終了後 |
| ④ 第14回幹事会 | 平成18年 5月25日 (木) | 14:00から |
| ⑤ 第15回幹事会 | 平成18年 6月22日 (木) | 14:00から |
| ⑥ 第16回幹事会 | 平成18年 7月27日 (木) | 14:00から |
| ⑦ 第17回幹事会 | 平成18年 8月24日 (木) | 14:00から |
| ⑧ 第18回幹事会 | 平成18年 9月21日 (木) | 14:00から |
| ⑨ 第19回幹事会 | 平成18年10月 2日 (月) | 総会終了後 |
| ⑩ 第20回幹事会 | 平成18年10月 3日 (火) | 総会終了後 |
| ⑪ 第21回幹事会 | 平成18年10月 4日 (水) | 委員会終了後 |
| ⑫ 第22回幹事会 | 平成18年10月26日 (木) | 14:00から |
| ⑬ 第23回幹事会 | 平成18年11月22日 (水) | 14:00から |
| ⑭ 第24回幹事会 | 平成18年12月21日 (木) | 14:00から |
| ⑮ 第25回幹事会 | 平成19年 1月25日 (木) | 14:00から |
| ⑯ 第26回幹事会 | 平成19年 2月22日 (木) | 14:00から |
| ⑰ 第27回幹事会 | 平成19年 3月22日 (木) | 14:00から |

(2) 連合部会・部会

- ① 平成18年 4月10日 (月)、11日 (火)
- ② 平成18年10月 2日 (月)、 3日 (火)
- ③ 平成19年 2月13日 (火)

(3) 総 会

- ① 平成18年 4月10日 (月) から12日 (水) まで [春の定例総会]
- ② 平成18年10月 2日 (月) から 4日 (水) まで [秋の定例総会]

平成 18 年 3 月 22 日 17:00 現在

日本学術会議第 148 回総会 日程概要（案）

（案であり、変更されることがあります。変更については、ビジョン・ボックスへの配付、入口付近への貼り出し、アナウンス等によりお知らせいたします。）

4 月 1 0 日（月）

10:00	総会開会 ○会長 定足数確認、議題設定 ○会長 活動方針及び諸報告
10:20	○各部長 活動報告（15分×3）
11:05	○山折哲雄 前国際日本文化研究センター所長 特別講演
11:40	○浅島副会長（組織制度担当） 提案事項説明（5分説明＋5分質疑） ・会則改正案（連携会員の任期の移行措置に関する附則の改正） ・細則改正案（会長、副会長の選出方法に関する改正）
11:50	○選考委員長 ・連携会員第1次選考分について報告
12:00	昼食 委員会等 科学者委員会男女共同参画分科会 12:00～13:30 （大会議室） 地区会議代表幹事会 12:00～13:00（5-B 会議室） 機会工学委員会 12:00～13:30（5-C（1）会議室）
13:30	部会 第1部会 13:30～14:30（5-A（1）（2）会議室） 第2部会 13:30～14:30（6-A（1）（2）会議室） 第3部会 13:30～14:30（6-C（1）（2）（3）会議室）
14:30	分野別委員会 （開催意向を3月24, 28日締め切りで確認中） ※ 会議室は共同で使用する、ロビーを利用する等になることがあります。
16:30	幹事会 （大会議室）
18:00	散会

4月11日(火)

10:00

部会

第1部会 10:00～12:00 (5-A (1) (2) 会議室)

第2部会 10:00～12:00 (6-A (1) (2) 会議室)

第3部会 10:00～12:00 (6-C (1) (2) (3) 会議室)

12:00

昼食

幹事会 12:00～13:30 (関係省庁との意見交換会) (大会議室)

※ 松田大臣 出席

13:30

総会開会

○会長 定足数確認

○浅島副会長 (組織制度担当)

提案事項 (会則改正案、細則改正案) 細則

13:45

○分野別委員会活動報告 (3分×希望する委員会、部長) (報告意向確認中)

・△△部

・××委員会

・××委員会

・××委員会

14:30

○科学者の行動規範に関する検討委員会 中間報告

16:00

○その他の課題別委員会活動報告 (3分×4)

・学術とジェンダー委員会

・政府統計の作成・公開方策に関する委員会

・学術・芸術資料保全体制検討委員会

・ヒト由来試料・情報を用いる研究に関する声明倫理検討委員会

○機能別委員会の活動報告 (3分×今のところの登録は5)

・科学者委員会

・科学者委員会男女共同参画分科会

・科学者委員会学術体制分科会

・科学と社会委員会

・国際委員会

16:45

幹事会 (大会議室)

17:30 同友会
 総会 (講堂)
 懇親会 (ホワイエ)

4月12日(水)

10:00	<u>機能別委員会</u> 科学者委員会 10:00~12:00 (6-C(2) 会議室) 科学と社会委員会 10:00~12:00 (5-C(1) 会議室) 国際委員会 10:00~12:00 (6-C(1) 会議室) 地球惑星科学委員会 10:00~12:00 (5-B 会議室)
12:00	昼食 <u>委員会等</u> 企画委員会年次報告書等検討分科会 12:00~13:30 (6-B 会議室) 学術とジェンダー委員会 12:00~13:30 (5-C(2) 会議室)
13:30	<u>機能別委員会の分科会等</u> 科学者委員会学術体制分科会 13:30~15:30 (5-A(1) 会議室) 科学と社会委員会科学力増進分科会 13:30~ (6-A(1) 会議室)
16:00	<u>幹事会</u> (大会議室)

以上

第1次連携会員の発令状況等

平成18年3月23日

平成18年3月15日付任命

計478人

〔発令状況等〕

候補者区分	任命	辞退
会員推薦 423人	423人	0人
会長枠 60人	55人	※1 5人
計	※2 478人	5人



※1) 辞退者 : 阿部謹也 太田(原田)朋子
白川英樹 寺田雅昭 広中平祐

※2) うち、「特任連携会員」との重複:33人 ⇒ 発令換え

任期別内訳

3年任期 (平成20年9月30日迄)	241人
6年任期 (平成23年9月30日迄)	237人

(参考)

第1次連携会員の五十音順名簿及び専門分野別名簿については、次の
日本学術会議ホームページで掲載

<http://www.scj.go.jp/ja/info/member/index.html>

(案)

府 日 学 第 号
平成 年 月 日

第一部長 広 渡 清 吾 }
第二部長 金 澤 一 郎 } あて
第三部長 海 部 宣 男 }

日本学術会議会長

黒 川 清 公印省略

科学者コミュニティと知の統合委員会委員候補者の推薦
について（依頼）

標記の委員会に委嘱するための委員候補者を下記により推薦願います。

記

1 推薦人数

第一部 3 人以内
第二部 3 人以内
第三部 8 人以内

2 推薦期限及び推薦先

4 月 6 日（木）までに、幹事会に対し別添様式により推薦

(案)

府日学第 号
平成 年 月 日

第一部長 広 渡 清 吾 }
第二部長 金 澤 一 郎 } あて
第三部長 海 部 宣 男 }

日本学術会議会長
黒 川 清 公印省略

エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会委員候補者の推薦
について（依頼）

標記の委員会に委嘱するための委員候補者を下記により推薦願います。

記

1 推薦人数

第一部 5 人以内
第二部 3 人以内
第三部 6 人以内

2 推薦期限及び推薦先

4 月 6 日（木）までに、幹事会に対し別添様式により推薦

様 式 1

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

(委員会・分科会等名称)の委員として、下表のとおり、候補者を推薦します。

(委 員 会 ・ 分 科 会 等 の 名 称)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考

* 日本学術会議会則第7条第1項に基づき本委員会の審議に参画するため任命される連携会員（「特任連携会員」という。）であり、様式2を添付する。

様 式 2

(日 付)

日本学術会議会長

〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

表 1 の（委員会の審議事項／国際業務）に参画するため、表 2 の者を日本学術会議会則第 7 条第 1 項に基づき任命する連携会員（「特任連携会員」という。）の候補者として推薦します。

(表 1) 参画する委員会の審議事項／国際業務及び期間

委 員 会 等 名	〇 〇 〇 分 科 会 / 〇 〇 〇 国 際 業 務
参画する委員会 の審議事項／国 際業務	
審議／業務期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(表2) 特任連携会員候補者

氏 名	国 籍	年 齢	性 別	現 職	専門分野	推薦理由(100字以内)	本人内諾	候補者連絡先(〒・住所・電話番号・メールアドレス)
								(勤務先／自宅の別)

注1) 別記記入要領に基づき記入願います。

注2) 委員会等の特定の専門的事項の審議に参画する必要性から特任連携会員を推薦する場合は、当該委員会等の委員としての推薦も必要となりますので御注意ください。

課題別委員会一覧

平成18年3月23日
日本学術会議事務局
参事官(審議第二担当)付

	委員会名	審議事項	設置提案	提案者	設置期間	定員	委員確定	委員(*特任連携会員)		
1	科学者の行動規範に関する検討委員会	科学者コミュニティの自律性・倫理性を強化、担保するため、科学者の行動規範について調査審議する。	第4回幹事会 (H17.10.24)	浅島副会長	H17.10.24～ H18.10.30	15名 以内	第5回幹事会 (H17.11.27) 第7回幹事会 (H18.1.23) 1名追加	1 1 1 2 2 2 3	井上達夫 佐藤学 山岸俊男 浅島誠 猿田享男 鷺谷いづみ 入倉孝次郎	3 3 笠木伸英 田中英彦 松本三和夫* 鈴木莊太郎* 御園生誠* 札野順*
2	学術とジェンダー委員会	学術の諸分野における研究動向を把握するとともに、ジェンダー概念や学術における男女共同参画に関する種々の論点について調査審議する。	第5回幹事会 (H17.11.27)	浅倉むつ子 上野千鶴子 江原由美子 大沢真理 大隅典子 落合恵美子 小舘香椎子 辻村みよ子	H17.11.24～ H18.11.30	15名 以内	第6回幹事会 (H17.12.22) 第7回幹事会 (H18.1.23) 2名追加 第10回幹事会 (H18.3.23) 2名追加	1 1 1 1 1 1 3	上野千鶴子 江原由美子 大沢真理 桜井万里子 橋木俊詔 辻村みよ子 後藤俊夫	 井谷恵子* 山内章* 遠山嘉一* 束村博子*
3	政府統計の作成・公開方針に関する委員会	公共財である政府統計の一次データの保存・公開のために、現行の分散型政府統計作成体制から集中型の中央統計機構実現の可能性を検討するとともに、一次データの一元的管理とその公開・利用のための法制度、組織体制整備について体系的かつ包括的に調査審議する。	第6回幹事会 (H17.12.22)	会長	H17.12.22～ H18.6.30	15名 以内	第6回幹事会 (H17.12.22)	1 1 1 1 2 3	翁百合 鈴村興太郎 橋木俊詔 津谷典子 樋口美雄 廣橋説雄 武市正人	 竹村彰道 美添泰人* 大橋靖雄*
4	学術・芸術資料保全体制検討委員会	効率化優先政策導入が我が国の学術・芸術資料の管理制度に及ぼす影響を調査し、長期的視点に立った文化政策について審議する。	第6回幹事会 (H17.12.22)	青柳正規 樺山紘一 岸本美緒 木下尚子 小谷汪之 桜井万里子 藤井譲治 前田富士男 油井大三郎	H17.12.22～ H18.12.31	15名 以内	第7回幹事会 (H17.1.23)	1 1 1 1 2 2	青柳正規 樺山紘一 木下尚子 前田富士男 林良博 御子柴克彦 井上洋一* 神田正彦* 佐野賢治*	 白藤博行* 土岐憲三* 山折哲雄* 前沢和之* 馬渡駿介* 和田勝彦*
5	ヒト由来試料・情報を用いる研究に関する生命倫理検討委員会	委員会は、ヒト由来の試料及びその情報に関する倫理的・法的・社会的問題について調査審議する。	第7回幹事会 (H18.1.23)	位田隆一 田中成明 大隈典子 黒川清 小原雄治 岡野光夫	H18.1.23～ H19.1.31	15名 以内	第10回幹事会 (H18.2.23)	1 1 2 2 3	位田隆一 田中成明 垣添忠生 小原雄治 岡野光夫 勝木元也	 辻省次 赤林朗* 浅野茂隆* 市野川容孝* 金森修* 米本昌平*

	委員会名	審議事項	設置提案	提案者	設置期間	定員	委員確定	委員(*特任連携会員)		
6	地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会	地球規模自然環境や社会環境の分析、災害に対応・軽減するための社会基盤や社会システム等の検討を行う。	第8回幹事会 (H18.2.13)	村上周三 入倉孝次郎 岡部篤行 池田駿介 濱田政則	H18.2.13～ H19.3.31	21名 以内	第10回幹事会 (H18.3.23)	1 2 3 3 3 3	碓井照子 真木太一 池田駿介 入倉孝次郎 岡部篤行 濱田政則 草間朋子 今村文彦 日下部治 陣内秀信 住明正	竹内邦良 林良嗣 山形俊男 林勲男* 角本繁* 玉城英彦* 古関潤一* 佐竹健治* 鈴木康弘* 辻本哲郎*
7	子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会	子どもの活力が低下している要因について分析し、活性化のための国家的な戦略のための基本方策について審議する。	第8回幹事会 (H18.2.13)	仙田満 進士五十八 村上周三 大垣眞一郎 岸玲子 加賀谷淳子 金澤一郎	H18.2.13～ H19.2.28	15名 以内	第10回幹事会 (H18.3.23)	1 2 2 3 3 3 3	秋田喜代美 五十嵐隆 加賀谷淳子 石川幹子 進士五十八 仙田満 村上周三	無藤隆 鴨下重彦 小林章雄 小川博久* 片田範子* 小林寛道* 矢田努*
8	教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会	知識社会に対応する教師の科学的教養や実践的知識の在り方、それに伴って考えられる教員養成・現職教師教育カリキュラム、教師教育政策科学研究の課題について調査審議する。	第9回幹事会 (H18.2.23)	秋田喜代美 佐藤学 三田一郎 藤田英典 鈴木晶子 内田伸子 佐藤勝彦	H18.2.23～ H19.2.28	16名 以内	第10回幹事会 (H18.3.23)	1 1 1 1 2 2	秋田喜代美 内田伸子 佐藤学 鈴木晶子 藤田英典 浅島誠 唐木英明	2 2 3 3 郷通子 本田孔士 佐藤勝彦 三田一郎 村山祐司 氷見山幸夫
9	エネルギーと地球温暖化に関する検討委員会	地球温暖化を中心とするエネルギーと環境の問題について調査審議する。	第10回幹事会 (H18.3.23)	会長 山地憲治	H18.3.23～ H19.3.31	14名 以内				
10	科学者コミュニティと知の統合委員会	知の統合の理念と方法、現代の諸課題において知の統合がどのような形で要請されているか、知の統合を具体的に推進する科学者コミュニティの役割と活動について審議する。	第8回幹事会 (H18.2.13) 第10回幹事会 に再提出	中島尚正 岸 輝雄 後藤俊夫 小林敏雄 柘植綾夫 土井美和子 矢川元基	H18.3.23～ H19.3.31	15名 以内				

平成18年4月10日

関係各位

日本学術会議 会長 黒川清

「科学者の行動規範」（暫定版）及び「科学者倫理の遵守に関する要請」について

日本学術会議は、別紙にあるように「科学者の行動規範」（暫定版）及び「科学者倫理の遵守に関する勧告」を平成18年4月10日開催の総会にて決定いたしました。

「科学者の行動規範」（暫定版）は、社会の信頼と負託を得て科学の自由と自治を確立し、その健全な発展を促すため、あらゆる学術分野に共通の基本的な科学者の姿勢を示すべく、日本学術会議「科学者の行動規範委員会」にて審議作成したものを、総会で一致して承認したものです。今後、科学者個々人の日々の行動に反映されるように、そして多くの学術機関で参考にしていただけるように、関係各位のご意見などを参考にして最終版を作り、平成18年10月の日本学術会議総会にて、承認決定したいと考えております。「科学者の行動規範」（暫定版）に対して、皆様のご意見を別紙によりお送りいただきますようお願い申し上げます。

「科学者倫理の遵守に関する要請」は、我が国の科学者コミュニティを代表する日本学術会議が、全ての研究教育機関、学術団体、研究費管理機関に、その目的と必要性に沿って、構成員である科学者の誠実で自律的な行動を促す、より具体的な倫理的枠組みと運用制度を自主的に導入することを強く要請するものです。特に、研究・調査データ、資料、成果等の誠実な取扱いを徹底し、それらのねつ造、改ざん及び盗用には厳正に対処する制度の早期の導入とその運用を切望します。各組織におかれましては、実効ある制度の運用と、所属する全ての科学者に対する教育を進められるよう、よろしくお願い申し上げます。

（以上）

科学者の行動規範（暫定版）

日本学術会議

科学は社会の中に、そして社会のためにある。学問の自由と科学者の学術研究の自治は、社会の信頼と負託を前提として初めて確立される。一方、現代社会は科学技術の多大な影響下にあり、従って科学者への依存が避けられない事実がある。従って、科学がその健全な発達、発展によってより豊かな人間社会の実現に寄与するためには、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼に足る倫理的な枠組みを自ら確立する必要がある。

日本学術会議は、以下に全ての科学者に共有されるべき行動規範を提言する。これらの行動規範の遵守は、科学者個人および科学者コミュニティの尊厳と名誉を維持し、高めるためにも不可欠であることを喚起する。

1. **（科学者の責任）** 科学者は、自らの専門的知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有する。
2. **（科学者の行動）** 科学者は、常に正直、誠実、自律的に判断し、行動する。科学研究によって生み出される知の正確さ、精密さ、正当性を科学的かつ客観的に示す最善の努力をする。
3. **（科学の自治）** 科学者は、社会の信頼と負託によって、科学の自治が確立されるように務める。
4. **（自己の研鑽）** 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・環境の関係を広い視野から理解できるように弛まず努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。
5. **（説明と公開）** 科学者は、自ら携わる研究の意義と役割を公に積極的に説明し、それらが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を保つ。
6. **（研究対象などの保護）** 科学者は、研究の対象（動物などを含む）や研究協力者の健康と福利に配慮し、これを保護する。
7. **（他者との関係）** 科学者は、他者の批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交えると共に、他者の知的成果など業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
8. **（利益相反の回避）** 科学者は、自らの行動において利益相反の有無を認識し、そのような立場に身を置く場合にはこれを公表するなどして、これを排除する。
9. **（差別の排除）** 科学者は、個人の生来の属性、思想宗教によって差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

（以上）

科学者の行動規範（暫定版）

日本学術会議

日本学術会議は、社会の信頼の下に、学問の自由と科学者の学術研究の自治を確立し、科学の健全な発達、発展によってより豊かな人間社会の実現に寄与するため、以下に全ての科学者に共有されるべき行動規範を提言する。

（この前文の中に、1）科学者の定義、2）知的探究が人間性に最重要であること、3）知的探究を職業とする人間＜科学者＞は特別の権利と責任を持つこと、4）科学者の持つ特別の権利は、科学者個人および科学者コミュニティ全体と社会との信頼関係を前提として付託されているものであること、5）行動規範の遵守は、個々の科学者および科学者コミュニティの尊厳と名誉を維持し高めるために不可欠であること、6）現在の高度科学技術社会が、科学者を含む専門家への依存によって成り立っていること、7）したがって、科学者は非専門家からの付託に応える責務を有すること、8）科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すべきであること、を含めるべきか。これらの事柄に関しては、第19期の報告書「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」の中に優れた記述がある。）

1. **（科学の目的）** 科学は社会の中に、そして社会のためにある。したがって、科学者は、自ら携わる研究の目的と意義およびその社会における役割を明確に自覚し、これを社会および科学者コミュニティに対して正直かつ正確に説明できなければならない。（同意を得る。）
2. **（科学者の行動）** 科学者は、学問の自由（Academic Freedom）、誠実（Integrity）、正直（Honesty）、正確さ（Accuracy）、客観性（objectivity）および真理に対する厳正さが、すべての科学者が共有すべき基本的価値であることを深く認識し、これらの価値に基づいて自律的に判断し、行動する。
3. **（科学者の責任）** 科学者は、自らの専門的知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に貢献する責任を有することを自覚する。
4. **（科学の自治）** 科学者は、学問の自由が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、誠実に行動する。また、専門家の行動の善悪は、多くの場合同じ領域の専門家にしか判断できないことを認識し、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における相互監視（peer review）に積極的に関与することにより、科学の自主自立性（自治？）の確立・維持・促進に努める。
5. **（研究活動）** 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの活動において、科学研究上の規範を守って誠実に行動し、自ら捏造、改竄、剽窃な

どの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

6. **（研究対象などの保護）** 科学者は、研究の対象（動物などを含む）や研究協力者の福利に配慮し、これを保護する。
7. **（科学的成果の公表）** 科学者は、自らの研究によって生み出される知的成果の社会に対する直接的・間接的影響を十分配慮し、公衆の安全・健康・福利に反しないもののみを公表する。公表に際してはこれを正確にかつできるかぎり客観的に示す。
8. **（自己の研鑽）** 科学者は、倫理的判断力を含んだ自らの専門的知識・能力・技芸の維持・向上に努めるとともに、科学と社会の関係を広い視野から理解できるように弛まず努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。
9. **（説明と公開）** 科学者は、自ら携わる研究の意義と役割を公に積極的に説明し、それらが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話に自主的に参画する。
10. **（他者との関係）** 科学者は、研究において権威の盲目的な受け入れを排し、他者の成果を建設的に批判すると同時に、他者の批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交える。また、知的成果など、他者の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
11. **（利害関係の相反の回避）** 科学者は、常に利害関係の相反の有無を認識し、実質的にも見かけ上も自らの判断に影響を与えるような利害関係についてはこれを公表するなどして利益相反を排除する。
12. **（差別の排除）** 科学者は、個人の生来の属性、思想宗教によって差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
13. **（研究環境の確立）** 科学者は、責任ある研究を行うことのできる環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティおよび自らの所属組織の研究倫理に関する取り組みに積極的に参加する。

（以上）

科学者倫理の遵守に関する要請

日本学術会議は、自律する科学者コミュニティを確立して、科学の健全な発展を促すため、全ての研究教育機関、学術団体、研究費管理機関に対して、以下の事項を強く要請する。

- （1）各機関の構成員の責任ある研究活動を奨励・促進するために、次項以下を含む倫理プログラムを自主的かつ速やかに制定し、運用すること。
- （2）別紙「科学者の行動規範」（暫定版）の趣旨を含む倫理綱領・行動指針などの策定すること。
- （3）管理職員のコミットメントを強化すると共に、各機関内に科学者倫理の担当者・委員会・部署など、組織体制を整備する。
- （4）特に、ねつ造、改ざん、及び盗用などの明らかな不正行為を防止するため、次項以下に示すような制度を早急に確立すること。研究費の不正利用、不適正なオーサiership、研究内容・計画の誇張的・自己宣伝的な記述等の排除にも対策を講じること。
- （5）不正行為の疑義の報告や相談を受け付ける窓口を設け、同時にその通報者に将来に亘って不利益が及ばないように、十分な配慮を施すこと。
- （6）不正行為の疑義があった場合には、定められた制度に沿って迅速に事実の究明に務め、必要な対応を公正に行い、その結果を公表すること。データのねつ造、改ざん及び盗用には、厳正に対処すること。
- （7）構成員に対して、不正行為の禁止、研究・調査データの厳正な取扱い等を含む、研究活動における倫理に関する教育・研修と啓蒙を継続的に行うこと。さらに、構成員が、科学研究に従事することによって人格形成を進めるという目的意識も共有できるようにすること。
- （8）各機関内の研究組織毎に、自由、公平、透明性、公開性の担保された人間関係と運営を確立することによって、倫理に関するコミュニケーションを促進し、不正行為を犯さぬように日々互いに注意を喚起する環境を醸成すること。
- （9）自己点検・自己監査システムによって、倫理プログラムの継続的な改善を図ること。

（以上）

「科学者の行動規範」制定スケジュール（案）

平成18年3月初め 起草WGメンバー間でメールにて意見交換

平成18年3月10日 科学者の行動規範委員会メンバーへ、ドラフトをメールで送付。

平成18年3月17日 科学者の行動規範委員会にて、ドラフトを審議。その後、ドラフトを幹事会へ提出。

平成18年4月5日 科学者の行動規範委員会にて、最終ドラフトを決定。学術会議会員へメール送付。

平成18年4月10日 学術会議総会にて、「科学者の行動規範」（暫定版）と「科学者倫理の遵守に関する要請」を承認。公表。

平成18年4月末 関係諸機関あてに、「科学者の行動規範」（暫定版）と「科学者倫理の遵守に関する要請」を送付して、当該機関の対応を問うと共に、「科学者の行動規範」（暫定版）に対する意見を求める。

平成18年6月末 各方面からの回答、意見を集計。

平成18年8～9月 科学者の行動規範委員会にて、「科学者の行動規範」（最終版）を審議、結果を幹事会へ提出。関係諸機関の対応状況を集計。

平成18年10月 学術会議総会にて、「科学者の行動規範」（最終版）を承認、制定。公表。

（なお、上記と併行して、学術会議の科学者憲章の見直し作業が進められる予定）